

思いと歴史を継承し、
地域と共に成長し歩む

「新たな100年」へ



CONTENTS

ごあいさつ	2	5 商品のご案内	31
創業100周年記念		サービスのご案内	35
理事長メッセージ	3	主な手数料一覧	36
理事長×若手職員アニバーサリー座談会	5	6 資料編	38
1 令和2年度の業績	7	7 自己資本の充実の状況	66
2 〈あましん〉と地域社会	11	8 店舗一覧	88
コンサルティング活動	13	プロフィール	91
地域貢献活動	15	2021年版ディスクロージャー誌 索引	93
3 職場環境の整備と人材の育成	19		
4 組織体制	21		
コンプライアンス(法令等遵守)	27		
リスク管理強化の取組み	29		

本誌は信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明書類)です。本資料の計数は原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。



理事長 作田 誠司

ごあいさつ

皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は尼崎信用金庫に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

おかげさまで、当金庫は本年6月6日に創業100周年を迎えました。1921(大正10)年に阪神間の工業都市である尼崎で創業以来、「地域社会への貢献」を経営の基本方針に掲げ、地域経済の活性化と持続的な発展を第一義に考えた事業活動を展開してまいりました。その間、堅実・健全経営に徹し、幾多の困難を乗り越え、全国屈指の信用金庫に成長することができました。これもひとえに、地域の皆さまの永年にわたる温かいご支援・ご愛顧の賜物と心より感謝申し上げます。

本年も、尼崎信用金庫についてのご理解を一層深めていただくために、ディスクロージャー誌「尼崎信用金庫の現況2021」を作成いたしました。ぜひ、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度の業績は、一般企業の営業利益にあたる業務純益は56億円、経常利益は37億円、当期純利益は24億円となりました。金融機関の本来的な収益力を示すコア業務純益につきましても56億円を計上し、厳しい収益環境の中において安定して推移しております。経営の健全性を示す自己資本比率は16.37%となるなど、国内基準の4%を大きく上回り、大型信金の中にあつて屈指の高水準を維持することができております。

また昨年10月には、日本有数の格付機関であります株式会社日本格付研究所(JCR)から、長期発行体格付「A」(シングルAフラット)の評価を受けました。これは、当金庫の堅実・健全経営が高く評価されているものと考えております。

新型コロナウイルス感染拡大による地域経済への影響は、今なお大変な状況が続いておりますが、地域金融機関として、中小企業専門金融機関として、地域やお取引先のニーズにお応えし、課題解決と新たな価値の創造に取り組んでまいります。そして、創業時から受け継いできた相互扶助の精神をあらためて胸に刻み、「もっと、あましん らしく」地域とお取引先を全力でサポートし、皆さまと輝かしい未来に向かって歩んでまいりたいと考えております。

今後とも、皆さまのより一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

理事長 作田 誠司

感謝の気持ちと 地域への熱い思いで 次の100年へ。

理事長
作田 誠司

地域の皆さまに支えられて100年。
創業から変わらぬもの、変わっていくものとは一。
今日までの歩みを振り返りつつ、
進むべき「あましん」の未来を展望します。

地域企業の支援に立ち上がった 創業の精神を引き継いで1世紀

おかげさまで当金庫は、2021年6月6日に創業100周年の節目を迎えました。今日まで支えてくださった地域の皆さま、お取引先の皆さまには感謝の言葉しかありません。

「あましん」が産声を上げたのは、第一次世界大戦後の不況下にあった1921(大正10)年。創業の中心人物であった松尾高一は岡山県の生家で父の営む事業を手伝っていましたが、日露戦争後に起こった明治四十年恐慌とその後の商況不振のあおりを受けて経営が立ち行かなくなったことから大阪で働くこととなり、尼崎市に居を構えました。尼崎の多くの中小企業もまた経営難に陥っており、経営者の苦勞が痛いほど分かる松尾は、彼らを助けることはできないものかと思案します。大阪で知り合った同郷の中江済にそんな話をしたのでしよう。

松尾の勤め先の社長が理事長を務める信用組合を参考に、二人で当金庫の前身となる組合の設立を模索し始めます。とはいえ地域での信用は皆無。立ち上げに際しては、尼崎の名士たちに力を貸していただいたと聞いています。地域の協力を得て誕生した当金庫は、設立の志そのままに、これまで一貫して「地域社会への貢献」を基本方針に活動してきました。その精神と実践は「あましん」のDNAとして今も引き継がれています。

創業当時から当金庫の経営は実に堅実でした。本店といえども、表通りに出してはならない。あくまでも縁の下の力持ちでなければならないという考えを、全職員に徹底していました。私はバブル景気直前の1985年に入庫しましたが、バブル期に入っても好景気に踊ることはありませんでした。やがてバブルが崩壊し、多くの金融機関や企業が経営破綻をきたしましたが、「あましん」は大きな傷を受けることなく、地域の方々からいっそう

信頼を得る結果となりました。

コンサルティング活動を強化 地域貢献活動を通じた課題解決も

「中小企業金融の本来の役割は、企業支援と地域貢献である」との信念から、当金庫は今日までコンサルティング活動と地域貢献活動の2本柱に全力を傾けてきました。コンサルティング活動については、「地元で起業する流れをつくりたい」「後継者問題に悩む経営者のお役に立ちたい」「地元の雇用を守りたい」との思いで、早い段階から創業支援や事業承継、M&Aにも積極的に取組み、多くの実績とノウハウを蓄積してきました。企業を取り巻く環境の変化でコンサルティング活動にもレベルの高い専門性が求められるようになり、外部の専門家や行政機関とも連携。コーディネート力を発揮しながら多くの成功事例を生み出してきました。この経験が職員のスキルや対応力の向上、ネットワーク拡大、コンサルティング機能の強化につながっていることは間違いありません。今後ますます守備範囲が拡大し、専門性も高まっていくものと思われまます。さらなる課題解決を視野に連携先を拡大するのはもちろん、「あましん」のDNAを持ち、お客さまの懐にしっかり飛び込める職員を育成していきたいと考えています。

地域貢献活動では創業90周年を機に、地域の課題解決につながる新たな活動をスタートさせました。「あまちゃん・しんちゃんプロジェクト」では、各支店がそれぞれの地域のニーズに応じた取組みをしており、地域の方々とコミュニケーションを取る中で課題を発見し、解決につながる事例も出てきました。また「あましん緑のプロジェクト」では、10年かけて植樹を行い、100年かけて



森を育てる兵庫県の〈尼崎21世紀の森づくり〉に参画しており、苗木の里親企業第1号に認定されました。植樹が完了した後も、間伐などの整備を継続し、地域の皆さんに喜んでいただける憩いの森に育てるとともに、森の活用方法も提案していきたいと思っています。協同組織金融機関としての当金庫の成り立ちや事業活動そのものがSDGs(持続可能な開発目標)の理念に共通することから、2019年に「あましんSDGs宣言」を表明し、重点項目を中心に取組みを強化しているところです。

「地域」「職員」「金庫」のために これからも中小企業金融の王道を

いよいよ次の100年への新たなスタートです。先の見通せないウィズコロナ・アフターコロナ時代ですが、地域の課題解決に真っ向から取組むという基本方針が変わることはありません。私は「あましん」のあらゆる活動は、「地域」「職員」「あましん」の三者が幸せになるためにあると考えています。この三者は、いわば三角形の関係にあります。二等辺三角形や直角三角形になることはあっても、決して直線や点になってはいけません。みんながWin・Win・Winになる方法をあらゆる角度から考え、形にして行かなければなりません。そのために大切なのは創業の精神であり、地域やお取引先の皆さまにしっかりと寄り添う姿勢です。これからも創業の精神を全職員で共有し、信用金庫のあるべき姿を追求し続けます。これまでの取組みを深化させ、地域の皆さまにとって「なくてはならない存在」「切っても切れない関係」を築いていきたいと考えます。

地域の元気と未来のために お客さまと真剣に向き合っています。



大下 翔平
園田支店 渉外係

作田 誠司
理事長

川上 紗希枝
大園町支店 融資係 係長

地元貢献したい強い気持ちと コミュニケーションを大切に

作田 私は尼崎出身だけど、大下さんもそうでしたね。

大下 はい。生まれも育ちも尼崎なので、あましんもすぐ身近でした。

川上 私は大阪ですが、あましんの支店が実家の近くにあって、その階上で習い事をしていましたので親近感がありました。

作田 なるほど。私も実家が商売をしていた関係で、あましんと取引があり、幼い頃から親しみを感じていました。もともと地元志向が強く、ゼミの先生から勧められてあましんに入ったのですが、お二人は？

川上 長く勤めたかったので、育児休暇や介護休暇、コース転換制度など、仕事を続ける上でのサポート体制が充実している点に魅力を感じました。

大下 就職活動ではいろいろな業種や企業を見ていましたが、地元で貢献したい気持ちが強く、あましんを志望しました。

作田 地元で強いことは、仕事に活かせましたか。

大下 地元の人間なのに知らないことばかりで…。私よりお客さまの方が地域の事情やあましんの歴史をよくご存じなので、いろいろ教えてもらっています。逆に何も知らないから、怖いもの知らずが功を奏して、新規のお客さまにも遠慮なくアプローチできるのかも知れないですが。

作田 怖いもの知らずは私も同じ。私が渉外活動に出たのは入庫から半年後でしたが、そろばんができなかった。電卓もなかったので、集金に行った先で入金帳と大量の小切手を渡された時はどうしようかと思いました。お取引先で現金を数えるのに、朝から夕方までかかったことがあります。こんな私でも、2年目には表彰を受けることが



できましたから、すべてはお客さまのおかげです。

大下 私もお客さまのおかげで、少しは成長できたかと思えます。

川上 私は入庫してから、地域のお役に立ちたい気持ちがあります。融資係はチームで仕事を進めるので、何かプラスアルファになることができないかを考えて行動したり、チャレンジしたり。それが成長の糧にもなっていると思います。

課題解決のアイデアと行動は お客さまに寄り添うことから

作田 お客さまへの対応で心掛けていることはありますか。

川上 私はお客さまに寄り添って、お話をしっかり聞くようにしています。

作田 「お客さまにとって何が一番よいことなのか」を考える。大切なことですね。

川上 はい。ご相談の後で「ありがとう」と言ってもらえると、やりがいを感じますし、モチベーションになります。

大下 私もお客さまに最適だと思われる提案をして、ご納得いただけると本当にうれしいです。「あましんと取引してよかった」というお言葉は、最高のほめ言葉です。



作田 私たちは場合によって「この取引は止めましょう」と進言することもありますから、それだけ、お客さまのことを考えているということですね。お話を伺った後、課題解決へと進むわけですが、どのように進めていますか。

川上 例えば、後継者がいなくて廃業を考える方の場合だと、経営者さまごとに異なる事情を勘案して情報を提供したり、専門部署にサポートしてもらったりして、継続できる方法を提案しています。

大下 以前、勤務していた支店で近隣の卸売市場の集客が減っていて、周辺地域にも元気がないと聞きました。そこ



で年に一度の市場のイベントを盛り上げようと、チラシを自作し、あましんのネットワークを駆使して近くの幼稚園や小学校に配ってもらいました。すぐに成果が出るわけではありませんが、少しずつでも盛り上がっていけばと。

作田 お客さまの声を地域貢献活動に活かしたよい事例ですね。

コロナ禍での少数精鋭の実践が 時代の変化に応える自信にも

作田 コロナ禍ではお二人とも大変な思いをしたと思いますが。

川上 感染拡大防止のため職員の交代勤務を行いました。来店客数はむしろ増えたので、窓口業務が忙しくて。でもおかげで、少ない人数で仕事をこなす力が付きました。

作田 まさに我々がめざす少数精鋭の実践ですね。営業店の職員の皆さんには本当にご苦労を掛けましたが、気付きも大きかったと思う。渉外担当はどうでしたか？

大下 公的な制度をご案内したり、経営者さまの本音を聞き出したりして、今まで以上にコミュニケーションを取るように。リモートワークも当たり前になって、仕事を見直すよいきっかけにもなりました。

作田 前向きな姿勢で安心しました。コロナ禍を経て時代はますます急速に変化するでしょうが、今後のあましんに望むことはありますか。

川上 地域の金融機関としてさらに発展して欲しいです。そのために先輩が築かれた信頼を私たちが引き継ぎ、より高めていけるよう微力ながら貢献したいと思います。

大下 地域になくてもならない存在であり続けたいので、私もアンテナを高く広く張って、時代のニーズに合った提案に努めるつもりです。

作田 お二人ともあましんの精神や文化を受け継いでいるので非常に心強いです。これからも金融のプロとして、ご自身を磨いていってください。そして後輩たちに、あましんの精神をしっかり伝えていってください。

令和2年度の業績は、



を計上しました。

金融経済環境

令和2年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大により、人の移動や企業活動が制限され、深刻な打撃を受けました。感染拡大防止と経済活動の両立が進む中で、個人消費や輸出を中心に持ち直しの動きも見られましたが、感染の再拡大から収束が見通せず、先行きの不透明感はさらに高まりました。

このような環境下、当金庫は令和3年に創業100周年という大きな節目を迎えるにあたり、これまで実践してきた『あましんビジネスモデル』を進化(深化)、浸透させながら地域やお取引先の皆さまと手を携え、持続可能な社会の実現と地域活性化に取り組んでまいりました。

今年度も引き続き全役職員が力を結集し、地域と共に歩む信用金庫としての使命と役割を果たしてまいります。

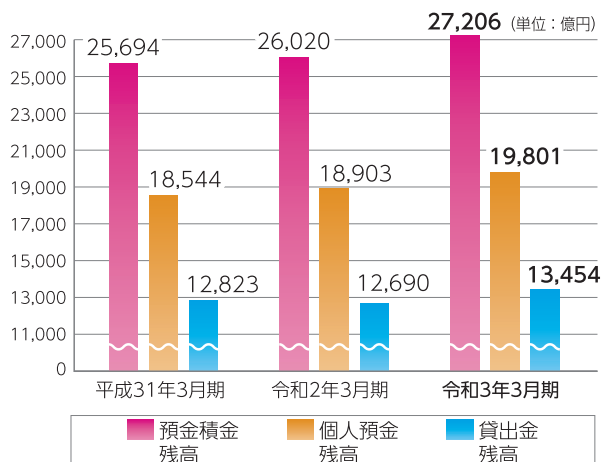
業績

■ 事業の状況を示す指標

(単位：億円)

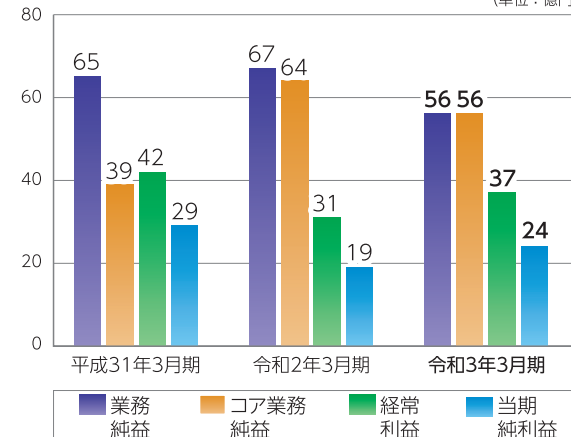
	平成31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期
預金積金残高(未残)	25,694	26,020	27,206
個人預金残高(未残)	18,544	18,903	19,801
貸出金残高(未残)	12,823	12,690	13,454
業務純益	65	67	56
コア業務純益	39	64	56
経常利益	42	31	37
当期純利益	29	19	24

■ 預金積金残高・個人預金残高・貸出金残高の推移



■ 業務純益・コア業務純益・経常利益・当期純利益の推移

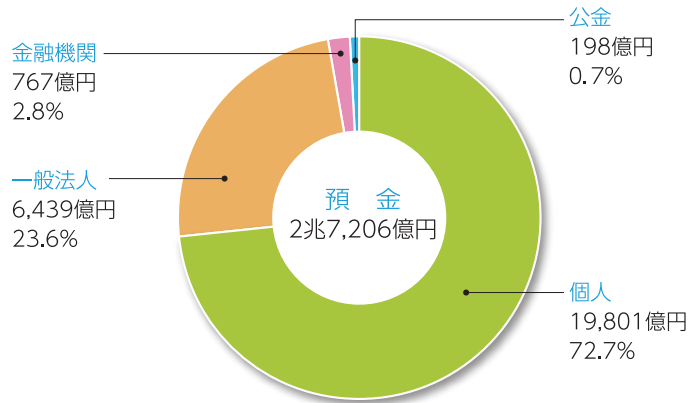
(単位：億円)



預金積金

長期安定的な資金を調達する観点から、地域に密着した営業活動を展開しました。個人および法人預金を中心に増加し、期末残高は2兆7,206億円となりました。総預金に占める個人預金のウエイトは72.7%と安定した内容となっています。また、「がんばれ阪神タイガース定期預金」は、総残高で2,651億円のお預入れをいただきました。

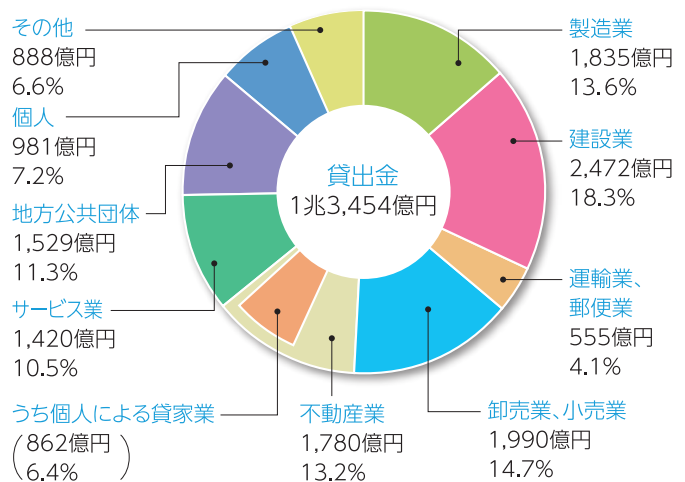
■ 預金の預金者別内訳



貸出金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けておられる事業者の皆さまへのサポートを最優先に取り組みました。また、お客様の業況やニーズを迅速かつ適切に把握するとともに、小口先数主義を徹底し、事業性評価による金融仲介機能の発揮に努めました。その結果、期末残高は1兆3,454億円となりました。

■ 貸出金の業種別残高内訳



損益状況

金融機関を取り巻く収益環境が厳しい中においても、業務純益56億円、経常利益37億円、当期純利益24億円を計上しました。

また、金融機関としての本来的な収益力を示すコア業務純益は、56億円となりました。

長期化する金融緩和政策、新型コロナウイルスの影響など金融市場の動きをはじめ国内外の情勢が不安定な状況ではありますが、動静に注視しながら、引き続き健全堅固な収益基盤の構築に取り組んでまいります。

(単位：億円)

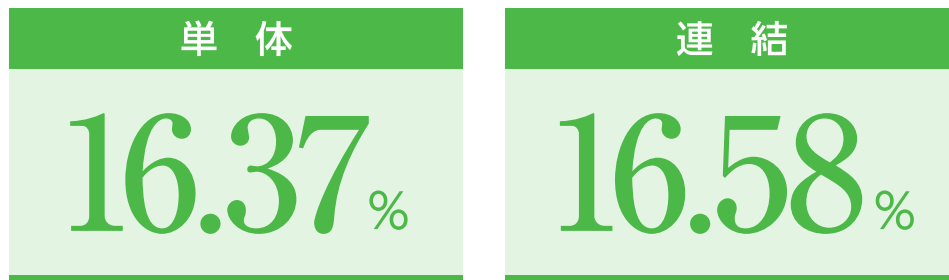
決算期	業務純益	コア業務純益
平成31年3月期	65	39
令和2年3月期	67	64
令和3年3月期	56	56
直近3期平均	63	53

※「業務純益」とは、一般企業の営業利益に該当し、金融機関の本来業務である貸出金や預金などの業務で得られる利益です。金融機関の利益を見る上で最も大切な指標で、「業務粗利益」から「一般貸倒引当金繰入額」と臨時的な色彩のない「経費」を引いて算出します。一方、「コア業務純益」とは、業務純益の本来部分を表す指標で、「業務純益 - 国債等債券損益 + 一般貸倒引当金繰入額」で算出します。

配当

出資金の配当につきましては、創業100周年を記念して年5% (2%増配) としました。

自己資本比率は、



と高い健全性を維持しています。

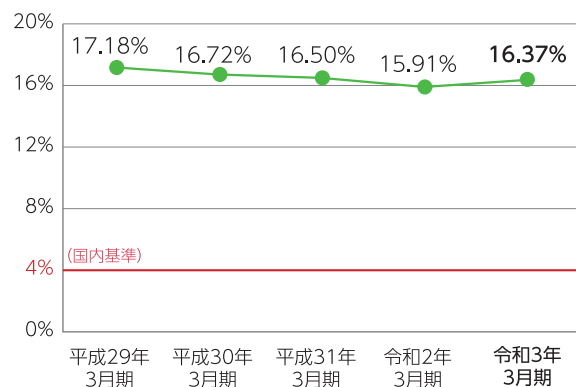
自己資本比率(国内基準・単体)の状況

金融機関の健全性を表す自己資本比率は16.37%となり、引き続き国内基準の4%を大きく上回る高い健全性を維持しています。

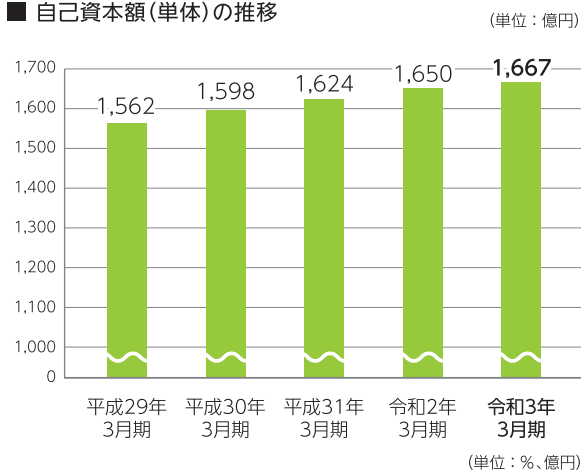
当金庫では、資本の有効活用の観点から、適切なリスク管理のもと、地域のお客さまに対する金融仲介機能の発揮に努めるとともに、有価証券運用では期待リターンの高い国際分散投資を着実に進め、経営の健全性維持と収益力の向上の両立をめざしています。

令和3年3月期は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う資金需要が増加し、貸出金は全体として高い伸びとなりましたが、リスクウエイトゼロの制度融資が増加したことから、自己資本比率算出上の分母となるリスクアセットが減少に転じ、自己資本比率は改善しました。

■ 自己資本比率(単体)の推移



■ 自己資本額(単体)の推移



	平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期
自己資本比率(単体)	17.18	16.72	16.50	15.91	16.37
自己資本額(単体)	1,562	1,598	1,624	1,650	1,667

大正10年の創業以来、堅実・健全経営。地域の皆さまのご愛顧による〈あましん〉の厚い自己資本です。

項 目	令和3年3月期
コア資本に係る基礎項目 (A)	1,674億86百万円
コア資本に係る調整項目 (B)	7億 4百万円
自己資本の額 (C)=(A)-(B)	1,667億82百万円
リスク・アセット等計 (D)	1兆183億87百万円
自己資本比率 (C)/(D)	16.37%

(A) コア資本に係る基礎項目とは、自己資本の中の出資金(資本金)、利益剰余金および一般貸倒引当金等をいいます。

(D) リスク・アセットとは、リスクに応じた掛け目を乗じた後の資産をいいます。粗利益配分手法により算出したオペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額(442億円)を含みます。

不良債権の状況

金融再生法開示債権における不良債権残高は、新型コロナウイルス感染症の影響など、将来の不確実性に備えるため保守的に判定し危険債権を積み増した結果、令和2年3月末に比べて110億円増加しました。また、不良債権比率は4.28%と前期末より0.6ポイント上昇しました。これまで同様、不良債権に対する適正な引当を行き、厚い内部留保とあわせて万全の備えをしています。

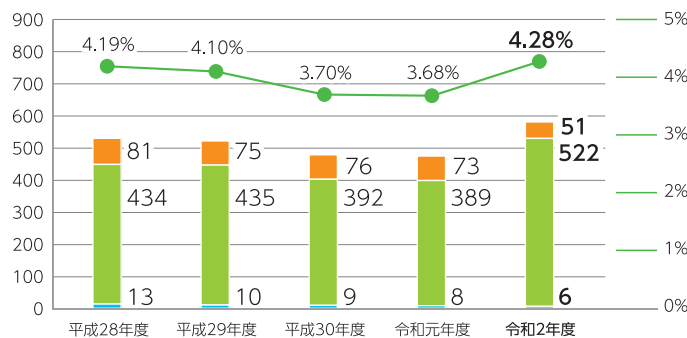
■ 令和3年3月期 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：億円)

区 分	令和元年度	令和2年度					
	開示残高	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収見 込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b/a)	引当率 d/(a-c)
金融再生法上の不良債権(A)	471	581	533	479	53	91.7%	52.7%
破産更生債権及びこれら に準ずる債権	73	51	51	47	4	100.0%	100.0%
危険債権	389	522	475	426	49	91.0%	51.1%
要管理債権	8	6	5	5	0	81.4%	30.8%
正常債権	12,310	12,978					
合 計(B)	12,781	13,559					
不良債権比率(A/B×100)	3.68%	4.28%					

※保全率及び引当率については、100%を上限として記載しております。

(単位：億円)



■ 金融再生法ベースによる不良債権比率と残高推移

破産、会社更生、再生手続などの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。

要管理債権

「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金。

●●● 不良債権比率

■ 令和3年3月期 リスク管理債権及び同債権に対する保全状況

(単位：億円)

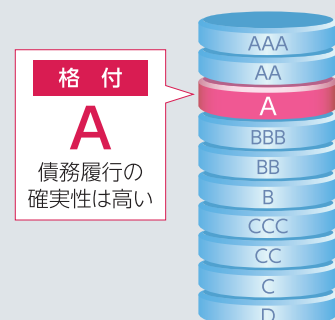
区 分	令和元年度	令和2年度			
	残 高	残 高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率 (B+C)/A
破綻先債権	21	11	11	0	100.0%
延滞債権	439	561	461	53	91.6%
3か月以上延滞債権	—	0	—	0	8.2%
貸出条件緩和債権	8	6	5	0	81.6%
合 計	470	580	478	53	91.6%

※保全率については、100%を上限として記載しております。

企業格付の状況

令和2年10月26日、格付機関である株式会社日本格付研究所(JCR)から、前年に引き続き、長期発行体格付として「A」(シングルAフラット)の格付を取得しました。

今回の格付は、当金庫の堅実・健全経営が高く評価されたものであり、引き続き地域金融機関として、地域の皆さまの多様なニーズにお応えできるよう堅実な経営に努めてまいります。



質の高い金融サービスの提供と 積極的な地域貢献活動で 「地域のベストバンク」をめざします。

創業100年“めざす姿” 地域における圧倒的な存在感の発揮

2018年度

2019年度

2020年度

2021年度

2018年度を起点に「地域における圧倒的な存在感」を示せるよう取組んできた4カ年事業計画も最終年度を迎えました。

これまで実践してきた「あましんビジネスモデル」の真価を発揮し、全役職員が一丸となって次のステージを見据えて業務改革に総力を挙げて取組み、地域のナンバーワン金融機関として圧倒的な存在感を発揮してまいります。

創業100周年、次のステージを見据え 業務改革に総力を挙げ、挑戦の歩みを止めず常に進化を

1. 「あましんビジネスモデル」の 真価を発揮するとき

- コンサルティング機能の発揮
～ニューノーマル(新常態)時代の需要に合わせた新たな取組み～
- 地域貢献活動の強化
～自らが起点となり課題解決に向けて活動の輪を広げる～

2. 長期ビジョン計画の具現化

- 地域・お客さまのニーズに応じた
未来志向の営業戦略
- 人事戦略と人材育成

3. 持続的かつ安定した収益基盤の構築

- 発想の転換と収益力強化への継続した取組み
～収益力強化と収益基盤の構築～

4. 持続性のある経営体制の確立

- 経営管理体制の強化
～業務改革の実現と経営管理体制の強化～
- 持続性のある経営戦略の取組み
～次のステージを見据えて～

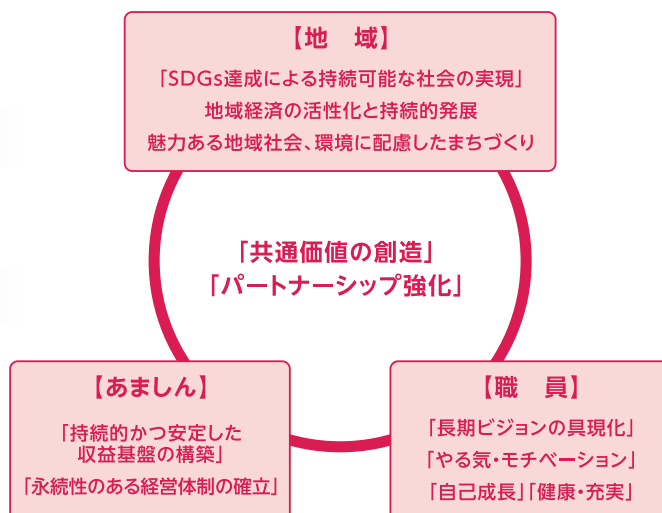
あましんビジネスモデル

コンサルティング機能の発揮

ニューノーマル(新常態)時代の需要に合わせた新たな取組み

地域貢献活動の強化

自らが起点となり課題解決に向けて活動の輪を広げる





大地にしっかりと根を張る大樹をモチーフに、
「これからも地域の皆さまに安心をお届けし続けたい」
という思いを表現しています。

『これまで、これからも、地域とともに』

創業以来「郷土のお金を郷土に資金化」をモットーに、お客さまとともに歩んでまいりました。当金庫は今後も引き続き堅実・健全経営に努め、地域のお客さまの声を大切にし、その思いにお応えしていくため、『これまで、これからも、地域とともに』を100周年記念事業のコンセプトに掲げています。

経営の基本方針

金融機関本来の使命の達成に邁進し、金庫の繁栄、職員の幸福、地域社会への貢献を通じてわが国経済の発展に寄与する。

- 尼崎信用金庫は、地域の発展と皆様の豊かな暮らしを願って、質の高い金融サービスをお届けし、「地域のベストバンク」を目指します。
- 尼崎信用金庫は、お客様の声を経営に反映し、健全経営を堅持します。
- 尼崎信用金庫は、積極的に社会貢献活動を行います。
- 尼崎信用金庫は、職員一人ひとりの人格を尊重し、働きがいのある職場とゆとりのある生活を実現します。

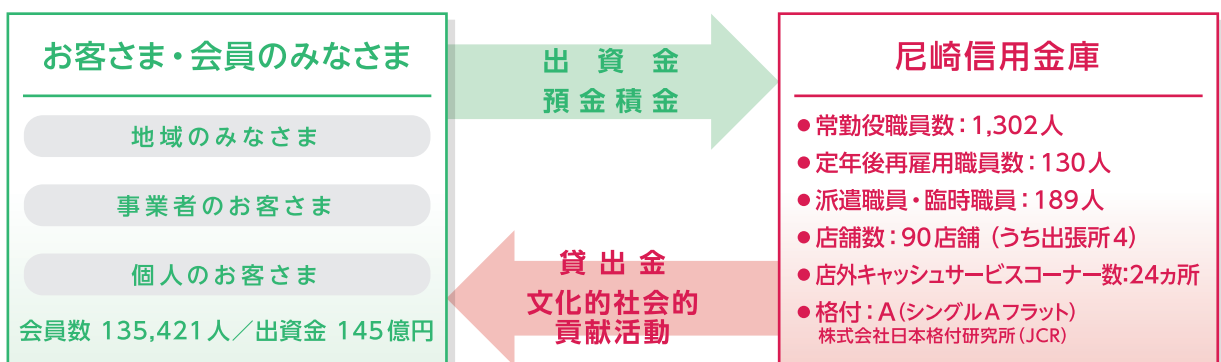
地域との共存共栄が〈あましん〉の使命です

当金庫は阪神間を中心とする40市4町を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを目的とする相互扶助の理念のもと「地域との共存共栄」をめざして運営されている協同組織金融機関です。

地元のお客さまからお預りした大切な資金は地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業の繁栄や豊かな暮らしのお手伝いをしています。

今後も当金庫は金融サービスの提供を通じて地域経済の持続的な発展に努めていくことはもちろん、地域住民の一員として地域貢献活動に取り組み、環境・安全・教育・文化といった幅広い分野で地域の活性化に貢献してまいります。

持続可能な社会の実現 地域活性化



(令和3年3月31日現在)

「コンサルティング機能の発揮」で 地域経済の活性化と 持続的な発展に貢献しています。

コンサルティング機能の発揮

■ 〈あましん〉のコンサルティング活動

地域の中小企業と〈あましん〉は運命共同体。お客さまと同じ目線で事業の発展をともに考え、地域に密着した信用金庫だからこそできるコンサルティングがあります。

お客さまとの日々の会話から得られるあらゆる情報を営業店と本部が共有することで、「どのようなサポートができるのか」、「どのような解決策をご提案できるのか」を考え、外部専門機関や関連会社と一体となった自発的・積極的なコンサルティングを追求しています。

〈あましん〉は、コンサルティング活動を通じて“お客さまから選ばれる金融機関”をめざしています。

● 第18回 兵庫県メインバンク調査 阪神南・阪神北地区でシェア1位

令和2年12月に帝国データバンクから公表された「第18回兵庫県メインバンク調査」の地区別分析において、〈あましん〉が阪神南地区・阪神北地区で「シェア1位」となりました。

阪神南地区(尼崎市・西宮市・芦屋市)						阪神北地区(伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・川辺郡)					
順位	金融機関名	令和元年	令和2年	シェア	増減	順位	金融機関名	令和元年	令和2年	シェア	増減
1(1)	尼崎信金	2,927	2,918	34.22%	▲9	1(1)	尼崎信金	1,053	1,058	25.15%	5
2(2)	三井住友	1,960	1,922	22.54%	▲38	2(2)	三井住友	817	821	19.52%	4
3(3)	三菱UFJ	968	950	11.14%	▲18	3(3)	池田泉州	577	577	13.72%	0
4(4)	りそな	394	391	4.59%	▲3	4(4)	三菱UFJ	361	377	8.96%	16
5(5)	みなと	373	369	4.33%	▲4	5(5)	りそな	210	210	4.99%	0

※帝国データバンクが収録している企業概要データベース「COSMOS2」(令和2年11月末時点・約147万社)のうち、兵庫県内に本店を置く企業(51,382社)が「メインバンク」として認識している金融機関を同社が抽出・集計したものです。()は前年順位。

● 多くのお客さまにメインバンクとしてお取引いただいています。

令和3年3月末時点で、当金庫をメインバンクとしてお取引いただいている企業(7,869先・融資残高5,542億円)のうち、経営指標の改善が見られた先数は4,469先となりました。また、経営改善先に係る3年間の融資残高の推移は、平成31年3月末3,496億円、令和2年3月末3,547億円、令和3年3月末3,216億円となっています。

■ 企業のライフステージにあわせたコンサルティングをめざして

お客さまの事業内容や成長可能性などから新たな価値を創出するとともに、お客さまが抱えておられるあらゆる経営課題に実効性のある解決策を検討・提案できる体制のさらなる充実に努めています。

また、目利き力を高め、担保や保証に過度に依存しない事業性評価に基づいた融資に積極的に取り組んでいます。(令和3年3月末時点 事業性評価先数10,449先・融資残高5,999億円、全融資先の58.7%・残高の69.1%)



ライフステージ別の経営支援体制(全与信先17,799先、融資残高合計8,683億円)

ライフステージの区分

- 創業期：創業、第二創業から5年まで
- 成長期：売上高平均で直近2期が過去5期の120%超
- 安定期：売上高平均で直近2期が過去5期の120%～80%

- 転換期：売上高平均で直近2期が過去5期の80%未満および貸付条件の変更または延滞がある期間(融資残高は令和3年3月末)

■ しんきん 食のオンライン商談会「まんぷく兵庫2020」～お取引先企業12社が参加～

令和2年12月4日・11日の2日間、新型コロナウイルス感染症の影響を受けておられる食品関連の事業者の皆さまを業界全体で支援することを目的に「しんきん 食のオンライン商談会『まんぷく兵庫2020』」を開催しました。(主催:兵庫県内11信用金庫、兵庫県信用金庫協会、信金中央金庫)

この商談会には、当金庫のお取引先企業12社(サプライヤー11社・バイヤー1社)に参加いただきました。商談会に先立ち、9月・10月には食品をめぐる最新の傾向、商品の魅力を伝える要点などを紹介するオンラインセミナーも開催しました。



■ 創業・第二創業支援

創業支援融資や土曜創業相談会の開催など、さまざまな支援を行っています。当金庫が令和2年度中に関わった創業・第二創業支援件数は、令和3年3月末時点で1,546件となりました。

※設立5年未満の先で融資を行った先、創業融資取組先、創業塾参加先などの合計

● あましん創業・成長サポートファンド

当金庫が信用金庫初の取組みとして信金キャピタル株式会社と組成した「あましん創業・成長サポートファンド」(あましん-信金キャピタル投資事業有限責任組合)では、新しく事業を始められるお客さまや創業間もないお客さまに、資本および経営強化を目的とした資金を直接供給しています。

平成27年の設立からこれまでに合計で15先・4億4,371万円を活用いただいています。

■ 経営改善・事業再生支援

当金庫では、お客さまの経営支援に積極的に取組み、事業の早期再生をお手伝いしています。事業経営に関するアドバイスをはじめ、各種セミナー・相談会の実施、外部機関や専門家への橋渡しなどを行っています。経営改善のご支援をしているお取引先は、令和3年3月末時点で1,384先となっています。

■ 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」について、その趣旨や内容をふまえて、お客さまのご融資に際しての保証契約の必要性を十分に検討し、お客さまから保証をご提供いただく場合は、その必要性や保証契約の内容について具体的にご説明するよう努めています。また、お客さまから保証契約の見直しのお申し出や保証債務の整理のお申し出があった場合などにおいても、本ガイドラインに基づき適切に対応するよう努めています。

令和2年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は10,752件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は27.26%、保証契約を解除した件数は529件です。保証債務整理については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った本ガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

■ あましん経営相談コーナー

本店営業部1階の「あましん経営相談コーナー」では、中小企業診断士などの資格を持つ専門スタッフが、経営に関するあらゆるご相談にお応えしています。お気軽にご相談ください。

●ご利用時間:平日9時～15時 ●住所:尼崎市開明町3-30 本店営業部1階
まずはお電話ください。☎0120-26-0556 (ご利用時間:平日9時～18時)



■ 各種コンサルティング活動実績計数(令和2年度)

● 創業・新事業支援

創業塾の開催	1回	15名参加
外部評価機関の活用		
ひょうご中小企業技術・経営力評価制度		53件
技術・経営力評価制度(大阪版)		32件

● 各種相談

出張経営相談会	58回	
知的資産経営報告策定セミナー		
啓発セミナー	1回	12社参加
個別支援	12回	5社面談

● 各種補助金制度

ものづくり補助金申請サポート	34先申請
----------------	-------

役職員一人ひとりが「企業市民」として 地域に貢献してまいります。

環境保全の推進

■ あましん緑のプロジェクト

当金庫は、地元企業として環境保全活動に積極的に取り組むため〈あましん緑のプロジェクト〉を立ち上げ、尼崎市沿岸の国道43号線以南の臨海地域に緑豊かな環境をつくり、人と自然の共生をめざす兵庫県の「尼崎21世紀の森づくり」に参画しています。

「尼崎21世紀の森づくり」とは、環境の世紀と呼ばれる21世紀に、尼崎の臨海地域(約1,000ha)に10年かけて植樹し、100年かけて森を育てるという壮大なプロジェクトです。



■ あましんグリーンプレミアム

「あましんグリーンプレミアム」は、環境改善に寄与する地域の皆さまの優れた技術や製品・工法、取組みやアイデアにスポットをあて表彰することで、新技術の開発や環境文化の創造につながることを願い、平成23年に創設しました。第10回「あましんグリーンプレミアム」では、令和2年6月22日から8月21日までの間に環境事業部門・環境活動部門・環境アイデア部門の3部門で129先から133案件のご応募をいただきました。

1次・2次の書類選考とプレゼンテーションによる最終選考の結果、最優秀賞には、環境システム株式会社様の「水質の可視化と水質計自動昇降装置の汎用化」が選ばれました。



地域貢献活動

■ あまちゃん・しんちゃんプロジェクト

創業90周年を機に地域や自治会の皆さまのニーズ(地域の課題)にお応えし、より地域との連携を深めるために「本業のひとつとして能動的に参画する活動」をめざしてスタートした「あまちゃん・しんちゃんプロジェクト」。

令和2年度からは「あましんSDGs宣言」の重点項目を意識した活動内容へと転換を図っています。これまでの活動で得た地域とのつながりを活かし、さらなる活動の深化を図るため、自らが起点となり、地域の課題解決に向けて役職員が一丸となって取り組んでいます。



会員・お客さまの相互交流を推進

■ あましん元気Aクラブ

平成12年4月に発足した、一定の加入資格を満たす満50歳以上の個人を会員とするサークルです。観劇、旅行、グルメなど会員専用の各種サービスを通じて会員相互の交流を図り、健康増進、地域社会への貢献に寄与することを目的としています。

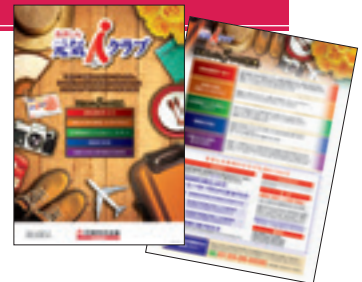
◆会費：1年間1,100円(税込) 新しく入会された方も同額をお支払いいただきます。

■ かなめ会

昭和57年11月に発足した当金庫主要取引先を会員とする組織です。例会、講演会などを通じて会員相互の人的交流、事業発展、地域社会への貢献に寄与することを目的としています。

■ あましんサクセスネットクラブ

平成9年9月に発足した当金庫主要取引先の若手経営者、後継者を会員とするサークルです。講演会のほか、異業種交流、ビジネスマッチングに関する情報提供なども行っています。



芸術・文化・スポーツの振興

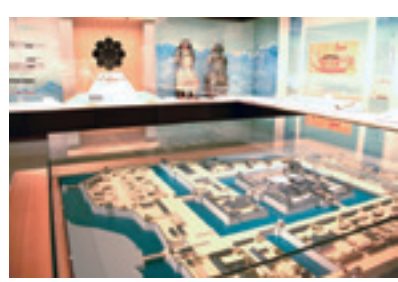
■ 世界の貯金箱博物館

世界62カ国、14,000点を超える貯金箱を収蔵する世界最大級の貯金箱博物館。令和2年9月に累計来館者数が40万人を達成しました。尼崎にひとつの“文化の器”をとの思いから、昭和59年4月にオープンして以来、地域の皆さまをはじめ県内外の貯金箱ファンの皆さまに愛されています。



■ 尼信会館

平成13年6月、創業80周年記念事業の一環としてオープンした尼信会館。館内の「城下町尼崎展」では、国の重要文化財「太刀銘守家」など歴史的に貴重な資料を展示。また「コインミュージアム」では、当金庫が保有する世界170カ国の金貨・銀貨等を展示しています。随時特別展を開催していますので、ぜひご来館ください。



■ 一般財団法人 尼信地域振興財団

昭和53年1月に当金庫が基金全額を出資して設立した尼信地域振興財団は、地域の皆さまの長年にわたるご愛顧に感謝し、財団の活動を通じて青少年の育成、地域文化の振興など、地域に根差した活動を行うことを目的としています。
令和2年度の助成事業は37件、約900万円、設立からの助成総額は約7億4,900万円となっています。

■ あましんサッカー大会

創業70周年記念事業として、平成3年にスタートしました。当金庫は、サッカー大会の定期開催を通じて、地元阪神間の子どものふれあいの場を広げ、技術の向上、将来の夢の実現のお手伝いをしています。



■ あましん杯阪神ブロックゲートボール大会

当金庫は、兵庫県連合阪神地区ゲートボール連絡協議会が主催する「あましん杯阪神ブロックゲートボール大会」に協賛しています。

■ あましん新春講演会

昭和55年にスタート。毎回著名な講師をお招きし、地元の新春恒例行事として定着しています。

■ 尼信ブラスフェスティバル

創業80周年記念事業の一環として平成13年11月にスタート。毎回たくさんの方の吹奏楽ファンにお楽しみいただいています。



お客さまのニーズに的確にお応えし、 ご満足いただけるサービスの 提供に努めています。

各種商品をご用意

キャンペーン商品をはじめ、お客さまの生活設計や資産づくり、資金ニーズなどにお応えできるよう、さまざまな商品を取りそろえています。



尼崎信用金庫公式アプリ あましんバンキングアプリ

～ご自宅でも、外出先でも、スマホで気軽にアクセス～

令和2年7月1日から、スマートフォン向けの公式アプリ「あましんバンキングアプリ」の取扱いを開始しました。ご来店いただくことなく、いつでもどこでも口座開設、残高照会、住所変更などのサービスがスマートフォンで簡単・便利にご利用いただけます。

いつでも簡単・便利に「口座開設」や「残高照会」などのサービスが利用可能!

スマホで完結!!

- アプリ利用手数料 **無料**
- お使いのスマートフォンの認証方式で **簡単ログイン**
- 住所変更
キャッシュカード再発行
マイナンバー申請
などにも対応
- 口座開設から残高照会まで **1つのアプリで利用可能**

ダウンロードはこちら!



iOS版をダウンロード



Android版をダウンロード



※「iPhone」「AppStore」は、米国およびその他の国々で登録されたApple Inc.の商標または登録商標です。
※「Android」「Google Play」は、Google Inc.の商標または登録商標です。

年金相談会を開催

各営業店では、定期的に年金相談会(予約制・無料)を開催しています。相談会では、専門のスタッフが年金の受給資格や請求手続きなどについてのご相談にお答えしています。

年金相談会については、お気軽に本支店窓口までお問い合わせください。

資産運用相談コーナー

当金庫では、お客さまにゆったりとリラックスしてご相談いただける「資産運用相談コーナー」を、本店営業部2階に設けております。当金庫とのお取引に関係なく、資産運用、年金に関するご相談について専門のスタッフが承っております。お気軽にご相談ください。



- 所在地：尼崎市開明町3-30 本店営業部2階
- 電話：☎0120-26-0556 (受付時間：平日9時～18時)

- 営業時間：平日9時～15時
- 相談内容：資産運用、年金 (ご相談無料)

誰もが安心して暮らし続けることができる地域をめざして

当金庫では、通学路での児童見守り活動のほか、業務中に地域を見守る「あましんセーフティプロジェクト」、認知症サポーターの養成講座の開催、防犯・防災に関する啓蒙パトロールやセミナーなどを実施し、地域の課題解決に努めています。また、急速な高齢化の進展やひとり暮らし高齢者世帯および認知症高齢者の増加を見据え、地域団体との連携を強化し、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりに取り組んでいます。

令和2年度は、地域における見守り等の活動を推進するため、大阪府や尼崎市と連携協定を締結しました。これまでに、当金庫は兵庫県をはじめ、営業エリア内の8つの自治体と連携し、活動を推進しています(令和3年3月末現在)。

引き続き、地域の課題解決に向けて地元の金融機関としての役割を果たしてまいります。



特殊詐欺などの金融犯罪からお客さまの大切なご預金をお守りします

当金庫では、振り込め詐欺などの金融犯罪からお客さまの大切なご預金をお守りするために、平成27年6月15日から支払先を特定しやすく現金化にも一定の時間を要する『預金小切手(自己宛小切手)』を活用した特殊詐欺被害防止対策(通称:預手プラン)』を兵庫県警察本部と連携して実施しています。

「預手プラン」では、特にご高齢のお客さまが窓口で高額のお金出金を希望される場合に、兵庫県警察が作成したチェックシートを活用し、お使い道を確認させていただくとともに、「お振込み」や「預金小切手」のご利用をお勧めしています。

また、必要に応じて、お客さまが詐欺被害に遭っていないか、警察官が確認をさせていただく場合もございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

預金小切手(自己宛小切手)をお勧めする理由について

- 預金小切手(自己宛小切手)とは、お客さまからお預かりした金額で〈あましん〉が発行する小切手です。〈あましん〉が支払人となっているため、安心して受け取っていただくことができます。
- 小切手を現金化する際は、受け取った方が取引金融機関の口座へ入金するよう取立依頼をする必要があります。このため、現金化するには一定の時間を要し、支払先を特定できる可能性が高いことから、万が一詐欺に遭われた場合でも、被害防止と犯人逮捕につながります。
- 多額の現金を持ち運ぶ危険を回避することができます。

■ 特殊詐欺被害の未然防止に向けた啓発ビデオを制作・放映

当金庫は、地元の兵庫県警察、兵庫県立ピッコロ劇団に協力をいただき、特殊詐欺被害の未然防止に向けた啓発ビデオ(カード手交型詐欺篇、振り込め詐欺篇、還付金詐欺篇)を制作しました。

特殊詐欺の手口は巧妙かつ多様化しています。当金庫では、啓発ビデオのホームページ掲載、営業店窓口での放映、Facebookでの発信のほか、営業店が取り組む「地域貢献活動」での積極的な活用などを通じて、地域の安全・安心に向けて広く周知に努めてまいります。一人でも多くのお客さまにご覧いただき、詐欺の被害に遭わないための対策にお役立ていただけたら幸いです。



職員一人ひとりの多様性を尊重し、 職場環境の整備に努めるとともに お客さま・地域社会から必要とされる 人材の育成に積極的に取り組んでいます。

職場環境の整備

当金庫は、職員が「企業人」とするとともに「地域住民」としての役割が大切であると考えており、ボランティア活動を目的とした休暇を設け、地域住民の一員として活動できるよう支援しています。

平成22年5月、次世代を担う若い職員のために、より働きやすい職場環境を整備することが大切であると考え、厚生労働省より認定を受け、「次世代認定マーク(愛称:くるみん)」を取得しました。

平成29年度には育児休業の制度をさらに充実したものに改正し、育児休業を取得することができる対象者を生後満3歳に達しない子を育てる職員にまで、また、短時間勤務制度(キッズ・サポート勤務制度)を利用できる対象者を小学4年生以下の子を養育する職員にまで広げ、子育てをしながらでも働くことができる職場環境の整備に努めています。

そして、女性の活躍推進に積極的に取り組む企業として「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」に、ポジティブ・アクションの取り組み、女性の活躍推進宣言を掲載しています。



当金庫の主なワーク・ライフ・バランス施策

就業継続の支援

- 育児休業制度
- 介護休業制度
- 家族介護休暇(有給休暇)
- 保育休暇(有給休暇)
- 配偶者の出産のための父親の休暇(特別休暇)
- 子の看護のための休暇(特別休暇)
- 家族介護のための休暇(特別休暇)
- 短時間勤務制度
- 再雇用制度

「非」労働時間の充実

- 連続休暇(有給休暇)
- 記念日休暇(有給休暇)
- フリープラン休暇(有給休暇)
- 定時退店日の設定
- 各種厚生施設・各種契約施設
- 各種クラブ活動

健康管理の支援

- 健康増進休暇(有給休暇)
- 定期健康診断
- ストレスチェック
- 人間ドック
- 婦人科検診の積極的な奨励
- がん検診の積極的な奨励
- 職員悩みごと相談窓口の設置
- 職員心の相談室の設置

キャリア開発支援

- コース別人事管理制度
- 業種別審査スペシャリストの養成
- e-ラーニング
- 職員転換制度
- コース転換制度
- ホリデースクール
- 資格手当制度
- 尼信図書館の設置

ワーク・ライフ・バランスに向けた主な取り組み実績

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
短時間勤務制度 (キッズ・サポート勤務制度) ※1	56	54	64
育児休業制度 ※2	86(31)	67(8)	69(5)
コース転換制度 ※3	4	3	1

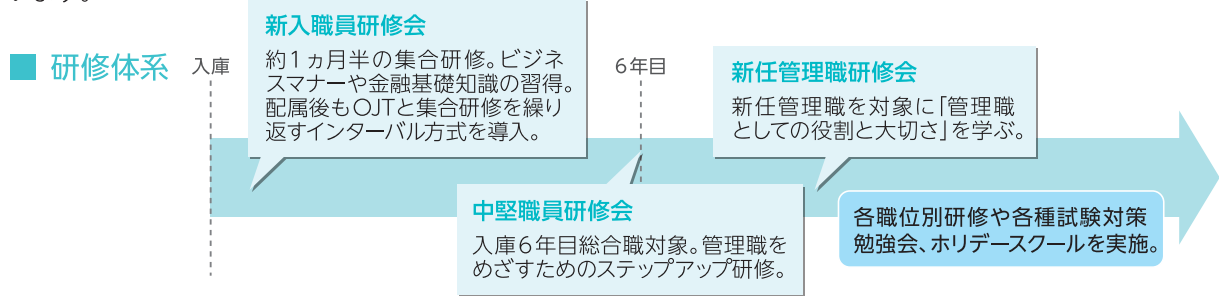
※1 所定就業時間を短縮し、仕事と育児の両立を支援する制度です。

※2 性別に関わらず、安心して育児に専念できるよう取得を奨励しています。()内は男性の取得者数。

※3 一般職から総合職へコース転換することにより仕事の幅を広げ、管理職をめざします。

人材の育成

当金庫は、人材が最も重要な経営資源であると考えており、職員的能力開発を支援する態勢を整備し、多様化する金融業務に適切に対応していくための専門知識・提案能力の向上をめざす人材の育成に積極的に取り組んでいます。



■ 業種別審査スペシャリスト

当金庫は、従来の担保依存主義から脱却し、事業そのものや成長性、収益力、技術力など事業の無形資産や企業価値を的確に見極めることができる「目利き力」の養成をめざし、平成13年7月から製造業や流通業など主要6業種の「業種別審査スペシャリスト」の育成を行っています。



■ 信金中金トレーニー

職員の専門的な業務知識の向上とスキルアップを目的として、信用金庫の上部団体である信金中央金庫へのトレーニーを実施しています。海外業務支援コースのほか複数のコースがあり、信金中央金庫での研修に加え、海外業務支援コースでは、海外研修も実施しています。

■ 信金キャピタルトレーニー

M&A業務知識の習得や、中小企業における事業承継ニーズとM&Aの動向を実地研修を通じて学ぶために、平成27年度から「信金キャピタルトレーニー」を実施しています。

■ 事務リーダー養成研修

正確・迅速な事務によるCS (Customer Satisfaction=顧客満足度) 向上を目的に、営業店職員の中から事務のリーダーとなる人材の養成に取り組んでいます。

■ e-ラーニングシステム

職員の事務能力向上や自己啓発環境の整備を目的として「e-ラーニングシステム」を導入しています。これにより、職員は自宅に居ながらインターネットを通じて、事務規定や金融業務知識等について学習することが可能です。また、育児休暇・介護休暇を取得した職員への職場復帰時の支援策としても活用しています。

■ 有資格者数

令和3年3月31日現在

税理士	1	2級ファイナンシャル・プランニング技能士 (金融渉外技能審査2級)	568
不動産鑑定士	2	●個人資産相談業務 ●中小事業主資産相談業務 ●資産設計提案業務 ●生保顧客資産相談業務	(325) (230) (12) (1)
社会保険労務士	6	3級ファイナンシャル・プランニング技能士 (金融渉外技能審査3級)	979
証券アナリスト	2	1級金融窓口サービス技能士 ●テラー業務(テラー技能審査1級)	7
中小企業診断士	16	2級金融窓口サービス技能士 ●テラー業務(テラー技能審査2級) ●金融商品コンサルティング業務	85 (76) (9)
宅地建物取引士	48	3級金融窓口サービス技能士 ●テラー業務(テラー技能審査3級) ●金融商品コンサルティング業務	343 (336) (7)
公認内部監査人(CIA)	3		
公認不正検査士(CFE)	13		
1級ファイナンシャル・プランニング技能士 (金融渉外技能審査1級)	18		

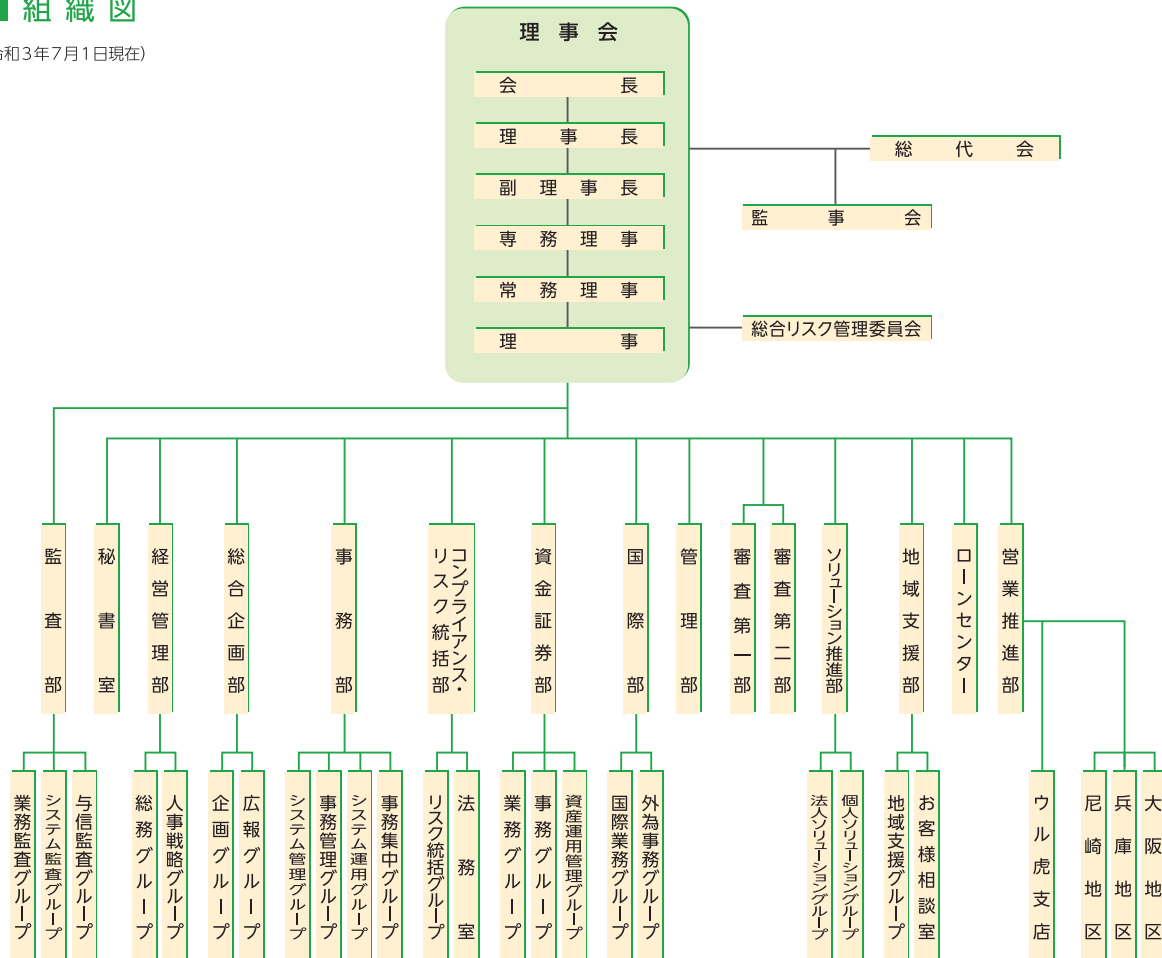
組織の相互牽制機能を発揮し、 内部管理態勢の強化を図っています。

ガバナンス(経営管理)に関して

当金庫では、信用金庫法等に基づいて、理事会及び監事会により、理事の職務執行の監督・監査を行っています。

■ 組織図

(令和3年7月1日現在)



理事会

理事会は、金庫の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督します。理事会は、法令または定款の規定のほか、理事会規程に基づいて運営されています。また内部管理態勢の有効性・適切性を確保するため、理事会直結の組織として監査部を設置しています。

監事会

監事会は、員外監事(信金法第32条第5項に規定)を含む4名で構成され、法令、定款、監事会規程に基づいて運営されています。監事は、業務の適法性監査を基本とした監査を実施しています。

総代会

右ページ以下をご覧ください。

開かれた総代会をめざして

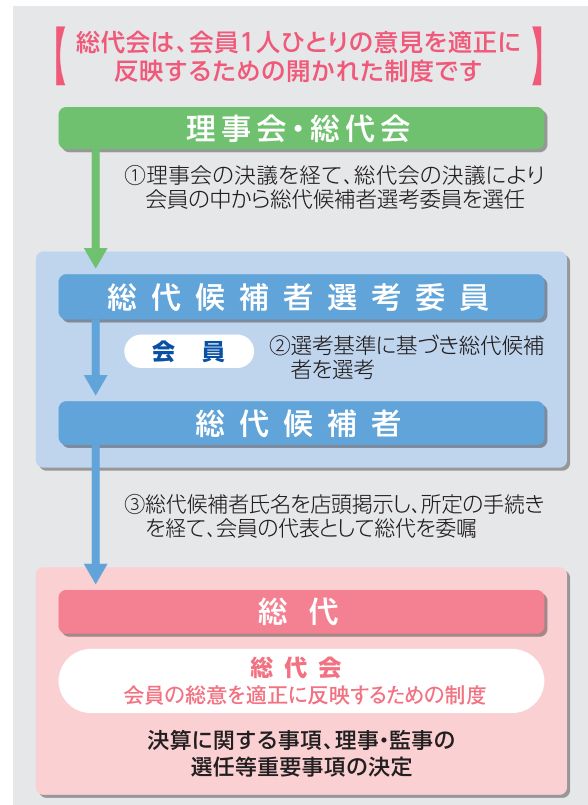
[1] 総代会のしくみ

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に会員1人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。

そこで当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、様々な経営改善に取り組んでいます。



[2] 総代とその選任方法

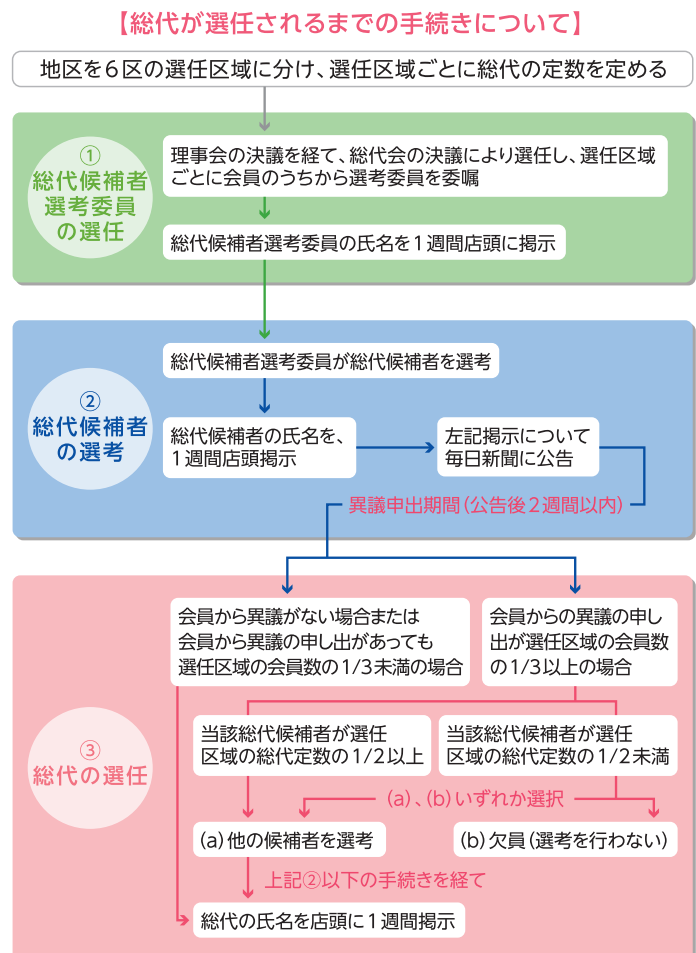
① 総代の任期・定数・定年

- 総代の任期は2年です。
- 総代の定数は定款に定める範囲内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。
- 総代の定年は満80歳です。(但し任期の途中で年齢が満80歳に達した場合はその任期の満了をもって終えるものとします。)
- なお、令和3年6月18日現在の総代数は139名で、会員数は135,405名です。

② 総代の選任方法

総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- (1) 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- (2) その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- (3) その総代候補者について会員に信任を問う。



[3] 総代候補者選考基準

① 資格要件

- 当金庫の会員であること。
- 満80歳未満であること。

② 適格要件

- 総代として相応しい見識を有している人であること。
- 良識をもって正しい判断ができる人であること。
- 地域における信望が厚く、総代として相応しい人であること。
- 地域での居住年数が長く、人縁関係が深い人であること。
- 行動力があり、積極的な人であること。
- 人格・識見に優れ、当金庫の発展に寄与できる人であること。
- 当金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する人であること。

[4] 総代会の決議事項

◎ 第101期通常総代会

令和3年6月18日、総代139名(うち委任状による出席106名)のご出席をいただき、本店3階大会議場で開催しました。総代会が適法に成立している旨の報告があり、令和2年度の業務報告のあと議事に入り、右記の議案を満場一致で原案通り承認可決いただきました。

報告事項／第101期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案／剰余金処分(案)承認の件
- 第2号議案／定款一部変更の件
- 第3号議案／総代選任規程一部変更の件
- 第4号議案／総代候補者選考委員選任(欠員補充)の件
- 第5号議案／会員の法定脱退(除名)の件
- 第6号議案／理事選任の件
- 第7号議案／監事選任の件
- 第8号議案／退任理事に対する退職慰労金支給の件

報告事項／総代選任区域別の総代定数の件

[5] 総代の氏名(令和3年6月18日現在)

尼崎市南部地区(JR東海道本線以南)(26名)

有里 正夫⑦／池田 勝海⑦／石神 康治③／今井 正也⑧／岩口 松男⑤／大隈 健英②／大島 時彦⑧／大西 健介⑦／岡本 有司⑤／鍵田 智嗣⑦／柴田 侃一⑦／島中 哲美④／杉本 真一①／高橋 秀典④／田中 邦彦⑨／玉井 健一⑤／智多 昌志②／中馬 淳⑦／濱本 和彦⑤／原 宏⑩／福田 孝②／藤井 光博⑧／保科 眞琴③／宮崎 健一①／森 清一郎⑦／山田 善弘③

尼崎市北部地区(JR東海道本線以北)(21名)

石山 茂③／大川 肇③／大西 康雄⑥／岸田 政文②／小寺 博一⑧／杉原 豊弘①／高橋 勝⑥／玉井 一男⑥／栃尾 康介⑤／中島 義博④／中村 英一⑨／服部 正義⑦／浜口 進治⑨／福田 承子③／福本 豊⑥／堀部 雅夫⑩／松田 隆④／松本 勝憲⑫／森本 真澄⑥／山下 健治⑨／善見 壽男③

伊丹・川西・宝塚各市、猪名川町地区(23名)

池上 尚之⑥／伊藤 邦夫⑧／井上 智之③／歌枕 孝⑤／大石 伸一②／片井 勝③／金谷 修右②／古結 泰司③／酒楽 征行⑥／菅原 弘③／竹田 英一⑧／田中 和男⑥／田中 義章④／寺本 達也②／中島 清昭④／中野 学①／中村 良子④／古田 孝雄③／米谷 登⑦／枘川 武男⑥／森崎 正定③／山本 泰幸③／渡邊 修司③

西宮・芦屋・神戸・三田・三木・丹波篠山・加東・明石各市地区(32名)

東 伸行③／池田 福典③／上田 勝嗣⑦／江里口 一佳⑥／大島 亨⑨／柿本 浩③／北住 幸康④／北田 勝也⑥／黒田 俊一⑤／小坂 圭一⑥／小西 孝教⑧／小林 泰⑩／佐藤 信一郎②／柴田 治④／竹本 清三②／谷 竹治⑤／谷口 直毅⑨／為岡 孜宗⑧／天王寺谷 昭博⑦／西本 正⑩／灰山 元芳⑦／早瀬 利典⑦／原田 高幸⑥／平井 一憲⑧／福田 義信⑥／藤谷 知之④／藤原 國雄⑩／松田 俊教⑪／松本 康利②／丸岡 稔洋⑨／山村 太良⑧／横山 嘉夫①

大阪府下北部／大阪市東淀川・淀川・西淀川・旭・福島・北・西・中央・都島・城東各区、池田・豊中・箕面・吹田・摂津・茨木・高槻・守口・門真・大東・寝屋川・四条畷・枚方各市、能勢・豊能各町地区(19名)

阿部 隆博②／石田 恵一①／井上 信幸③／井元 克典④／岡本 真二③／黒川 京正⑦／小島 隆⑧／坂西 泰彦⑦／竹中 豊⑩／戸川 孝雄③／畠 永道代④／永井 宏幸③／中村 勝一⑧／仁木 清英④／西田 正一⑧／芳賀 清③／橋本 馨⑪／森 巧③／若林 敬造④

大阪府下南部／大阪市鶴見・東成・生野・東住吉・平野・天王寺・浪速・西成・住吉・住之江・大正・此花・港・阿倍野各区、東大阪・八尾・柏原・堺・松原・藤井寺・羽曳野・富田林・河内長野・高石・泉大津・和泉・大阪狭山・岸和田各市、忠岡町地区(18名)

赤松 幸宏②／有田 善美②／市林 健司②／上田 哲夫⑤／汲田 博之④／佐藤 紘三③／下 俊男⑥／関口 幸一⑧／辻本 侃三⑧／寺田 哲也③／西尾 崇②／西尾 弘美①／西村 博仁④／廣安 雅美⑥／堀田 恵一④／増田 尉男⑥／松峯 哲也③／村上 周三①

以上139名(五十音順・敬称略)
※氏名の後の数字は総代就任回数

総代の属性別構成比

職業別	法人代表者：85.6%	個人事業主：2.2%	個人：12.2%					
年代別	70代以上：40.3%	60代：38.8%	50代：18.7%	40代：2.2%				
業種別	製造業：30.3%	建設業：21.6%	運輸業・郵便業：5.0%	卸売業・小売業：19.4%	不動産業：9.4%	サービス業：11.5%	個人：1.4%	その他：1.4%

※業種別の構成比は、総代が主に従事されている業種によって算出しております。

地域のお客さまからさらに信頼される 金融機関をめざしています。

お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)に関する取組方針

当金庫の経営の基本方針に基づいて、お客さまの資産形成・資産運用における「お客さま本位」の取組みを実践するため、「お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)に関する取組方針」を策定し、公表しています。

[1] お客さま一人ひとりのニーズやライフプランに最も適した金融商品の提供に努めます。

- お客さまの金融知識、経験、財産の状況、お取引の目的を踏まえ、お客さまのニーズやライフプランに応じた金融商品・サービスの提案に努めます。
- お客さまのニーズやライフプランを踏まえたコンサルティングを行うために、研修等を通じて説明力や提案力の向上に努めます。

[2] お客さまの多様なニーズに応える幅広い商品・サービスの充実に努めます。

- 継続的な投資に向けた積立型商品を含む「長期・分散・安定」型投資の商品を中心にお客さまの資産形成に資する商品の提供に努めます。
- 今後も多様なお客さまのニーズにお応えするサービスの提供に取り組みます。

[3] ご提供する情報の充実と分かりやすい説明に努めます。

- 金融知識・取引経験の浅いお客さまやご高齢のお客さまへは、より丁寧な説明を行います。
- 商品のご提案にあたっては、商品特性、リスクなどの情報提供を行うとともに、お客さまにご負担頂く手数料を明確にし、分かりやすい説明を行います。
- 商品販売後におけるアフターフォローの充実に努め、経済環境や市場動向を踏まえた適切な情報提供に努めます。

[4] お客さま本位の業務運営の実践に向けた態勢整備と人材育成に努めます。

- お客さま第一主義の徹底と研修体制の充実に通じて職員の金融商品知識の向上に努めます。
- お客さまのニーズや利益に適う営業活動を評価するために、評価のあり方を定期的に見直します。

お客さま本位の業務運営に関する取組状況(成果指標:KPI)

預り資産残高・ご契約者数の推移

(単位:百万円)

	平成31年3月31日	令和2年3月31日	令和3年3月31日
投資信託	8,922	7,304	9,759
うち契約者数	4,951先	4,595先	4,707先
一時払保険	25,795	30,213	31,304
うち契約者数	5,430先	5,987先	5,986先
国債	10,900	10,120	10,006
うち契約者数	2,035先	1,900先	1,832先
合計	45,617	47,637	51,069
うち契約者数	12,416先	12,482先	12,525先

投資信託残高における毎月分配型商品の比率

(単位:百万円)

商品種別	平成31年3月31日		令和2年3月31日		令和3年3月31日	
	残高	比率	残高	比率	残高	比率
毎月分配型	6,049	67.9%	4,696	64.3%	5,542	56.8%
毎月分配型以外	2,862	32.1%	2,608	35.7%	4,217	43.2%
合計	8,912	100.0%	7,304	100.0%	9,759	100.0%

投資信託販売額における毎月分配型商品の比率

(単位:百万円)

商品種別	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	販売額	比率	販売額	比率	販売額	比率
毎月分配型	395	37.1%	744	55.2%	675	28.4%
毎月分配型以外	669	62.9%	605	44.8%	1,704	71.6%
合計	1,064	100.0%	1,349	100.0%	2,379	100.0%

積立投信(定時定額)掛込額推移

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
掛込額	230	219	220

※その他の項目につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

顧客保護等管理方針

当金庫は、「お客さまの保護および利便性の向上」を図ることを経営の最重要課題の一つに位置づけ、顧客保護等管理方針を定め、公表しています。

顧客保護等管理方針

1. 当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ公正な業務運営を遂行し、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上を目的とした継続的な取組みを行います。
2. 当金庫が取扱う商品やサービス等について、お客さまの金融商品・取引に関する知識、経験、財産の状況、取引目的等に応じて、情報提供と商品説明を適切に行います。
3. 当金庫は、お客さまからのご相談や苦情等について、真摯に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるように努めます。
4. 当金庫は、お客さまの情報を法令等に従って適切に取得するとともに、不正なアクセスや流出等を防止するため、必要かつ適切な措置を講じることにより安全に管理します。
5. 当金庫が行う業務を外部委託する場合は、お客さまの情報や利益を守るため、外部委託先を適切に管理します。
6. 当金庫は、お客さまとの取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反のおそれのある取引を適切に管理します。

※本方針において「お客さま」とは、当金庫をご利用されている方およびご利用しようとされている方を意味します。
 ※本方針において「業務」とは、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」といいます。)を営業店またはお客様相談室で受付しております。また、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度(注)も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。その内容については、当金庫のホームページ等で公表しております。

(注)金融ADR制度:金融分野における裁判外紛争解決制度

◆苦情については、次のいずれかにお申し出ください。

- 当金庫のお取引店 (電話番号は88ページに記載しています)
- 当金庫 お客様相談室 (電話:06-6412-5576)
- 全国しんきん相談所 (電話:03-3517-5825)

◆紛争については、次の外部機関にお取次ぎ、または直接お申し出いただくことにより、解決を図ることが出来ます。

- 兵庫県弁護士会 紛争解決センター (電話:078-341-8227)
- 東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031)
- 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588)
- 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249)

◆投資信託や公共債の証券業務に関する苦情等は、当金庫が加入する日本証券業協会から委託を受けた、次の相談センターでも受付しております。

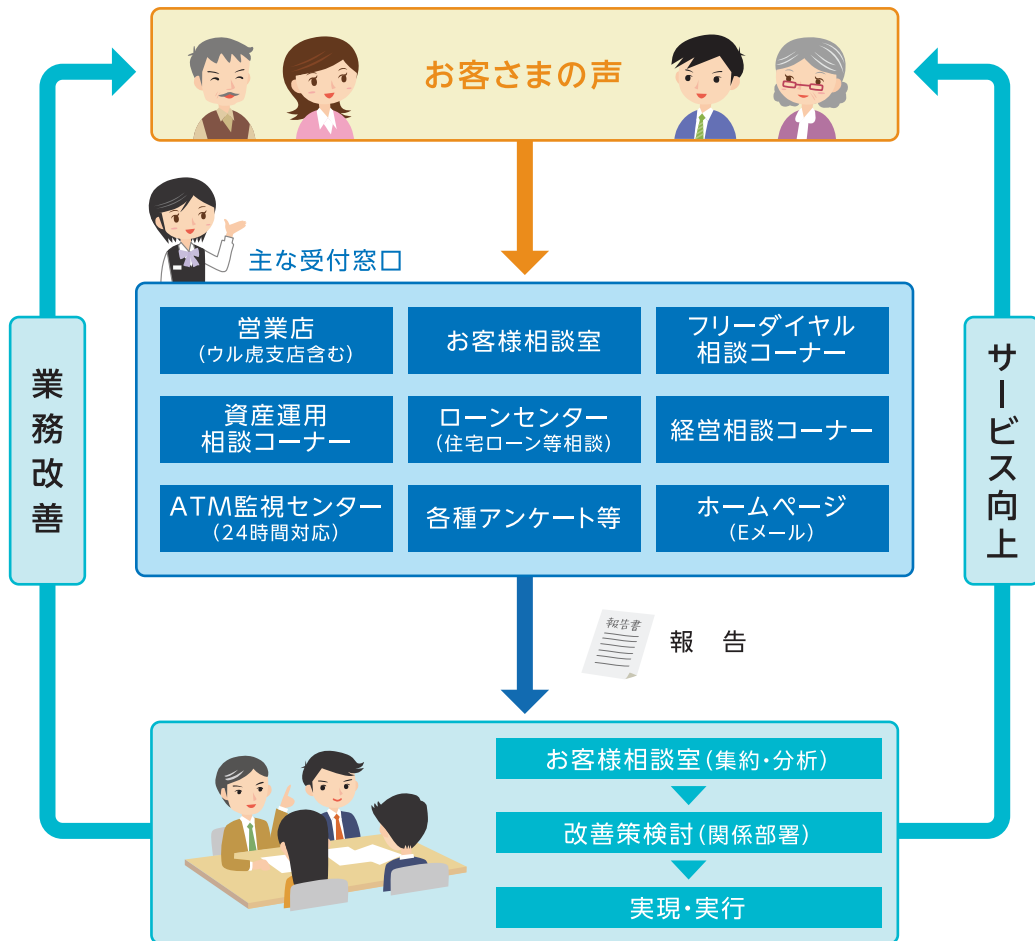
- 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC) (電話:☎0120-64-5005)

「お客様の声」に対する取組み

当金庫では、平成21年度から「お客様の声」に基づくサポート体制の充実・強化に取組んでいます。これからもお客さまからお寄せいただいたさまざまな声を真摯に受け止め、よりよいサービスの提供に努めてまいります。

[1] 改善の仕組み

当金庫はお客さま満足度向上への取組みとして、主な受付窓口である営業店・お客様相談室・フリーダイヤル相談コーナーなどで、お客さまのご意見・ご要望を受け付け、一つでも多くの「お客様の声」にお応えできるよう日々改善に取り組んでおります。



[2] お寄せいただいた「お客様の声」からの改善事例

お客さまからお寄せいただいたご要望、ご意見をしっかりと受け止め、商品やサービスの改善に努めてまいります。

お客様の声

汚損等によるキャッシュカードの再発行手続きの場合、まだ使用できる状態のカードでも回収されてしまうので、新カードが届くまで旧カードを回収しないで使えるようにしてほしい。

改善内容

ご要望に配慮して、使用可能な旧カードの継続使用をご希望の場合、再発行後の新カードをご使用後にお客様ご自身で旧カードを処分(裁断のうえ破棄)いただけるように改善しました。



「お客様の声」に対する取組みについては、当金庫ホームページをご覧ください。

コンプライアンスの徹底に 取り組んでいます。

金融機関の社会的責任や企業倫理のあり方が厳しく問われている現在、当金庫は、その社会的使命と公共性を十分理解し、信用金庫法をはじめ各種関係法令や倫理観に則って日々の業務を適正に運営することが、地域とともに歩む金融機関としての当然の責務であるとの基本認識にもとづき、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけて、その徹底に努めています。

尼崎信用金庫行動憲章

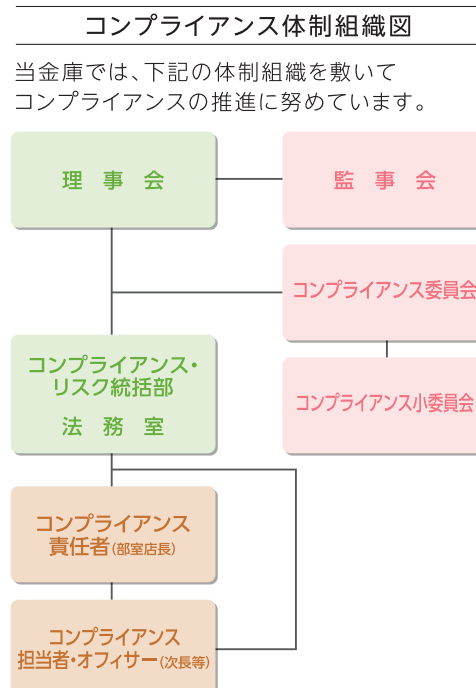
尼崎信用金庫は地域の中小企業並びに市民の皆様のための金融機関として、その社会的使命と責任を全うするために、行動憲章を制定する。

- ①経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
- ②社会的規範はもちろん、あらゆる法令やルール、庫内規定を厳格に守り、誠実かつ公正な業務運営を行う。
- ③会員・取引先はもとより、広く地域社会とのコミュニケーションを図り、経営内容を積極的かつ公正に開示する。
- ④緊張感のある、厳しくて温かい職場環境を確保するとともに、職員の人格、個性を尊重し、職員のゆとりと豊かさを実現する。
- ⑤資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
- ⑥当金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。
- ⑦社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底する。

当金庫のコンプライアンス体制

当金庫では、コンプライアンスを単に法令等を遵守するというだけでなく、利用者保護や市場の公正・透明の観点、あるいは金融機関に対する社会的な要請等に照らして適切な業務運営を行うことと捉え、その推進を行うために右図のような体制としています。

理事長を委員長とするコンプライアンス委員会では、コンプライアンスの状況やコンプライアンス体制の整備・運用等について定期的に検討し、施策の立案、問題点の改善等を行い、検討事項を定期的に理事会に付議・報告しています。また、コンプライアンスを統括する部署として、コンプライアンス・リスク統括部内に「法務室」を設置しているほか、各部室店には、コンプライアンスに関する統括責任者である「コンプライアンス責任者」（部室店長）と、コンプライアンスの推進やリスク管理等の役割を担う「コンプライアンス担当者・オフィサー」（次長等）を配置しています。



令和3年4月1日現在

コンプライアンスの推進のための取組み

[1] 倫理綱領の制定

「経営の基本方針」や企業の社会的責任への取組み等に対する自主行動基準である「行動憲章」、役職員が守らなければならない「行動規範」などを記載した「倫理綱領」を制定しています。

[2] コンプライアンス・プログラムの策定

コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、本プログラムに沿った各種施策に取り組んでいます。

[3] リスクベース・アプローチ

当金庫では、日々の業務運営においてコンプライアンスを着実に実践するために、リスクベース・アプローチの観点から、リスクに応じたコンプライアンスに係るリスク管理を行うこととしています。

[4] ヘルプラインの設置

当金庫では、法令違反その他のコンプライアンスの問題等に関して、職員が直接相談または通報することにより、不正行為等の早期発見と是正を図る目的で、内部通報窓口「ヘルプライン」を設置しています。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止への取組み

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止は国際社会とともに取り組むべき重要課題となっています。当金庫は「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止方針」を制定するなど、金融サービスの不正利用を防止する適切な態勢整備に努めています。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、お客さまに金融商品を販売する際には、適正な情報の提供と商品説明を行うなど「金融商品に係る勧誘方針」を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとしています。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、「利益相反管理方針」を制定しています。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めています。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めています。

反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備

当金庫は、信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を果たすため、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定しています。反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、断固たる態度でその関係を遮断し排除していくことにより、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性の確保に努めています。

また、基本方針を具現化するため、信用金庫取引約定書や各種預金規定に反社会的勢力の排除条項を盛り込んでいくなどの態勢整備を図っています。

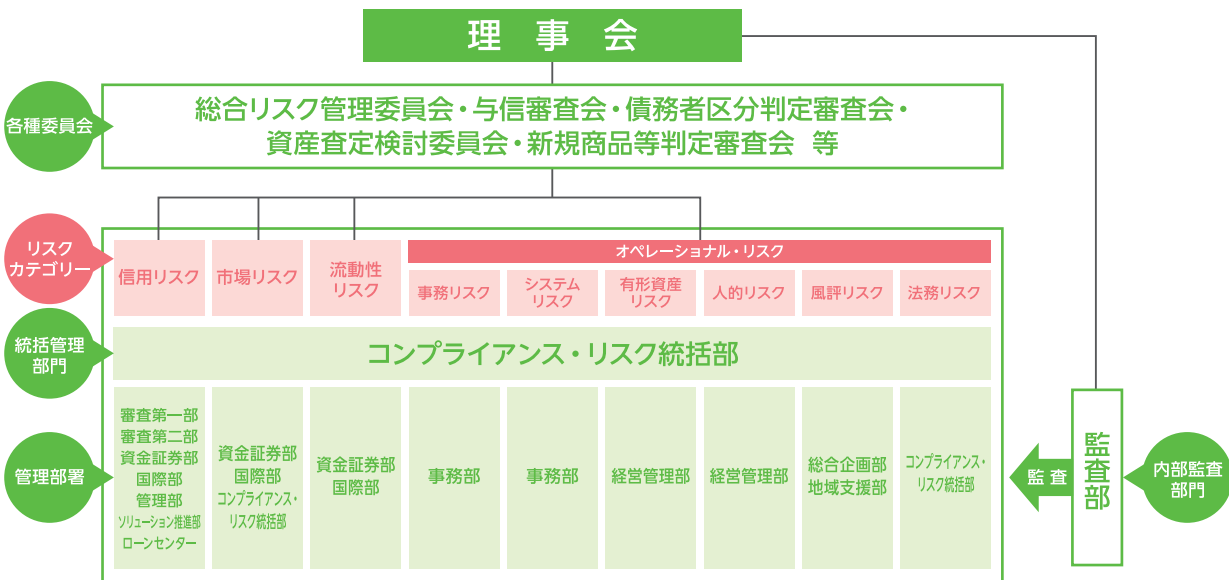
「金融商品に係る勧誘方針」「利益相反管理方針の概要」「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」「反社会的勢力に対する基本方針」につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

信頼される地域金融機関として リスク管理体制の強化に努めています。

金融の自由化・国際化・証券化の進展や金融・情報通信技術の進歩によりビジネスチャンスが拡大する一方で、金融環境の変化に伴うリスクは多様化・複雑化しています。

こうした環境のもと、当金庫では地域の皆さまの信頼とさまざまなニーズにお応えするため、リスク管理の高度化と内部統制の強化に努めてまいりました。具体的には、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等の管理について、それぞれ方針や規程類を整備し、「信用リスク管理システム」や「市場リスク管理システム」等を活用して各種リスクの計量化を行い、投資対象資産の変化等に合わせてリスク計測手法の精緻化・高度化を図りつつ、リスクテイク方針を踏まえた資本配賦によりリスク量を適切にコントロールしています。

リスク管理体制



信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金などの資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

■ 審査体制

当金庫では、取引先の実態把握を行うとともに、業界の動向や技術力・販売力等から成長性等を見極めるなど、総合的な評価による与信判断に努めています。

また、業種別の信用リスクのよりきめ細かな把握と管理の徹底を図るため、各業種に精通した業種別審査スペシャリストを審査部署に配置しています。さらに、コンサルティング機能の一層の強化を図ることにより、取引先の経営改善・事業拡大等の支援にも努めています。

■ 信用格付制度をベースとしたリスク管理

当金庫では、貸出金の信用リスクを客観的に把握するため、「信用格付制度」等を導入し融資先の業況変化等を継続的に把握しています。また、「信用格付制度」を起点として信用リスクの計量化を行い、貸出資産におけるリスク量の変化を把握するなど、適切に管理しています。

■ 自己査定

貸出金等の資産内容の自己査定を厳正に行うため、「自己査定システム」を導入し、営業店が融資先を査定した結果を、審査部門がチェックし、統括管理部門が最終チェックを行う体制を構築しています。

市場リスク管理・流動性リスク管理

市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな市場ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。具体的には金利リスク、価格変動リスク、為替リスクとこれらに付随する信用リスク等の関連リスクを総称して市場リスクといいます。

当金庫では、理事会で運用方針や運用基準を定め、ポジション枠やリスク・リミット等についても、当金庫の収益力やリスク管理能力等を勘案して、定期的に見直しています。

また、資金証券部、国際部、コンプライアンス・リスク統括部による市場取引にかかる相互牽制の徹底やグローバル分散運用の拡大に伴うリスクプロファイルの変化に対応したリスクファクター分析の高度化、総合リスク管理委員会や理事会への定期的な報告などにより、リスク管理体制の強化を図っています。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。具体的には市場流動性リスクと資金繰りリスクをいいます。

当金庫では、流動性リスクの増大を回避するため、市場流動性の高い有価証券への投資を基本として日々安定的な資金繰り管理に努めています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、金融庁告示第307条のオペレーショナル・リスク（信用金庫業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失が発生しうる危険）に風評リスクを加えたものと定義しています。

具体的には、事務リスク、システムリスク、有形資産リスク、人的リスク、風評リスク、法務リスクの6つに分け、基本方針、管理規程、マニュアル等により適切な管理を行い、リスク顕在化の防止と発生時の影響度の極小化に努めています。

また、当金庫は、オペレーショナル・リスクの管理態勢の強化に努め、平成20年3月28日に金融庁より信用金庫で初めて粗利益配分手法使用の承認を受けました。

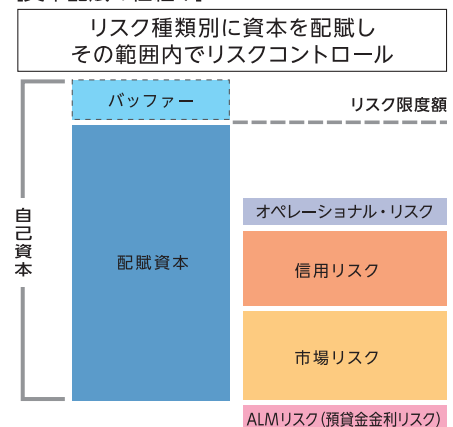
この粗利益配分手法は、自己資本比率のオペレーショナル・リスク相当額の算出手法の一つで、基礎的手法より1ランク上の手法です。

オペレーショナル・リスクカテゴリー	概要
事務リスク	役職員が事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当金庫が損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い当金庫が損失を被るリスクであり、コンピュータ等のオープンシステムの利用により当金庫が損失を被る情報セキュリティリスクを含む
有形資産リスク	災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害を被るリスク
人的リスク	人事運営上の諸問題および差別的行為（セクシュアルハラスメント等）から生じる損失・損害を被るリスク
風評リスク	インターネットや携帯電話の掲示板、メール等による評判の悪化や風説等の流布、あるいはマスコミの誇大報道による顧客離れや取引離反等によって損失を被るリスク
法務リスク	法令や内部規程等のルールを逸脱した行為により、訴訟等による金銭的な損失を被る、あるいは社会的評価や信頼を損ない、当金庫が損失を被るリスク

資本配賦とリスク管理

当金庫は、資本配賦運営に関する方針を定め、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクといった異なる種類のリスクをできるだけ共通の尺度で計量化し、これを経営体力（自己資本）の範囲内にコントロールするリスク管理を実施しています。具体的には、当金庫の自己資本額からバッファを除いた額をリスク資本配賦額（リスク限度額）として、一定額を市場リスク、信用リスク、ALMリスク（預貸金金利リスク）、オペレーショナル・リスクの各部門に配賦し、この配賦額と各部門のリスク量を比較することによりリスクをコントロールしています。なお、ALMリスクについては、コア預金内部モデルの導入に伴い、リスク量が負の値として計測されるため、配賦資本はゼロとして管理を行っています。

〔資本配賦の仕組み〕



業務継続体制の整備

当金庫は、地震等の自然災害、システム障害、感染症の蔓延等により、業務運営を妨げる障害等が発生した場合でも、金融・決済機能を維持し、お客さまとのお取引に支障が発生しないよう、「業務継続基本規程」「業務継続・危機管理対策要綱」を制定し、業務継続体制の整備に取り組んでいます。また、令和2年12月から令和3年3月にかけて「サイバー攻撃対応訓練」ならびに「災害対応訓練」を実施し、業務継続体制の実効性確保を図っています。

幅広いニーズにお応えするために、 様々な商品・サービスを取り扱っております。



Aブランド普通預金

お客さまのお取引内容に応じて優遇ステージが決定し、優遇ステージ毎に各種のサービスがご利用いただけます。普通預金の預入金額に応じた金額階層別の金利を適用します。

預入金額：1円以上



定額複利定期預金「3年仕込み」

個人の方に限ります。お預入れ期間3年、金利は6か月毎の複利計算で、店頭表示金利に年0.05%の金利を上乗せします。

あましんで年金をお受取りの方

当金庫で年金を受給または手続完了された方には、別途500万円(※)まで店頭表示金利に年0.15%の金利を上乗せします。お取扱いは令和3年12月30日まで。

預入金額：1万円以上1,000万円以内
※1万円以上500万円以内

主要な事業の内容

預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金、譲渡性預金等を取扱っています。
貸出業務	<ul style="list-style-type: none"> 貸出／手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っています。 手形・電子記録債権の割引／銀行引受手形、商業手形および電子記録債権等の割引を取扱っています。
商品有価証券売買業務	国債等公共債の売買業務を行っています。
有価証券投資業務	預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。
内国為替業務	送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っています。
外国為替業務	輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っています。
社債受託及び登録業務	担保付社債信託法による社債の受託、公社債の募集受託及び登録に関する業務を行っています。
附帯業務	<ul style="list-style-type: none"> 代理業務／①日本銀行歳入代理店及び国債代理店業務 ②地方公共団体の公金取扱業務 ③信託等の代理店業務 ④株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 ⑤日本政策金融公庫等の代理貸付業務 保護預り及び貸金庫業務 有価証券の貸付 債務の保証 公共債の引受 国債等公共債及び投資信託の窓口販売 金融商品仲介業務 保険業法第275条第1項により行う保険募集業務 確定拠出年金法により行う業務 電子債権記録業に係る業務 ファイナンス・リース取引の媒介

商品のご案内

主な預金	特 色	預入金額
総合口座 (貯蓄総合口座)	お財布代わりに出し入れ自由。普通預金(貯蓄預金)・定期預金・定期積金・自動融資などのセットで、貯める・受取る・使う・借りるの4つの機能が1冊で利用できる便利な口座です。	1円以上
普通預金	出し入れ自由。年金・給与などの自動受取りや公共料金・クレジットカードなどの自動支払いができます。	1円以上
納税準備預金	納税資金を日頃から準備していただくためのご預金です。お利息は非課税です。	1円以上
貯蓄預金 ハイアップ	毎日の残高に応じてお得な1か月複利で金額階層別の金利を適用します。 10万円以上30万円未満 30万円以上100万円未満 100万円以上300万円未満 300万円以上 いつでもお引き出しできる預金です。スウィングサービス(普通預金からの自動振替)もご利用いただけます。	1円以上
通知預金	まとまったお金をとりあえずお預けされるのに最適です。7日以上お預けいただき、払戻日の2日前にご連絡いただければいつでもお引き出しができます。	1万円以上



Plus年金定期預金「夢の架け橋」
満55歳以上満65歳未満の個人の方に限ります。当金庫で公的年金の受取予約をいただいた方を対象に、スーパー定期の店頭表示金利に一律年0.15%の金利を上乗せします。お取扱いは令和4年5月31日まで。

預入金額：お一人1,000万円以内



教育資金一括贈与専用普通預金「孫思い」
平成25年度税制改正における「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」専用の普通預金口座です。直系尊属(曾祖父母・祖父母・父母等)から贈与契約書により教育資金を受贈した満30歳未満の個人の方が開設できます。お取扱いは令和5年3月31日まで。

預入金額：1円以上1,500万円以下

主な預金	特色	預入金額
当座預金	手形・小切手をご利用いただける預金です。小切手にサインするだけでお支払ができるパーソナルチェックもあります。	1円以上
無利息型普通預金	①無利息 ②要求払い ③決済サービスを提供できることの3条件を満たす、預金保険制度により全額保護の対象となる決済用預金です。	1円以上
積立定期預金	お客様のプランに合わせて、ムリなくご自由に積立いただける預金です。	1円以上
定額積立定期預金 貯めほうだい	個人の方に限ります。1年以上5年以内の預入期間内で毎月一定額を積立いただく預金です。 預金口座からの自動振替のほか、窓口・ATMによるお預入れもできます。	1回の積立額は 5,000円以上 1,000円単位 最終積立額は 1,000万円未満
定額複利預金	個人の方に限ります。据置期間(6ヵ月)満了日以降に1万円以上1円単位で一部解約ができる定期預金です。	1万円以上
定期積金	毎月決まった日に一定額を積立いただく預金です。	1,000円以上
大口定期預金	まとまった余裕資金をより有利に運用できます。	1,000万円以上
スーパー定期	1ヵ月から始められる定期預金です。書替えの手間のかからない便利な自動継続扱いもあります。	1円以上
退職金特別定期預金	個人の方に限ります。1年以内にお受取された退職金を、3ヵ月間に限り年0.5%(税引前)でお預入れいただけます。あわせて、当金庫で公的年金受取の予約(満55歳以上満65歳未満の方)または受取をいただく場合、もしくは100万円以上の投資信託を同時購入の場合は、年1.5%(税引前)でお預入れいただけます。また、定期預金お預入れと同時に投資信託を300万円以上かつお申込総額(※)の25%以上ご購入していただく場合は、年2.5%(税引前)でお預入れいただけます。(投資信託購入はご本人さま名義に限ります)ただし、本商品の預入金額が募集総額に達した時点でのお取扱いを中止させていただきます。お取扱いは、令和3年9月30日まで。 ※お申込総額とは、投資信託と本定期預金のお申込合計額を指します。	100万円以上 退職金のお受取金額(税引前)の範囲内
まごころ定期	当金庫で年金を受給されている方、手続完了された方などを対象にスーパー定期の店頭表示金利に一律年0.2%の金利を上乗せします。中途解約時には、金利の上乗せが適用されない場合があります。お取扱いは令和3年12月30日まで。	1円以上 300万円以内
相続定期預金	1年以内に相続により取得した預金等をお預入れの個人の方に限ります。金利は3ヵ月間お預入れで店頭表示金利に年0.4%上乗せ、6ヵ月間お預入れで店頭表示金利に年0.2%上乗せ、1年間お預入れで店頭表示金利に年0.15%上乗せします。お取扱いは令和4年3月31日まで。	100万円以上 相続により取得した預金等の総額の範囲内
ウル虎支店専用定期預金	インターネット支店のウル虎支店でお取扱いしている定期預金です。	1口10万円以上 1,000万円未満

◎金融機関の商品には、変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利が変動したり、中途のご解約により金利が変更になったり、違約金が必要となる商品もあります。ご利用に当たっては、当金庫の窓口や渉外係に、これらの商品に関するご質問を何なりとお申し出ください。

(令和3年5月末現在)



あましんエコ・リフォームローン エコの達人

ご自宅またはご家族が居住する居宅のエコ関連設備の購入・設置資金およびそれに伴う諸費用などにご利用いただけます。

ご融資金額：1万円以上1,000万円以内
期 間：3ヵ月以上15年以内



New ウル虎教育ローン

入学金、授業料等の学校納付金、受験費用、下宿代、教材費等にかかる1年分の費用などにご利用いただけます。べんり…他の教育ローンとのおまとめが可能。やすい…保証料込みで変動金利型 年2.00% はやい…最短で翌日に審査結果をご回答

ご融資金額：10万円以上1,000万円以内
期 間：3ヵ月以上16年以内

主な事業資金	ご融資金額	期 間	特 色
一般融資	運転・設備等あらゆる資金ニーズにお応えするよう努めております。		
あましん 創業支援融資	3,000万円以内 (但し、運転資金は1,000万円以内)	・運転資金：5年以内 ・設備資金：7年以内	新しく事業を開始する中小企業者、もしくは創業後、税務申告3期を迎えていない中小企業者の方がご利用いただける融資です。
あまがさき 技術サポート融資	5,000万円以内	・運転資金：5年以内 ・設備資金：10年以内	尼崎市内の中小企業者で、一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所が行う「技術評価」および尼崎商工会議所が行う「経営評価」を受け、一定の評点を得られた方がご利用いただける融資です。
ひょうご中小企業 技術サポート融資	5,000万円以内	・運転資金：7年以内 ・設備資金：15年以内	兵庫県内に主たる事業所を有する中小企業者で、「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」の評価を受け、一定の総合評点が得られた方がご利用いただける融資です。

◎このほか、信金中央金庫、日本政策金融公庫などの代理貸付制度や県・府・市の制度融資もご利用いただけます。

主な個人ローン	ご融資金額	期 間	特 色
住宅ローン リフォームローン	マイホームの新築、購入(中古住宅も可)、増改築、住宅建築用地の購入にご利用いただけます。3大疾病保障特約の付保が可能な住宅ローンもございます。		
変動金利型	100万円以上 5,000万円以内	1年以上 35年以内	当金庫住宅ローンプライムレートによる変動金利。金利は年2回、返済額は5年ごとに見直します。
固定金利選択権付 (おこのみプラン)		2年以上 35年以内	当初2年、3年、5年または10年間を固定金利で、2年、3年、5年または10年経過時に固定金利か変動金利かを選んでいただけます。
マイホームローン 「家物語」	100万円以上 5,000万円以内	1年以上 35年以内	お申込み条件等により、ご融資の全期間に適用される金利優遇もあります。審査結果をスピード回答いたします。
借り換え専用 住宅ローン	4,000万円以内	最長35年	住宅金融支援機構融資および他行住宅ローンの借り換え専用ローンです。当金庫担保評価額に最高1,000万円の上乗せが可能です。
新築建て替え・ 買い替えローン	100万円以上 5,000万円以内	最長35年	新築建て替えや買い替えの場合にお使いいただける専用住宅ローンで、担保評価額に最高1,000万円を上乗せしてご融資できるローンです。
あましん リフォームローン リフォームの達人	1万円以上 1,000万円以内	3ヵ月以上 15年以内	ご自宅またはご家族が居住する居宅のリフォーム(増改築・修繕)工事資金およびそれに伴う諸費用などにご利用いただけます。
ウル虎 リフォームローン	10万円以上 500万円以内	10年以内	ご自宅のリフォーム(増改築・修繕)工事資金およびそれに伴う諸費用などにご利用いただけます。



あましんエコ・マイカーローン
eco drive-1 (エコドライブワン)
お客さま、お客さまのご家族(配偶者、親、子、孫)が使用される電気自動車・ハイブリッド自動車など自動車重量税が免税となる新車の購入資金にご利用いただけます。

ご融資金額：1万円以上1,000万円以内
期 間：3ヵ月以上10年以内



ウル虎カードローン

専用のローンカードで、当金庫および提携金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)・コンビニエンスストア設置のATM(※)でご利用いただけます。契約日から1年以上経過後、利用限度額の増額申請が可能なカードローンです。

ご融資金額：利用限度額50万円・70万円・100万円
当金庫住宅ローンご利用の方は最大300万円
期 間：1年ごとの自動更新
※一部ご利用いただけないATMがございます。

主な個人ローン	ご融資金額	期 間	特 色
あましんマイカーローン drive-1(ドライブワン)	1万円以上 1,000万円以内	3ヵ月以上 10年以内	お客さま、お客さまのご家族(配偶者、親、子、孫)が使用される自家用自動車、オートバイの購入資金、車検・修理費用、運転免許取得費用などにご利用いただけます。
ウル虎フリーローン	10万円以上 500万円以内	3ヵ月以上 10年以内	目的はいろいろ、ご自由にご利用いただけます。おまとめ資金としてもご利用いただけます。(事業性除く)
カードローン あましんきゃっする	極度額50万円以上 300万円以内 (10万円単位) 利用限度額10万円以上 300万円以内 (10万円単位)	3年ごとの 自動更新	専用のローンカードで、当金庫および提携金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)・コンビニエンスストア設置のATM(※)でご利用いただけます。FAX・インターネット(パソコン・スマートフォン)で24時間お申込みを受付しているお使いみち自由のカードローンです。 ※一部ご利用いただけないATMがございます。
カードローン あましんシルバーきゃっする	極度額50万円 利用限度額10万円以上 50万円以内 (10万円単位)	3年ごとの 自動更新	年金受給者専用のカードローンです。専用のローンカードで、当金庫および提携金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)・コンビニエンスストア設置のATM(※)でご利用いただけます。 ※一部ご利用いただけないATMがございます。

◎ローンご利用に当たっての留意事項:各商品により利率、保証料、お借入れ限度額、お使いみち等が異なりますので、窓口でよくご確認の上ご利用ください。ご相談は本支店窓口にて承っています。なお、無理のない計画的なご利用をお勧めします。

金利優遇制度—お取引内容がふえると、有利に、おトクになる仕組みです

預 金	優遇幅	融 資	優遇幅
Aブランド普通預金	最高年0.01%	マイホームローン「家物語」	最高年1.0%
スーパー定期(スーパー α) <small>アルファ</small>	最高年0.01%	あましんエコ・リフォームローン エコの達人	最高年0.1%
まごころ定期	一律年0.2%	New ウル虎教育ローン (リピーター優遇)	年0.24%
定額積立定期預金 貯めほうだい 満期受取額を定期預金に指定 (30万円以上 1,000万円未満)	一律年0.01%	あましんマイカーローン drive-1(ドライブワン)	最高年2.0%
定額複利定期預金 「3年仕込み」	●3年間お預入れの場合 年0.05% ●当金庫で年金を受給または手続完了された方で3年間お預入れの場合 年0.15%	あましんエコ・マイカーローン eco drive-1(エコドライブワン)	最高年0.5%
		ウル虎カードローン	対象となる個人ローンと 合わせてお申込みの場合 年1.5%優遇

◎給与振込・年金受取などお取引内容に応じた金利優遇制度です。金利優遇に必要なお取引内容は商品により異なります。
◎優遇幅は見直しを行う場合があります。また、預金の中途解約時など、金利優遇が中止になる場合があります。
詳しくは窓口にてご確認ください。

(令和3年5月末現在)

サービスのご案内

主なサービス	内容
でんさいサービス	電子記録債権法に基づきでんさいネットを利用して提供するサービスです。ご利用方法などの詳細については当金庫ホームページをご覧ください。
自動送金サービス	家賃や地代など毎月一定額のお支払いをご指定日に当金庫本支店または他金融機関のご指定口座に送金します。
ファクシミリサービス	当金庫のコンピュータがお客さまのファクシミリを通じて口座の動きをお知らせします。
あましんバンキングアプリ	窓口へ来店することなく、さまざまなサービスを簡単・便利にご利用いただけるスマートフォンアプリです。
〈個人向け〉インターネットバンキング	ご家庭、オフィスのパソコン、スマートフォンからインターネットを通じて資金移動取引・各種照会をご利用いただけます。 ※スマートフォンでは、一部のサービスがスマートフォン専用ページでご利用いただけます。
〈法人・個人事業者向け〉ビジネスインターネットバンキング	インターネットを使用してお取引口座の残高照会、入金明細照会、振込・振替のお取引、「Pay-easy(ペイジー)」マークが記載されている税金・各種料金払込書のお支払いおよび総合振込・給与振込・賞与振込・口座振替の依頼データの一括送信をご利用いただけます。また、でんさいサービスとも連携しています。
投信インターネットサービス	インターネットに接続できるパソコンやスマートフォンから投資信託の取引や各種照会をご利用いただけます。
貸金庫	預金証書・権利証・有価証券などの重要書類、宝石・貴金属などの貴重品を保管します。
しんきん電子マネーチャージサービス	お客さまの預金口座から電子マネー(楽天Edy)をチャージ(入金)するサービスです。ご利用可能な端末の種類、ご利用方法、電子マネー(楽天Edy)などにつきましては、楽天Edy(株)のホームページをご覧ください。
「Pay-easy(ペイジー)」料金払込みサービス	当金庫のインターネットバンキングを利用して、「Pay-easy(ペイジー)」マークが記載されている払込書など各種料金の払込みができます。
公共料金等の自動支払い	電気・ガス・水道・電話・NHKの公共料金や申告所得税などをご指定の口座から自動的にお支払いします。
クレジットカードのキャッシングサービス	JCB、UC、DC、VISAなどのキャッシングサービスをATMでご利用いただけます。
給与・年金・配当金受取り	毎月の給料やボーナス、年金、配当金などをご指定の口座で自動的に受取れます。
デビットカードサービス	加盟店の専用端末機を使って、当金庫のキャッシュカードでお買い物ができます。

国際業務・証券業務など

国際業務	内容
外貨預金	外貨普通預金 出し入れ自由。米ドル・ユーロなど主要外国通貨によるご預金です。預金保険の対象外です。米ドル・ユーロなど主要通貨 1通貨単位以上
	外貨定期預金 満期日が1か月以上12か月以内で自由に設定できます。原則、米ドル・ユーロのみのお取扱いとなります。預金保険の対象外です。2,000米ドル・2,000ユーロ以上
外貨貸出金(インパクトローン)	外貨によるご融資です。資金調達の多様化を図るとともに為替リスクのヘッジもできます。また、円ベースでの利回りを確定することもできます。
輸出関係	輸出信用状の通知、輸出手形の買取り・取立て等のお取扱いをしています。
輸入関係	輸入信用状の開設、輸入手形の決済等のお取扱いをしています。
外為特殊当座貸越	当座貸越の限度額の範囲内で輸出入取引の決済資金としてご利用いただけます。
外国送金	外国向け送金 電信送金のお取扱いをしています。(現金を原資とする外国送金取引はお受けできません。)
	外国からの送金 被仕向送金の代り金をご指定の口座に入金いたします。当金庫のSWIFT(スウィフト)コードは、AMASJPJZです。
外為インターネットバンキング	法人・個人事業主の方を対象に外為インターネットバンキングのお取扱いをしています。(所定の手続きが必要です。)
外貨両替	現金 米ドル、ユーロ、オーストラリアドルをご購入いただけます。(ただし、在庫の状況等により、外貨現金を用意させていただくまでに相当の日数がかかる場合があります。)また、主要通貨等の買取ができます。 ※外貨両替取引の上限金額を設定しています。
●海外コルレス網	コルレス先 80行

証券業務	内容
公共債の窓口販売	個人向け国債、長期利付国債、中期利付国債の新規発行債のお取扱いをしています。
ディーリング業務	発行済みの公共債の売買のお取扱いをしています。
投資信託の窓口販売	投資信託の募集・販売業務を行っています。
金融商品仲介業務	株式・外国債券等の売買など、お取引の仲介および資産運用のご相談を承ります。 提携証券会社……SMBC日興証券
保険販売業務	生命保険(個人年金保険・終身保険・学資保険・医療保険・がん保険)・損害保険(火災保険、傷害保険、企業総合賠償責任保険等)の販売業務のお取扱いをしています。
信託契約代理業務	信託契約代理店として遺言代用信託(相続信託)、暦年贈与信託、土地信託、公益信託、証券信託等の取次ぎをしています。
確定拠出年金	確定拠出年金(企業型・個人型)のお取扱いをしています。
私募債の受託業務	私募債とは企業が発行する社債の一種で、当金庫は発行会社が債券の発行、利払い、償還などを円滑に行うため、投資家との間にとって募集事務や管理事務を行います。

主な手数料一覧 ※各種取扱い手数料には10%の消費税が含まれています。

振込手数料 ※1件あたりの金額です		他行(庫)あて		あましん本支店あて		あましん同一支店あて		
			会員カード割引		会員カード割引		会員カード割引	
窓口での振込 ^{*1}	電信扱	5万円未満	660円	550円	330円	220円	110円	
		5万円以上 10万円以下	880円	770円	550円	440円	330円	
		10万円超	1,100円	770円	550円	440円	330円	
ATMでの振込	現金 ^{*2}	5万円未満	440円	330円	110円	110円	110円	
		5万円以上	660円	550円	330円	220円	220円	
	電信扱	当金庫 キャッシュカード ^{*3} 他信金・他業態	5万円未満	330円 ^{*4}	275円 ^{*4}	無料 ^{*4}	無料 ^{*4}	無料 ^{*4}
			5万円以上	550円 ^{*4}	495円 ^{*4}	無料 ^{*4}	無料 ^{*4}	無料 ^{*4}
			5万円未満	440円 ^{*4}	330円 ^{*4}	110円 ^{*4}	110円 ^{*4}	110円 ^{*4}
			5万円以上	660円 ^{*4}	550円 ^{*4}	330円 ^{*4}	220円 ^{*4}	220円 ^{*4}
〈個人向け〉 モバイルバンキング インターネットバンキング	電信扱	5万円未満	330円	165円	無料	無料	無料	
		5万円以上	440円	275円	無料	無料	無料	
自動送金	電信扱	5万円未満	440円 ^{*5}	330円 ^{*5}	220円 ^{*5}	110円 ^{*5}	無料 ^{*5}	
		5万円以上	660円 ^{*5}	550円 ^{*5}	440円 ^{*5}	330円 ^{*5}	無料 ^{*5}	
総合振込(データ伝送)	電信扱	5万円未満	440円	330円	110円	110円	無料	
		5万円以上	660円	550円	330円	220円	無料	
総合振込(MT・FD交換)	電信扱	5万円未満	550円	440円	220円	110円	無料	
		5万円以上	770円	660円	440円	330円	無料	
〈法人向け・個人事業者向け〉 ビジネスインターネットバンキング ファームバンキング振込振替	電信扱	5万円未満	440円	330円	110円	110円	無料	
		5万円以上	660円	550円	330円	220円	無料	
ファクシミリ振込サービス	電信扱	5万円未満	440円	330円	110円	110円	無料	
		5万円以上	660円	550円	330円	220円	無料	
給与(賞与)振込 <small>(データ伝送、MT・FD交換、ファクシミリ振込サービス、 ビジネスインターネットバンキング(Web伝送サービス))</small>			220円		無料		無料	

※1 視覚障がいまたはその他の障がいをお持ちでATMのご利用が困難なお客さまを対象に窓口での振込手数料をATM扱いの料金と同額に引き下げしております。

※2 ATMを利用して10万円を超える現金でのお振込は、お取扱いできません。

※3 本人確認手続きがお済みでない場合、10万円を超えるキャッシュカードでのお振込ができないことがあります。

●会員カード割引手数料の適用については、あましん会員カード(セレクトカード)のご提示が必要となります。尚、他信金・他業態のキャッシュカードでお振込の場合は、振込専用通帳が必要となります。

※4 下記のご利用時間帯は、振込手数料とは別に「ATMご利用手数料」欄(P.37)のご利用手数料が必要となります。

キャッシュカードの種類	平日	土曜日	日・祝休日
当金庫	7:00~8:45 19:00~22:00	8:45~21:00	8:45~21:00
他信金	7:00~8:45 18:00~22:00	8:45~21:00	8:45~21:00
他業態	8:00~21:00	8:45~21:00	8:45~21:00

※5 振込手数料の他に自動送金取扱手数料(お振込1回につき110円)が必要となります。

(令和3年5月末現在)

※各種取扱い手数料には10%の消費税が含まれています。

ATMご利用手数料

		7:00	8:00	8:45	18:00	19:00	21:00	22:00
平日	当金庫 取引口座 ご利用の場合	出金	110円	無 料			110円	
		入金		無 料				
	信金ネット キャッシュサービス (全国の信用金庫)	出金	110円	無 料			110円	
		入金	110円	無 料			110円	
	全国 キャッシュサービス	出金	-	220円	110円		220円	-
		入金			-			
ゆうちょ銀行 キャッシュサービス	出金	-	220円	110円		220円	-	
	入金	-	220円	110円		220円	-	
クレジットカード ^(注)	出金	-	110円	無 料		110円	-	
	入金			-				

		7:00	8:00	8:45	9:00	14:00	15:00	21:00	22:00
土曜日	当金庫 取引口座 ご利用の場合	出金	-		110円				-
		入金	-		無 料				-
	信金ネット キャッシュサービス (全国の信用金庫)	出金	-			110円			-
		入金	-			110円			-
	全国 キャッシュサービス	出金	-			220円			-
		入金				-			
ゆうちょ銀行 キャッシュサービス	出金	-	220円	110円		220円		-	
	入金	-	220円	110円		220円		-	
クレジットカード ^(注)	出金	-		無 料		110円		-	
	入金					-			

		7:00	8:00	8:45	9:00	21:00	22:00
日・ 祝休日	当金庫 取引口座 ご利用の場合	出金	-		110円		-
		入金	-		無 料		-
	信金ネット キャッシュサービス (全国の信用金庫)	出金	-			110円	-
		入金	-			110円	-
	全国 キャッシュサービス	出金	-			220円	-
		入金				-	
ゆうちょ銀行 キャッシュサービス	出金	-			220円	-	
	入金	-			220円	-	
クレジットカード ^(注)	出金	-			110円	-	
	入金				-		

(注) 時間外手数料のお取扱いにつきましては、カード会社により異なります。
 ●ご利用時間帯は各店舗、キャッシュコーナーにより異なりますのでご注意ください。
 ●信用金庫を除く他金融機関のキャッシュカードでの振替によるお振込はご利用いただけません。
 ●商工中金、外国銀行等一部のキャッシュカードはご利用いただけません。
 ●カードの種類によっては上記一覧表のお取扱いと異なる場合や、ご利用いただけません。
 ●土・日・祝休日のお取扱いについて
 (ご利用いただけるお取引)
 キャッシュカードによるお取引: ご出金・ご入金・振込・残高照会(普通預金・貯蓄預金)
 お通帳によるお取引: 通帳記帳(通帳繰越含む)・ご出金(キャッシュカード併用)・ご入金(普通預金・貯蓄預金・納税準備預金)
 ※硬貨のご出金・ご入金はおご利用いただけません。
 ※一部店舗(店外キャッシュコーナー)で通帳繰越はお取扱いできません。

ご融資に関する手数料 ※1件あたりの金額です

① 一部繰上げ返済(一般証書貸付・住宅ローン共) ※住宅ローンの一部繰上返済につきましては、別途本欄⑤の保証会社あて手数料が必要となります。	3,300円
但し、固定金利選択権付住宅ローンの特約期間中	22,000円

② 全額繰上げ返済		
一般証書 貸 付	融資実行後 3年以内	3,300円
	融資実行後 3年超5年以内	2,200円
	融資実行後 5年超7年以内	1,100円

○ 住宅ローン ※別途本欄⑤の保証会社あて手数料が必要となります。	22,000円
但し、固定金利選択権付住宅ローンの特約期間中	33,000円

◎ 融資特約繰上返済手数料	
当初設定の融資期間が 5年超の一般証書貸付	一部または全額繰上返済金額×2% (計算後1円未満の端数は切捨て)

※「繰上げ返済等に関する特約書」の契約を行っている場合で他行借換えにより繰上げ返済する場合は対象となります。 ※詳しくは窓口にてご確認ください。

③ 上記①②以外の借入条件変更 (一般証書貸付、住宅ローン共) ※住宅ローンの条件変更につきましては、別途本欄⑤の保証会社あて手数料が必要となります。	5,500円
---	--------

④ 確定日付料 1件につき (一般証書貸付、住宅ローン共)	実 費
----------------------------------	-----

※信用保証協会保証付融資の場合、上記①～④は不要

⑤ 尼信保証(株)保証付住宅ローンに関する取扱手数料

全額繰上げ返済 ※返戻保証料がある場合は、本手数料額と異なります。	22,000円
--------------------------------------	---------

一部繰上げ返済	5,500円
---------	--------

条件変更	毎月返済額、期日の変更	
	債務者変更	5,500円

※その他の保証会社につきましては窓口へおたずねください。

その他の手数料

生体認証ICキャッシュカード発行手数料	新規発行、 磁気キャッシュカード からの切替発行	無 料	
ICキャッシュカード発行手数料	からの切替発行	無 料	
通帳・カード等再発行手数料 (紛失・盗難による再発行)	1件につき	1,100円	
各種証明書発行(残高照会等)	1件につき	440円	
自動送金サービス取扱手数料 (振込手数料は別途当金庫所定の 金額が必要となります)	振込1回につき	110円	
ファームバンキングサービス (ANSER-SPC)	基本手数料 月額	2,200円	
ファームバンキングサービス (HT-VALUX)	基本手数料 月額	1,100円	
ファクシミリサービス	基本手数料 月額	1,100円	
	通知1件につき (計算後1円未満の端数は切捨て)	11円	
〈個人向け〉 モバイルバンキング インターネットバンキングサービス	基本手数料 月額	無 料	
〈個人向け〉 ハードウェアトークン再発行手数料 (紛失・破損による再発行)	1個につき	1,100円	
〈法人向け・個人事業者向け〉 ビジネスインターネット バンキングサービス	基本 手 数 料 月 額	Web照会・振込 サービスのみ	1,650円
	Web照会・振込 サービスおよび Web伝送サービス	4,070円	
〈法人向け・個人事業者向け〉 トランザクション認証トークン 発行・再発行手数料	新規1個目	無 料	
	2個目以降	2,200円	
	紛失・破損	2,200円	
ファクシミリ振込サービス	基本手数料 月額	1,100円	
〈法人向け・個人事業者向け〉 あましん外為Web	基本手数料 月額	1,100円	
振替決済口座管理手数料	月 額	無 料	

(令和3年5月末現在)

Data File

資料編

CONTENTS

● 経理・経営内容	39
● 預金に関する指標	49
● 貸出金等に関する指標	50
● 有価証券に関する指標	53
● 財産の状況	54
● 概況その他	57
● 金庫およびその子会社等に関する事項	58

計数は国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。
また、預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでいます。

記載例は次の通りです。

- [0] ゼロまたは単位未満の数字です。
- [-] 該当数字なしです。
- 内数のうち、全ての内数を表示していない場合は「うち」と表示しています。



経理・経営内容

●貸借対照表

(単位：百万円)

科目		令和2年3月31日現在	令和3年3月31日現在
資 産 の 部	現金	17,349	16,189
	預け金	554,880	731,367
	買入金銭債権	15,209	18,796
	金銭の信託	15,761	25,755
	商品有価証券	0	2
	商品国債	0	2
	有価証券	946,502	1,119,604
	国債	186,311	217,784
	地方債	151,369	144,704
	社債	291,664	343,486
	株式	18,622	13,005
	その他の証券	298,534	400,622
	貸出金	1,269,003	1,345,454
	割引手形	24,159	14,250
	手形貸付	40,588	27,716
	証書貸付	1,161,048	1,267,532
	当座貸越	43,208	35,955
	外国為替	2,086	1,857
	外国他店預け	1,476	1,054
	買入外国為替	57	10
	取立外国為替	552	793
	その他の資産	16,686	17,130
	未決済為替貸	398	351
	信金中金出資金	11,613	11,613
	未収収益	1,903	2,144
	金融派生商品	117	72
	その他の資産	2,652	2,948
	有形固定資産	20,275	19,853
	建物	5,517	5,478
	土地	11,364	11,508
	リース資産	1,742	1,255
	建設仮勘定	6	8
	その他の有形固定資産	1,643	1,602
無形固定資産	974	976	
ソフトウェア	395	611	
リース資産	455	241	
その他の無形固定資産	123	122	
繰延税金資産	6,072	932	
債務保証見返	8,058	9,075	
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△6,508 (△4,068)	△7,970 (△5,314)	
資産の部合計	2,866,353	3,299,026	

(単位：百万円)

科 目		令和2年3月31日現在	令和3年3月31日現在
負 債 の 部	預 金 積 金	2,602,078	2,720,677
	当 座 預 金	74,030	82,724
	普 通 預 金	899,431	1,111,537
	貯 蓄 預 金	26,278	27,283
	通 知 預 金	31,783	640
	定 期 預 金	1,485,220	1,410,886
	定 期 積 金	68,275	70,833
	そ の 他 の 預 金	17,059	16,772
	借 用 金	9	280,000
	借 入 金	9	280,000
	コ ー ル マ ネ ー	28,839	103,820
	債券貸借取引受入担保金	53,364	—
	外 国 為 替	1	9
	売 渡 外 国 為 替	1	1
	未 払 外 国 為 替	—	8
	そ の 他 負 債	11,409	8,545
	未 決 済 為 替 借	692	598
	未 払 費 用	2,178	1,811
	給 付 補 填 備 金	79	102
	未 払 法 人 税 等	62	10
	前 受 収 益	780	592
	金 融 派 生 商 品	466	2,466
	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	255	235
	リ ー ス 債 務	2,305	1,585
	資 産 除 去 債 務	152	144
	そ の 他 の 負 債	4,435	998
	賞 与 引 当 金	504	508
	退 職 給 付 引 当 金	2,714	2,524
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	635	542
	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	730	596
偶 発 損 失 引 当 金	1,020	954	
債 務 保 証 損 失 引 当 金	7	1	
債 務 保 証	8,058	9,075	
負 債 の 部 合 計	2,709,376	3,127,257	
純 資 産 の 部	出 資 金	14,769	14,597
	普 通 出 資 金	14,769	14,597
	利 益 剰 余 金	147,954	150,008
	利 益 準 備 金	15,127	15,127
	そ の 他 利 益 剰 余 金	132,826	134,880
	特 別 積 立 金	130,726	132,226
	(固定資産圧縮積立金)	(448)	(448)
	当 期 未 処 分 剰 余 金	2,099	2,654
	会 員 勘 定 合 計	162,724	164,606
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△5,533	7,130
	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△213	33
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△5,746	7,163	
純 資 産 の 部 合 計	156,977	171,769	
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,866,353	3,299,026	

●損益計算書1

(単位：千円)

科目	令和元年度 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	令和2年度 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
経常収益	34,574,165	31,435,573
資金運用収益	27,808,495	25,523,029
貸出金利息	16,640,391	16,206,698
預け金利息	936,619	1,074,525
コールローン利息	2,115	3,776
有価証券利息配当金	9,843,062	7,891,728
金利スワップ受入利息	28,430	7,848
その他の受入利息	357,875	338,452
役務取引等収益	3,210,494	3,057,895
受入為替手数料	1,218,525	1,186,488
その他の役務収益	1,991,969	1,871,407
その他業務収益	1,752,913	484,523
商品有価証券売買益	650	—
国債等債券売却益	1,699,171	376,409
その他の業務収益	53,091	108,113
その他経常収益	1,802,261	2,370,125
償却債権取立益	300,308	310,845
株式等売却益	1,235,983	1,872,127
金銭の信託運用益	183,568	66,197
その他の経常収益	82,402	120,955
経常費用	31,471,699	27,683,906
資金調達費用	1,966,642	1,345,099
預金利息	1,107,389	1,009,473
給付補填備金繰入額	32,779	38,094
借用金利息	22	1
コールマネー利息	668,660	177,304
債券貸借取引支払利息	11,627	12,271
金利スワップ支払利息	81,073	59,209
その他の支払利息	65,088	48,746
役務取引等費用	986,046	1,006,489
支払為替手数料	488,399	471,021
その他の役務費用	497,646	535,468
その他業務費用	1,355,582	284,774
外国為替売買損	851,172	143,189
国債等債券売却損	392,874	137,479
金融派生商品費用	105,133	—
その他の業務費用	6,402	4,105
経費	20,722,735	20,721,502
人件費	9,187,325	9,141,277
物件費	11,111,501	11,130,266
税金	423,907	449,958
その他経常費用	6,440,692	4,326,040
貸倒引当金繰入額	1,943,510	1,694,624
貸出金償却	1,618,544	572,626
株式等売却損	1,846,982	1,338,157
金銭の信託運用損	16,068	128,426
その他の経常費用	1,015,586	592,204
経常利益	3,102,466	3,751,667

●損益計算書2

(単位：千円)

科 目	令和元年度 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	令和2年度 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
特 別 利 益	54	332
固定資産処分益	54	332
特 別 損 失	416,774	150,579
固定資産処分損	7,956	140,522
減 損 損 失	408,817	10,056
税引前当期純利益	2,685,746	3,601,421
法人税、住民税及び事業税	1,120,753	954,339
法人税等調整額	△374,114	149,932
法人税等合計	746,638	1,104,272
当期純利益	1,939,107	2,497,148
繰越金(当期首残高)	160,773	156,870
当期末処分剰余金	2,099,880	2,654,019

●剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	令和2年度 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
当期末処分剰余金	2,099,880	2,654,019
計	2,099,880	2,654,019
剰余金処分量	1,943,009	2,529,726
普通出資に対する配当金 (配当率)	443,009 (年3%)	729,726 ※(年5%)
特別積立金	1,500,000	1,800,000
繰越金(当期末残高)	156,870	124,292

※100周年記念特別配当年2%を含んでおります。
(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■令和元年度及び令和2年度の財務諸表は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、「有限責任あずさ監査法人」の監査を受けております。

確 認 書

当金庫の令和2年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和3年6月21日

尼 崎 信 用 金 庫

理 事 長

作田誠司 

【貸借対照表の注記事項】（令和2年度）

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式等については決算期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づき評価する方法、株式等以外で時価のあるものについては原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3.と同じ方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
その他	2年～30年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,345百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によるものであります。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日から損益処理

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）

年金資産の額	1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,718,649百万円
差引額	△142,668百万円
- 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和2年3月分）

	0.5743%
--	---------

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円及び別途積立金46,682百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金111百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）（以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによるものであります。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
- 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによるものであります。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に時価ヘッジを適用しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によるものであります。
- 投資信託の解約、償還時の差益（損）金については投資信託全体で集計し、有価証券利息配当金又は国債等債券償還損に計上しております。
- （重要な会計上の見積り関係）
会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 7,970百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として10. に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であり、[債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し]は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

当事業年度については、コロナ禍が深刻化するなか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けた債務者を特定し、将来の不確実性に備えることを目的として、「自己査定基準要綱特別」を制定し、債務者区分を個別に判断しておりますが、新型コロナウイルス感染症が想定以上に拡大または継続した場合など、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合等は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 子会社等の株式又は出資金の総額 2,402百万円
- 子会社等に対する金銭債権総額 2,874百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 3,349百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 36,212百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 111百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は1,176百万円、延滞債権額は56,171百万円であり、

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1百万円であり、
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から

- 3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
29. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は695百万円であり、
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
30. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は58,045百万円であり、
- なお、27. から30. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
31. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,261百万円であり、
32. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- | | |
|-------------|------------|
| 有価証券 | 356,261百万円 |
| その他の資産 | 3百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 6,396百万円 |
| 借入金 | 280,000百万円 |
- 上記のほか、為替決済、外為円決済、手形交換決済等の取引の担保として、その他の資産7百万円、預け金225,000百万円を差し入れております。
- また、その他の資産には、保証金1,020百万円が含まれております。
33. 出資1口当たりの純資産額 588円34銭
34. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- その一環として、デリバティブ取引も行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 外貨建有価証券については、有価証券の取得時に、同一通貨にて外貨資金を調達することにより為替の変動リスクを回避しています。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。
- 当金庫では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫は、貸出資産管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか審査第一部、審査第二部、管理部、ソリューション推進部、ローンセンターにより行われ、また、定期的に理事会、総合リスク管理委員会、与信審査会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金証券部及び国際部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- 総合リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、総合リスク管理委員会に報告しております。
- なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップによるデリバティブ取引も行っております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当金庫は、為替の変動リスクに関して、日々の持高管理の中で、総合持高を確認することにより、為替変動リスクの管理をしております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、総合リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準及び資金運用方針に従い行われております。
- このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- 総合企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
- これらの情報はコンプライアンス・リスク統括部を通じ、理事会及び総合リスク管理委員会において定期的に報告されております。
- (iv) デリバティブ取引
- デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、総合リスク管理委員会の方針に基づき実施されております。
- (v) 市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫において、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」等、及び「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債の市場リスク量について、下記のとおり計測しております。
- 市場リスク(「有価証券」、「預け金」等)
- 当金庫では、「有価証券」及び「預け金」等の市場リスク量をVaR(バリューアットリスク)により月次で計測し、取得した市場リスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
- VaRの算出においては、分散共分散法(信頼区間99%、保有期間120日もしくは240日、観測期間720営業日もしくは1,200営業日)を採用しており、令和3年3月31日現在における「有価証券」及び「預け金」等の市場リスク量(損失額の推計値)は、28,627百万円です。
- なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを国内債券等について実施しております。令和2年度に関して実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。
- 預貸金金利リスク(「貸出金」、「預金積金」等)
- 当金庫では、「貸出金」、「預金積金」及び「デリバティブ取引」のうち金利スワップ取引について、VaR(バリューアットリスク)により月次で計測し、取得した預貸金金利リスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。また、流動性預金については、コア預金内部モデルを採用しております。VaRの算出においては、分散共分散法(信頼区間99%、保有期間240日、観測期間1,200営業日)を採用しており、令和3年3月31日現在における「貸出金」、「預金積金」等の預貸金金利リスク量(損失額の推計値)は、△19,985百万円です。なお、「貸出金」、「預金積金」等においては当事業年度未現在で指標となる金利が上昇した場合には、全体では価値が高まるため、内部管理上ではリスク量を負の値として計測しております。
- ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

35. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価の算定方法については、（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	731,367	731,672	305
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	34,539	35,781	1,241
その他有価証券	1,081,174	1,081,174	—
(3) 貸出金	1,345,454		
貸倒引当金（*1）	△7,950		
	1,337,504	1,338,159	654
金融資産計	3,184,585	3,186,787	2,202
(1) 預金積金	2,720,677	2,721,633	955
(2) 借入金	280,000	280,000	—
金融負債計	3,000,677	3,001,633	955
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ計が適用されていないもの	△2,439	△2,439	—
ヘッジ計が適用されているもの	45	45	—
デリバティブ取引計	△2,393	△2,393	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法
金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預け先金融機関から提示された価格又は残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

私募債の時価については、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出してしております。その割引率は、新規に私募債を発行する際に使用する利率を用いております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については36. から37. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該金額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、約定期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（*1）	1,544
関連法人等株式（*1）	20
非上場株式（*1）	221
非上場不動産投資信託（*1）	2,104
組合出資金（*2）	0
合 計	3,890

（*1）子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式及び非上場不動産投資信託については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（*1）	166,500	196,300	76,060	31,000
有価証券				
満期保有目的の債券	58	235	4,390	29,292
その他の有価証券のうち満期があるもの	78,854	267,641	229,037	305,562
貸出金（*2）	229,941	510,295	375,451	146,045
合 計	475,355	974,472	684,939	511,900

（*1）預け金のうち、満期のないものは含めておりません。

（*2）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（*）	2,585,294	135,002	380	—
合 計	2,585,294	135,002	380	—

（*）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

36. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。以下、37. まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国債	10,061	11,209	1,147
	地方債	943	951	8
	短期社債	—	—	—
	社債	10,847	10,941	93
	その他	3,321	3,354	33
	小計	25,174	26,456	1,282
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	8,590	8,561	△28
	その他	3,774	3,722	△51
	小計	12,365	12,284	△80
合 計		37,539	38,741	1,202

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9,285	7,198	2,087
	債券	368,539	361,640	6,898
	国債	83,946	80,995	2,951
	地方債	110,714	108,600	2,114
	短期社債	24,000	23,999	0
	社債	149,877	148,045	1,831
	その他	226,544	218,273	8,271
	小計	604,369	587,112	17,257
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,934	2,103	△168
	債券	306,994	309,667	△2,673
	国債	123,776	125,401	△1,624
	地方債	33,047	33,242	△195
	短期社債	30,998	30,999	0
	社債	119,172	120,024	△851
	その他	178,573	182,781	△4,208
	小計	487,501	494,551	△7,049
	合計	1,091,871	1,081,663	10,207

37. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	16,878	1,422	998
債券	69,772	224	—
国債	27,788	80	—
地方債	9,686	62	—
短期社債	—	—	—
社債	32,297	81	—
その他	15,179	523	351
合計	101,830	2,170	1,349

38. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に占めた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,076	—

39. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	23,679	24,000	△320	—	320

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

40. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、55,493百万円です。このうち原契約期間が1年以内のものが42,832百万円、1年超のものが12,661百万円あります。ただし、総合口座取引における当座貸越未実行残高は含まれておりません。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

41. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,142百万円
退職給付引当金	703百万円
減価償却費	634百万円
賞与引当金	141百万円
役員退職慰労引当金	151百万円
偶発損失引当金	266百万円
睡眠預金払戻損失引当金	166百万円
所有土地償却	861百万円
その他	314百万円
繰延税金資産小計	6,383百万円
評価性引当額	△2,501百万円
繰延税金資産合計	3,881百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△173百万円
その他有価証券評価差額金	△2,756百万円
繰延ヘッジ損益	△12百万円
その他	△7百万円
繰延税金負債合計	△2,949百万円
繰延税金資産の純額	932百万円

42. (表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を21.に記載しております。

43. (追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 令和2年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、投資信託の解約、償還時の差益(損)金についての会計方針に関する注記を20.に記載しております。

(損益計算書の注記事項) (令和2年度)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 12,495千円
子会社との取引による費用総額 1,323,109千円
- 出資1口当たりの当期純利益金額 8円51銭
- 当金庫は、減損損失の算定にあたり、稼働資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)、賃貸資産及び遊休資産については、個別物件ごとにグルーピングを行っております。その結果、営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ1か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額10,056千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
遊休資産	尼崎市内	遊休資産1か所	その他の有形固定資産	10,056千円

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額により処分費用見込額を控除して算定しております。

●最近5年間の主要な事業の状況を示す指標の推移(単体)

(単位:百万円)

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利益	経常収益	43,078	35,198	33,580	34,574	31,435
	経常利益	8,297	6,227	4,254	3,102	3,751
	当期純利益	5,726	4,341	2,962	1,939	2,497
残高	預金積金残高	2,511,319	2,534,603	2,569,440	2,602,078	2,720,677
	貸出金残高	1,254,242	1,263,284	1,282,302	1,269,003	1,345,454
	有価証券残高	818,635	768,421	809,784	946,502	1,119,604
純資産額		161,451	163,910	167,635	156,977	171,769
総資産額		2,707,993	2,729,246	2,773,341	2,858,295	3,289,950
出資	出資総額 (百万円)	15,015	15,002	14,887	14,769	14,597
	出資総口数 (千口)	300,301	300,041	297,756	295,395	291,952
出資1口当たり配当金 (円)		2	2	1.5	1.5	2.5
配当率		年4%	年4%	年3%	年3%	年5%
会員数 (人)		140,617	140,061	139,188	137,461	135,421
役員数	(人)	16	16	17	15	14
	うち常勤役員数 (人)	13	13	14	13	12
職員数 (人)		1,391	1,361	1,334	1,279	1,290
定年後再雇用職員数 (人)		122	121	122	122	130

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。職員数にはパートおよび被出向の職員は含んでおりません。
2. 定年後再雇用職員数とは、高年齢者雇用安定法に基づき、ニビビジネス・サービス株式会社にて再雇用している嘱託職員数です。

●最近5年間の単体自己資本比率

(単位:%)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自己資本比率(国内基準)	17.18	16.72	16.50	15.91	16.37

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

●業務純益

(単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
業務純益	6,759	5,640
実質業務純益	7,800	5,856
コア業務純益	6,494	5,617
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	4,930	4,696

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

●業務粗利益

(単位:百万円、%)

区分	令和元年度	令和2年度
資金運用収支	25,852	24,186
資金運用収益	27,808	25,523
資金調達費用	1,955	1,336
役員取引等収支	2,224	2,051
役員取引等収益	3,210	3,057
役員取引等費用	986	1,006
その他業務収支	397	199
その他業務収益	1,752	484
その他業務費用	1,355	284
業務粗利益	28,474	26,437
業務粗利益率	1.00	0.85

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

●資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位:百万円、%)

区分	令和元年度			令和2年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	2,846,319	27,808	0.97	3,099,034	25,523	0.82
うち貸出金	1,268,371	16,640	1.31	1,322,659	16,206	1.22
うち預け金	699,698	936	0.13	712,250	1,074	0.15
うちコールローン	27	2	7.69	7,534	3	0.05
うち商品有価証券	0	—	—	0	—	—
うち有価証券	849,925	9,843	1.15	1,026,831	7,891	0.76
資金調達勘定	2,731,809	1,955	0.07	3,102,500	1,336	0.04
うち預金積金	2,588,957	1,140	0.04	2,761,930	1,047	0.03
うち借入金	446	0	0.00	155,617	0	0.00
うちコールマネー	39,950	668	1.67	81,983	177	0.21

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

●総資金利鞘

(単位:%)

区分	令和元年度	令和2年度
資金運用利回	0.97	0.82
資金調達原価率	0.82	0.70
総資金利鞘	0.14	0.11

●総資産利益率

(単位:%)

区分	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.10	0.11
総資産当期純利益率	0.06	0.07

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

●受取利息及び支払利息の増減

(単位：百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
受取利息	27,808	(2,323)	25,523	(△2,285)
支払利息	1,966	(237)	1,345	(△621)

(注) () は前期比増減を示しています。

○経費の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
人件費	9,187	9,141
報酬給与手当	7,406	7,265
退職給付費用	630	684
その他	1,150	1,190
物件費	11,111	11,130
事務費	5,331	5,508
うち旅費・交通費	22	13
うち通信費	409	411
うち事務機械賃借料	35	34
うち事務委託費	4,170	4,341
固定資産費	2,024	2,033
うち土地建物賃借料	590	606
うち保全管理費	1,252	1,239
事業費	1,055	939
うち広告宣伝費	825	742
人事厚生費	281	227
減価償却費	1,585	1,601
その他(預金保険料)	833	820
税金	423	449
合 計	20,722	20,721

○報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、「報酬」・「賞与」・「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役職等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し決定しております。

また、各監事の報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、決定方法等の事項を規程で定めております。

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	480

(注) 1. 対象役員に該当する理事は15名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、 「報酬」 370百万円
「賞与」 29百万円
「退職慰労金」 80百万円 となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に未払計上した役員賞与金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上資産を有する会社等をいいます。

なお、令和2年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和2年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

預金に関する指標

○預金科目別残高

(単位：百万円、%)

科目	令和2年3月31日		令和3年3月31日	
	金額	構成比	金額	構成比
当座預金	74,030	2.8	82,724	3.0
普通預金	899,431	34.5	1,111,537	40.8
貯蓄預金	26,278	1.0	27,283	1.0
通知預金	31,783	1.2	640	0.0
定期預金	1,485,220	57.0	1,410,886	51.8
定期積金	68,275	2.6	70,833	2.6
その他の預金	17,059	0.6	16,772	0.6
合計	2,602,078	100.0	2,720,677	100.0

(注) 「その他の預金」には「外貨預金」を含みます。

●流動性預金・定期性預金・譲渡性預金・その他の預金の平均残高

(単位：百万円)

科目	令和元年度	令和2年度
流動性預金	1,035,586	1,232,930
当座預金	71,100	79,496
普通預金	904,536	1,123,253
貯蓄預金	26,303	26,634
通知預金	33,646	3,546
定期性預金	1,545,129	1,521,262
定期預金	1,478,257	1,451,669
定期積金	66,871	69,593
その他の預金	8,241	7,737
譲渡性預金	—	—
合計	2,588,957	2,761,930

(注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2.定期性預金=定期預金+定期積金

3.「その他の預金」には外貨預金・非居住者円預金を含みます。

○預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区分	令和2年3月31日		令和3年3月31日	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	1,890,330	72.6	1,980,105	72.7
一般法人	558,554	21.4	643,913	23.6
金融機関	134,931	5.1	76,766	2.8
公金	18,262	0.7	19,891	0.7
合計	2,602,078	100.0	2,720,677	100.0

○財形貯蓄残高

(単位：百万円)

区分	令和2年3月31日	令和3年3月31日
財形貯蓄残高	574	571

●固定金利定期預金・変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

(単位：百万円)

区分	令和2年3月31日	令和3年3月31日
固定金利定期預金	1,477,878	1,404,262
変動金利定期預金	5	5
その他定期預金	24	20
合計	1,477,907	1,404,288

(注) 積立定期預金を除きます。

貸出金等に関する指標

●貸出金残高

<期末残高>

(単位：百万円)

科目	令和2年3月31日	令和3年3月31日
割引手形	24,159	14,250
手形貸付	40,588	27,716
証書貸付	1,161,048	1,267,532
当座貸越	43,208	35,955
合計	1,269,003	1,345,454

<平均残高>

(単位：百万円)

科目	令和元年度	令和2年度
割引手形	26,158	17,876
手形貸付	40,686	31,619
証書貸付	1,159,615	1,234,642
当座貸越	41,912	38,521
合計	1,268,371	1,322,659

●固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高

(単位：百万円)

区分	令和2年3月31日	令和3年3月31日
固定金利	437,211	662,074
変動金利	709,461	592,740

(注)当座貸越および期間1年以内の短期貸出金を除きます。

●貸出金担保別残高及び債務保証見返額

<貸出金の担保別内訳>

(単位：百万円)

区分	令和2年3月31日	令和3年3月31日
	貸出金	貸出金
当金庫預金積金	45,311	39,583
有価証券	306	306
動産	—	—
不動産	445,900	432,671
信用保証協会：信用保険	306,874	497,711
保証	165,013	104,482
信用	305,384	270,432
その他	212	267
合計	1,269,003	1,345,454

<債務保証見返の担保別内訳>

(単位：百万円)

区分	令和2年3月31日	令和3年3月31日
	債務保証見返	債務保証見返
当金庫預金積金	68	62
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	5,279	6,497
信用保証協会：信用保険	1,039	1,155
保証	1,671	1,337
信用	—	23
その他	—	—
合計	8,058	9,075

●貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年3月31日		令和3年3月31日	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	311,961	24.5	293,990	21.8
運 転 資 金	957,042	75.4	1,051,464	78.1
合 計	1,269,003	100.0	1,345,454	100.0

○個人向けローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年3月31日		令和3年3月31日	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
個人向けローン	95,067	7.4	90,189	6.7
住宅ローン	89,851	7.0	85,338	6.3
消費者ローン	5,215	0.4	4,851	0.3
総 貸 出 金	1,269,003	100.0	1,345,454	100.0

●貸出金業種別残高

(単位：先、百万円、%)

業種区分	令和2年3月31日			令和3年3月31日		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	3,865	170,183	13.4	3,824	183,554	13.6
農 業、林 業	3	17	0.0	3	12	0.0
漁 業	1	31	0.0	1	28	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	2	83	0.0	2	73	0.0
建 設 業	6,194	203,029	15.9	6,540	247,234	18.3
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	169	4,502	0.3	177	5,617	0.4
運 輸 業、郵 便 業	868	46,140	3.6	893	55,531	4.1
卸 売 業、小 売 業	4,991	171,659	13.5	5,049	199,065	14.7
金 融 業、保 険 業	48	98,328	7.7	49	83,074	6.1
不 動 産 業	3,254	187,609	14.7	3,129	178,068	13.2
物 品 賃 貸 業	75	6,454	0.5	73	5,882	0.4
学術研究、専門・技術サービス業	257	4,470	0.3	247	4,649	0.3
宿 泊 業	6	582	0.0	7	738	0.0
飲 食 業	1,161	12,730	1.0	1,380	20,115	1.4
生活関連サービス業、娯楽業	302	6,043	0.4	306	7,191	0.5
教育、学習支援業	113	2,795	0.2	123	3,265	0.2
医 療、福 祉	730	21,907	1.7	834	27,263	2.0
その他のサービス	2,979	59,724	4.7	3,290	72,991	5.4
小 計	25,018	996,295	78.5	25,927	1,094,357	81.3
地 方 公 共 団 体	11	168,741	13.2	10	152,958	11.3
個人(住宅・消費・納税資金等)	20,159	103,967	8.1	17,774	98,138	7.2
合 計	45,188	1,269,003	100.0	43,711	1,345,454	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●預貸率

(単位：%)

区 分	令和元年度	令和2年度
期 末	48.76	49.45
期 中 平 均	48.99	47.88

(注) 預貸率=貸出金/(預金積金+譲渡性預金)×100

●信用金庫法に基づくリスク管理債権（単体）の引当・保全状況

(単位：億円、単位未満は切り捨て)

区分	令和元年度	令和2年度			
	残高	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A
破綻先債権	21	11	11	0	100.0%
延滞債権	439	561	461	53	91.6%
3ヵ月以上延滞債権	—	0	—	0	8.2%
貸出条件緩和債権	8	6	5	0	81.6%
合計	470	580	478	53	91.6%

*保全率については、100%を上限として記載しております。

【注記事項】

- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - 更生手続開始の申立てがあった債務者
 - 再生手続開始の申立てがあった債務者
 - 破産手続開始の申立てがあった債務者
 - 特別清算開始の申立てがあった債務者
 - 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
- 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

●金融再生法開示債権及び同債権に対する引当・保全状況

(単位：億円、単位未満は切り捨て)

区分	令和元年度	令和2年度					
	開示残高	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b/a)	引当率 d/(a-c)
金融再生法上の不良債権 (A)	471	581	533	479	53	91.7%	52.7%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	73	51	51	47	4	100.0%	100.0%
危険債権	389	522	475	426	49	91.0%	51.1%
要管理債権	8	6	5	5	0	81.4%	30.8%
正常債権	12,310	12,978					
合計 (B)	12,781	13,559					
不良債権比率 (A/B×100)	3.68%	4.28%					

*保全率及び引当率については、100%を上限として記載しております。

【注記事項】

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

有価証券に関する指標

●有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度
国 債	135,847	198,612
地 方 債	144,016	143,617
短 期 社 債	—	34,039
社 債	293,617	292,998
株 式	21,600	15,560
外 国 証 券	129,027	160,250
投 資 信 託	124,572	180,525
そ の 他 の 証 券	1,244	1,226
合 計	849,925	1,026,831

○有価証券の種類別期末残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年3月31日	令和3年3月31日
国 債	186,311	217,784
地 方 債	151,369	144,704
短 期 社 債	—	54,999
社 債	291,664	288,487
株 式	18,622	13,005
外 国 証 券	144,718	179,973
投 資 信 託	152,509	219,404
そ の 他 の 証 券	1,306	1,244
合 計	946,502	1,119,604

●有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	—	3,063	17,003	10,280	32,883	123,079	—	186,311
地 方 債	5,136	12,523	39,999	19,034	36,827	37,849	—	151,369
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	20,356	25,812	34,205	10,957	23,930	176,401	—	291,664
株 式	—	—	—	—	—	—	18,622	18,622
外 国 証 券	15,588	9,669	33,078	15,260	17,379	1,944	51,797	144,718
投 資 信 託	19,345	23,947	23,700	14,427	16,595	19,185	35,307	152,509
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	910	—	396	1,306

(単位：百万円)

種 類	令和2年度							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	3,026	9,712	19,400	6,056	54,689	124,899	—	217,784
地 方 債	3,578	36,248	25,466	9,429	38,619	31,362	—	144,704
短 期 社 債	54,999	—	—	—	—	—	—	54,999
社 債	7,752	21,687	28,889	14,780	25,181	190,197	—	288,487
株 式	—	—	—	—	—	—	13,005	13,005
外 国 証 券	4,873	31,998	24,519	11,353	22,524	7,312	77,390	179,973
投 資 信 託	4,770	36,866	33,370	15,524	41,943	27,843	59,085	219,404
そ の 他 の 証 券	—	—	—	838	0	—	406	1,244

●商品有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度
商 品 国 債	0	0
合 計	0	0

○商品有価証券の種類別期末残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年3月31日	令和3年3月31日
商 品 国 債	0	2
合 計	0	2

○公共債引受額

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度
国 債	—	—
政 府 保 証 債	205	0
合 計	205	0

○公共債ディーリング実績（約定ベース・額面）

(単位：億円)

種 類	令和元年度	令和2年度
国 債 (うち現先取引)	18 (—)	9 (—)
地 方 債	—	—
政 府 保 証 債	—	—
合 計 (うち現先取引)	18 (—)	9 (—)

○公共債窓販実績

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度
国 債	870	813
政 府 保 証 債	—	—
合 計	870	813

●預証率

(単位：%)

区 分	令和元年度	令和2年度
期 末	36.37	41.15
期 中 平 均	32.82	37.17

(注)預証率=有価証券/(預金積金+譲渡性預金)×100

財産の状況

●有価証券の時価情報

貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	10,066	11,306	1,239	10,061	11,209	1,147
	地 方 債	1,002	1,013	11	943	951	8
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	15,486	15,613	127	10,847	10,941	93
	そ の 他	—	—	—	3,321	3,354	33
	小 計	26,554	27,932	1,378	25,174	26,456	1,282
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	7,391	7,357	△33	8,590	8,561	△28
	そ の 他	2,938	2,616	△322	3,774	3,722	△51
	小 計	10,329	9,973	△355	12,365	12,284	△80
合 計		36,884	37,906	1,022	37,539	38,741	1,202

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 子会社・子法人等株式及び関連会社法人等株式で時価のあるもの

該当するものはありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	5,966	5,346	619	9,285	7,198	2,087
	債 券	344,807	336,874	7,932	368,539	361,640	6,898
	国 債	79,061	75,667	3,393	83,946	80,995	2,951
	地 方 債	120,007	117,417	2,589	110,714	108,600	2,114
	短期社債	—	—	—	24,000	23,999	0
	社 債	145,737	143,789	1,948	149,877	148,045	1,831
	そ の 他	74,372	73,200	1,171	226,544	218,273	8,271
	小 計	425,145	415,422	9,722	604,369	587,112	17,257
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	10,780	12,897	△2,116	1,934	2,103	△168
	債 券	250,592	253,149	△2,556	306,994	309,667	△2,673
	国 債	97,183	98,658	△1,475	123,776	125,401	△1,624
	地 方 債	30,360	30,568	△207	33,047	33,242	△195
	短期社債	—	—	—	30,998	30,999	0
	社 債	123,048	123,922	△873	119,172	120,024	△851
	そ の 他	230,129	242,618	△12,488	178,573	182,781	△4,208
	小 計	491,502	508,664	△17,162	487,501	494,551	△7,049
合 計		916,647	924,087	△7,439	1,091,871	1,081,663	10,207

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	1,544	1,544
関連法人等株式	20	20
非上場株式	311	221
非上場不動産投資信託	2,105	2,104
組合出資金	—	0
合計	3,981	3,890

● 金銭の信託の時価情報

1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
1,993	—	2,076	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当するものはありません。

3. その他の金銭の信託

(単位：百万円)

令和元年度					令和2年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
13,767	14,000	△232	—	232	23,679	24,000	△320	—	320

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

● デリバティブ取引の時価情報

当金庫が取扱っているデリバティブ(金融派生商品)取引は、通貨派生商品として先物外国為替・通貨スワップ、金利派生商品として金利スワップなどがあります。

当金庫は、融資・預金取引などに内含する各種市場リスクをお持ちのお客様のヘッジ・ニーズに幅広く対応し金融サービスの向上に努めるため、また、当金庫が保有する資産・負債の市場関連リスク等をヘッジし収益の安定確保を図る観点から、金利スワップなどのデリバティブ取引を行っております。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	令和元年度				令和2年度			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
取引所	金利先物	該当する取引はありません。				該当する取引はありません。			
	金利オプション	該当する取引はありません。				該当する取引はありません。			
店頭	金利スワップ								
	受取固定・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	—	—	—	—	—	—	—	—
	受取変動・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	—
店頭	受取固定・支払固定	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利オプション	該当する取引はありません。				該当する取引はありません。			

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

3. ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引の契約額等は、次頁のとおりです。

(単位：百万円)

区分・種類	令和元年度		令和2年度	
	契約額等		契約額等	
(店頭取引) 金利スワップ				
受取固定・支払変動	—		—	
受取変動・支払固定	42,914		43,431	

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	令和元年度				令和2年度			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	0	0	0	0	0	0	0	0
	通貨オプション								
	売建(コール)	—	—	—	—	—	—	—	—
	(プット)	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建(コール)	—	—	—	—	—	—	—	—
	(プット)	—	—	—	—	—	—	—	—
	先物為替予約								
	売建	39,166	—	△83	△83	48,063	—	△2,465	△2,465
	買建	1,585	—	29	29	592	—	26	26

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している「資金関連スワップ」に係る先物為替予約取引については上記記載から除いております。

2. 時価の算定
 店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当するものはありません。

(4) 債券関連取引

該当するものはありません。

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：億円)

区分	令和元年度		令和2年度	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
一般貸倒引当金	24	10	26	2
個別貸倒引当金	40	6	53	12
合計	65	17	79	14

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	1,618	572

概況その他

○職員1人当たり預金残高・貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月31日		令和3年3月31日	
	件数	金額	件数	金額
職員1人当たり預金残高	2,034	2,109		
職員1人当たり貸出金残高	992	1,042		

(注) 職員には役員を含んでおりません。

○1店舗当たり預金残高・貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月31日		令和3年3月31日	
	件数	金額	件数	金額
1店舗当たり預金残高	29,569	31,635		
1店舗当たり貸出金残高	14,420	15,644		

(注) 店舗には出張所を含んでおりません。

○外国為替取扱高

(単位：百万米ドル)

区 分	令和元年度	令和2年度
貿易買為替(輸出)	83	71
貿易売為替(輸入)	224	210
貿易外買為替	32	18
貿易外売為替	26	17
合 計	367	318

○外貨建資産残高

(単位：千米ドル)

区 分	令和元年度	令和2年度
国際業務部門資産残高	621,731	629,861

○代理貸付残高

(単位：件、百万円)

区 分	令和2年3月31日		令和3年3月31日	
	件数	金額	件数	金額
信 金 中 央 金 庫	200	7,527	220	8,528
日 本 政 策 金 融 公 庫	13	13	11	11
住 宅 金 融 支 援 機 構	1,127	9,757	1,009	8,901
福 祉 医 療 機 構	711	634	606	541
中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構	70	258	51	203
合 計	2,121	18,191	1,897	18,186

○内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額
送金・振込・仕向為替 為替	4,834	3,255,466	4,870	2,698,574
	6,194	3,499,677	6,374	3,042,844
代金取立 仕向為替	32	80,811	24	72,002
	23	40,845	19	31,980

金庫およびその子会社等に関する事項

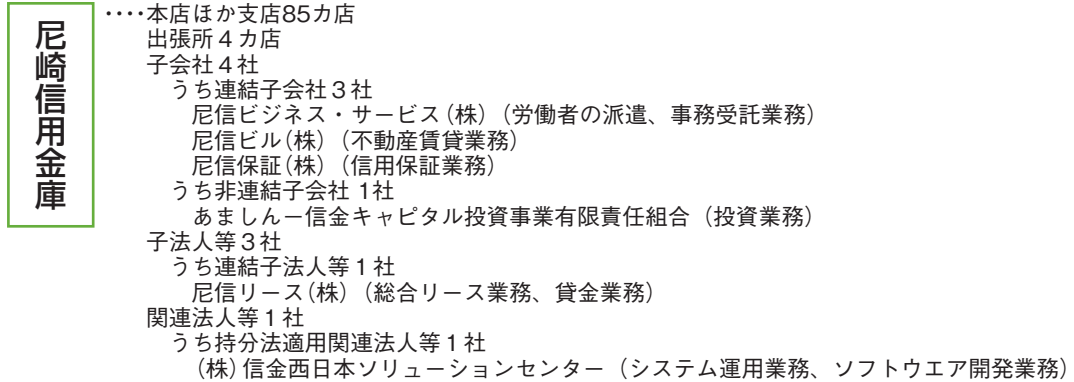
●当金庫グループの主要な事業内容及び組織の構成

令和3年3月31日現在

(1) 事業の内容

企業集団は当庫、子会社4社及び子法人等3社、関連法人等1社で構成され、信用金庫業務を中心にリース業務、信用保証業務などの金融サービスを提供しております。

(2) 事業系統図



●令和2年度の業績(連結)

令和2年度のわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、社会経済活動が制限され深刻な打撃を受けました。政府の各種経済対策等により一部には回復の基調が見られたものの、感染の再拡大により依然として収束は見通せず、先行きの不透明感はさらに高まりました。

このような環境下、お取引先の資金繰り支援はもとより、グループが一体となって取り組む「あましの事業サポート」をより充実させ、コロナ禍における地域やお客さまの新たな課題に対しても、最適なソリューションの提供に努めてまいりました。

結果、連結貸借対照表の総資産は3兆2,983億円、純資産は1,743億円、経常収益は319億円、親会社株主に帰属する当期純利益は24億円となりました。

また、当金庫グループ全体の健全性・安全性を示す連結自己資本比率は16.58%となり、国が定めた安全基準4%を大きく上回り、これまで通り高い健全性を確保しております。

●主要な事業の状況を示す指標(連結)

(単位：百万円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利益					
連結経常収益	43,946	36,030	34,115	35,045	31,948
連結経常利益	8,845	6,690	4,510	3,269	3,897
親会社株主に帰属する当期純利益	6,095	4,605	3,025	1,957	2,473
連結純資産額	163,519	166,298	170,147	159,544	174,377
連結総資産額	2,708,611	2,731,089	2,777,010	2,864,735	3,298,352

(注) 総資産額には債務保証見返を含んでおります。

●連結自己資本比率

(単位：%)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
連結自己資本比率(国内基準)	17.45	17.00	16.76	16.14	16.58

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

●令和元年度及び令和2年度における事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に一部で人材派遣、リース業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

●金庫の子会社等に関する事項

令和3年3月31日現在

会社名	所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は出資金 (百万円)	当庫議決権比率	子会社等の 議決権比率
尼信ビジネス・サービス株式会社	尼崎市開明町 2丁目12番地	労働者の派遣、 事務受託業務	昭和57年10月7日	10	100%	—
尼信ビル株式会社	尼崎市西本町 北通3丁目93番地	不動産賃貸業	平成元年3月29日	393	100%	—
尼信保証株式会社	尼崎市開明町 2丁目12番地	信用保証業務	昭和63年3月5日	50	100%	—
株式会社尼信経営相談所	尼崎市立花町 1丁目17番24号	経営相談業務、 不動産鑑定業務	昭和58年12月9日	10	24.5%	4.0%
尼信リース株式会社	尼崎市西本町 北通3丁目93番地	総合リース業、 貸金業	昭和61年10月24日	40	12.1%	8.6%
尼信情報システム株式会社	尼崎市昭和通 2丁目4番16号	システムの開発販売、 データ処理業務	平成2年11月15日	50	11%	18.5%
株式会社 信金西日本 ソリューションセンター	石川県白山市八束穂 1丁目6番地	システム運用、 ソフトウェア開発業務	平成18年7月3日	70	28.5%	—
あましんー信金キャピタル 投資事業有限責任組合	東京都中央区京橋 3丁目8番1号	投資業務	平成27年2月27日	1,000	—	—

●連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和2年 3月31日現在	令和3年 3月31日現在	科目	令和2年 3月31日現在	令和3年 3月31日現在
資産の部			負債の部		
現金及び預け金	572,284	747,575	預金積金	2,599,439	2,718,262
買入金銭債権	15,209	18,796	借入金	209	280,166
金銭の信託	15,761	25,755	売渡手形及びコールマネー	28,839	103,820
商品有価証券	—	2	債券貸借取引受入担保金	53,364	—
有価証券	945,020	1,118,127	外国為替	1	9
貸出金	1,266,027	1,343,345	その他負債	9,528	7,370
外国為替	2,086	1,857	賞与引当金	507	513
その他資産	17,877	18,320	退職給付に係る負債	2,714	2,524
有形固定資産	22,210	21,803	役員退職慰労引当金	644	555
建物	6,347	6,276	睡眠預金払戻損失引当金	730	596
土地	12,583	12,727	偶発損失引当金	1,020	954
リース資産	2	1	債務保証損失引当金	7	1
建設仮勘定	6	8	繰延税金負債	123	123
その他の有形固定資産	3,270	2,789	債務保証	8,058	9,075
無形固定資産	934	985	負債の部合計	2,705,190	3,123,974
ソフトウェア	405	645	純資産の部		
その他の無形固定資産	528	340	出資金	14,769	14,597
繰延税金資産	6,119	977	資本剰余金	3	3
債務保証見返	8,058	9,075	利益剰余金	149,824	151,861
貸倒引当金	△6,850	△8,267	処分未済持分	△121	△121
リース資産処分引当金	△4	△4	会員勘定合計	164,476	166,341
			その他有価証券評価差額金	△5,533	7,130
			繰延ヘッジ損益	△213	33
			評価・換算差額等合計	△5,746	7,163
			非支配株主持分	814	873
			純資産の部合計	159,544	174,377
資産の部合計	2,864,735	3,298,352	負債及び純資産の部合計	2,864,735	3,298,352

●連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	令和2年度 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
経常収益	35,045,708	31,948,327
資金運用収益	27,526,844	25,279,250
貸出金利息	16,575,312	16,159,532
預け金利息	936,619	1,074,525
買入手形利息及びコールローン利息	2,115	3,776
有価証券利息配当金	9,626,490	7,695,116
その他の受入利息	386,306	346,300
役員取引等収益	3,328,755	3,172,187
その他業務収益	2,374,930	1,109,166
その他経常収益	1,815,178	2,387,722
償却債権取立益	302,781	313,220
その他の経常収益	1,512,396	2,074,502
経常費用	31,776,658	28,050,951
資金調達費用	1,902,161	1,297,825
預金利息	1,107,109	1,009,262
給付補填備金繰入額	32,779	38,094
借入金利息	903	1,681
売渡手形利息及びコールマネー利息	668,660	177,304
債券貸借取引支払利息	11,627	12,271
その他の支払利息	81,080	59,213
役員取引等費用	786,463	824,553
その他業務費用	1,967,612	865,792
経常費用	20,688,740	20,769,335
その他経常費用	6,431,680	4,293,443
貸倒引当金繰入額	1,928,184	1,656,389
その他の経常費用	4,503,496	2,637,054
経常利益	3,269,050	3,897,376
特別利益	54	332
固定資産処分益	54	332
特別損失	416,813	151,053
固定資産処分損	7,996	140,996
減損損	408,817	10,056
税金等調整前当期純利益	2,852,290	3,746,655
法人税、住民税及び事業税	1,245,079	1,062,148
法人税等調整額	△384,918	150,914
法人税等合計	860,160	1,213,062
当期純利益	1,992,129	2,533,592
非支配株主に帰属する当期純利益	34,718	60,516
親会社株主に帰属する当期純利益	1,957,411	2,473,076

●連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	令和2年度 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	3,648	3,648
資本剰余金期末残高	3,648	3,648
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	148,310,018	149,824,839
利益剰余金増加高	1,957,411	2,473,076
親会社株主に帰属する当期純利益	1,957,411	2,473,076
利益剰余金減少高	442,589	436,509
配当金	442,589	436,509
利益剰余金期末残高	149,824,839	151,861,406

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結財務諸表の作成方針〕（令和2年度）

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 4社

尼信ビジネス・サービス(株)
 尼信ビル(株)
 尼信保証(株)
 尼信リース(株)

② 非連結の子会社及び子法人等 3社

(株)尼信経営相談所
 尼信情報システム(株)
 あましんー信金キャピタル投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 1社

(株)信金西日本ソリューションセンター

② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 2社

(株)尼信経営相談所
 尼信情報システム(株)

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は3月31日であります。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんは発生年度に全額償却しております。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

〔連結貸借対照表の注記事項〕（令和2年度）

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式等については連結決算期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づき評価する方法、株式等以外で時価のあるものについては原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3.と同じ方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
 また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 2年～50年
 その他 2年～30年
 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
- 当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要

と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,345百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

- リース資産処分損引当金は、リース資産の処分損失に備えるため、リース資産の処分損失見積額を計上しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。

当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）

年金資産の額 1,575,980百万円
 年金財政計算上の数理債務の額と 1,718,649百万円
 最低責任準備金の額との合計額

差引額 △142,668百万円

② 制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の掛金拠出割合（令和2年3月分）

0.6327%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円及び別途積立金46,682百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、当連結会計年度の財務諸表上、特別掛金123百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じ発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）（以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
- 当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、

外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に時価ヘッジを適用しております。

20. 当金庫の消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
21. 投資信託の解約、償還時の差益（損）金については投資信託全体で集計し、有価証券利息配当金又は国債等債券償還損に計上しております。

22. 重要な会計上の見積り関係
会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 8,267百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として10.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であり、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

当連結会計年度については、コロナ禍が深刻化するなか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けた債務者を特定し、将来の不確実性に備えることを目的として、「自己査定基準要綱特別」を制定し、債務者区分を個別に判断しておりますが、新型コロナウイルス感染症が想定以上に拡大または継続した場合など、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

23. 子会社等の株式又は出資金の総額（連結子会社及び連結子法人等の株式又は出資金を除く） 925百万円

24. 有形固定資産の減価償却累計額 40,200百万円

25. 有形固定資産の圧縮記帳額 111百万円

26. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,275百万円、延滞債権額は56,228百万円であり、

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

27. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

28. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は695百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

29. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は58,201百万円であります。

なお、26. から29. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

30. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,261百万円であります。

31. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 356,261百万円
その他資産 248百万円

担保資産に対応する債務

預金 6,396百万円
借入金 280,166百万円

上記のほか、為替決済、外為円決済、手形交換決済等の取引の担保として、その他資産7百万円、預け金225,000百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金429百万円が含まれております。

32. 出資1口当たりの純資産額 602円28銭

33. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

その一環として、デリバティブ取引も行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、有価証券の取得時に、同一通貨にて外貨資金を調達することにより為替の変動リスクを回避しています。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当金庫グループでは、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、貸出資産管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査第一部、審査第二部、管理部、ソリューション推進部、ローンセンターにより行われ、また、定期的に理事会、総合リスク管理委員会、与信審査会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金証券部及び国際部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。総合リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、総合リスク管理委員会に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップによるデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、日々の持高管理の中で、総合持高を確認することにより、為替変動リスクの管理をしております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、総合リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準及び資金運用方針に従い行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報はコンプライアンス・リスク統括部を通じ、理事会及び総合リスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、総合リスク管理委員会の方針に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」等、及び「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債の市場リスク量について、下記のとおり計測しております。

○市場リスク（「有価証券」、「預け金」等）

当金庫では、「有価証券」及び「預け金」等の市場リスク量をVaR（バリュアットリスク）により月次で計測し、取得した市場リスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。VaRの算出においては、分散非分散法（信頼区間99%、保有期間120日もしくは240日、観測期間720営業日もしくは1,200営業日）を採用しており、令和3年3月31日現在における「有価証券」及び「預け金」等の市場リスク量（損失額の推計値）は、28,627百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを国内債券等について実施しております。令和2年度に実施したバックテストングの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

○預貸金金利リスク（「貸出金」、「預金積金」等）

当金庫では、「貸出金」、「預金積金」及び「デリバティブ取引」のうち金利スワップ取引については、VaR（バリューアットリスク）により月次で計測し、取得した預貸金金利リスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。また、流動性預金については、コア預金内部モデルを採用しております。VaRの算出においては、分散共分散法（信頼区間99%、保有期間240日、観測期間1,200営業日）を採用しており、令和3年3月31日現在における「貸出金」、「預金積金」等の預貸金金利リスク量（損失額の推計値）は、△19,985百万円です。なお、「貸出金」、「預金積金」等においては当事業年度末現在で指標となる金利が上昇した場合には、全体では価値が高まるため、内部管理上ではリスク量を負の値として計測しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

34. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価の算定方法については、(注1)参照）。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預け金	747,575	747,881	305
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	34,539	35,781	1,241
その他有価証券	1,081,174	1,081,174	-
(3) 貸出金	1,343,345		
貸倒引当金（*1）	△ 8,177		
	1,335,167	1,335,971	804
金融資産計	3,198,457	3,200,809	2,351
(1) 預金積金	2,718,262	2,719,218	955
(2) 借入金	280,166	280,166	-
金融負債計	2,998,429	2,999,385	955
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△ 2,439	△ 2,439	-
ヘッジ会計が適用されているもの	45	45	-
デリバティブ取引計	△ 2,393	△ 2,393	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法
金融資産

(1) 現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預け先金融機関から提示された価格又は残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価額又は公表されている基準価額によっております。私募債の時価については、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出しております。その割引率は、新規に私募債を発行する際に使用する利率を用いております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については35、から36、に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引

いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、約定期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（*1）	17
関連法人等株式（*1）	69
非上場株式（*1）	221
非上場不動産投資信託（*1）	2,104
組合出資金（*2）	0
合 計	2,413

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式及び非上場不動産投資信託については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預け金（*1）	166,500	196,300	76,060	31,000
有価証券				
満期保有目的の債券	58	235	4,390	29,292
その他有価証券のうち 満期があるもの	78,854	267,641	229,037	305,562
貸出金（*2）	228,771	509,651	375,133	145,913
合 計	474,184	973,828	684,621	511,768

(*1) 現金及び預け金のうち、満期のないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（*）	2,582,879	135,002	380	-
合 計	2,582,879	135,002	380	-

(*) 預金積金のうち、要求預金は「1年以内」に含めております。

35. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。以下、36. まで同様であります。
満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結 貸借対照表 計上額を超 えるもの	国債	10,061	11,209	1,147
	地方債	943	951	8
	短期社債	-	-	-
	社債	10,847	10,941	93
	その他	3,321	3,354	33
	小計	25,174	26,456	1,282
時価が連結 貸借対照表 計上額を超 えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	8,590	8,561	△28
	その他	3,774	3,722	△51
	小計	12,365	12,284	△80
合 計		37,539	38,741	1,202

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	株式	9,285	7,198	2,087
	債券	368,539	361,640	6,898
	国債	83,946	80,995	2,951
	地方債	110,714	108,600	2,114
	短期社債	24,000	23,999	0
	社債	149,877	148,045	1,831
	その他	226,544	218,273	8,271
	小計	604,369	587,112	17,257
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの	株式	1,934	2,103	△168
	債券	306,994	309,667	△2,673
	国債	123,776	125,401	△1,624
	地方債	33,047	33,242	△195
	短期社債	30,998	30,999	0
	社債	119,172	120,024	△851
	その他	178,573	182,781	△4,208
	小計	487,501	494,551	△7,049
合 計		1,091,871	1,081,663	10,207

36. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	16,878	1,422	998
債券	69,772	224	-
国債	27,788	80	-
地方債	9,686	62	-
短期社債	-	-	-
社債	32,297	81	-
その他	15,179	523	351
合 計	101,830	2,170	1,349

37. 運用目的の金銭の信託

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,076	-

38. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表計 上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え ないもの (百万円)
その他の金銭の信託	23,679	24,000	△320	-	320

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

39. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、55,493百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが42,832百万円、1年超のものが12,661百万円あります。ただし、総合口座取引における当座貸越未実行残高は含まれておりません。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越及び連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当座貸越及び連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も

定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

40. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△8,237百万円
年金資産（時価）	6,451百万円
未積立退職給付債務	△1,786百万円
会計基準変更時差異の未処理額	－百万円
未認識数理計算上の差異	△994百万円
未認識過去勤務費用（債務の減額）	256百万円
連結貸借対照表計上額の純額	△2,524百万円
退職給付に係る資産	－百万円
退職給付に係る負債	△2,524百万円

41. (表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 令和2年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を22.に記載しております。

42. (追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 令和2年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、投資信託の解約、償還時の差益（損）金についての会計方針に関する注記を21.に記載しております。

〔連結損益計算書の注記事項〕（令和2年度）

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 8円50銭
- 「その他の経常費用」には、貸出金償却573,778千円及び株式等売却損1,338,157千円を含んでおります。
- 当金庫グループは、減損損失の算定にあたり、稼働資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、貸付資産及び遊休資産については、個別物件ごとにグループピングを行っております。その結果、営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ1か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額10,056千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
遊休資産	尼崎市内	遊休資産1か所	その他の有形固定資産	10,056千円

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額により処分費用見込額を控除して算定しております。

●信用金庫法に基づくリスク管理債権（連結）の引当・保全状況

(単位：億円、単位未満は切り捨て)

区 分	令和元年度	令和2年度			
	残高	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / A
破綻先債権	23	12	12	0	100.0%
延滞債権	440	562	462	53	91.6%
3ヵ月以上延滞債権	—	0	—	0	8.2%
貸出条件緩和債権	8	6	5	0	81.6%
合 計	471	582	479	54	91.7%

* 保全率については、100%を上限として記載しております。

【注記事項】

- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - 更生手続開始の申立てがあった債務者
 - 再生手続開始の申立てがあった債務者
 - 破産手続開始の申立てがあった債務者
 - 特別清算開始の申立てがあった債務者
 - 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
- 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

Basel III

自己資本の充実の状況

バーゼルⅢ第3の柱(市場規律)の開示
「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」に従って、バーゼルⅢ第3の柱の内容を開示するものです。

CONTENTS

I. バーゼルⅢの概要	67	V. 定量的な開示事項	77
II. バーゼルⅢに対応した当金庫のリスク管理	68	(1) 連結の範囲に関する事項	
III. 自己資本の構成に関する開示事項	69	(2) 自己資本の充実度に関する事項	
IV. 定性的な開示事項	71	(3) 信用リスクに関する事項	
(1) 連結の範囲に関する事項		(4) 信用リスク削減手法(CRM)に関する事項	
(2) 自己資本調達手段の概要		(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(3) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要		(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(4) 信用リスクに関する事項		(7) 出資または株式等エクスポージャーに関する事項	
(5) 信用リスク削減手法(CRM)に関するリスク管理の方針及び手続きの概要		(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要		(9) 金利リスクに関する事項	
(7) 証券化エクスポージャーに関する事項		用語の説明	86
(8) オペレーショナル・リスクに関する事項			
(9) 出資または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要			
(10) 金利リスクに関する事項			

留意事項

定量開示事項の計数は原則として単位未満を切捨て、計数が無い場合には、「-」の表示をしています。なお、*の表示がある文言については、用語の説明を掲載しています。



I. バーゼルⅢの概要

バーゼルⅢとは、スイスの都市「バーゼル」にある国際決済銀行(Bank for International Settlements)に事務局があるバーゼル銀行監督委員会が定めた金融機関の自己資本比率規制のことで、近年の金融機関のリスク管理実務の進展や商品・業務の多様化・金融技術の高度化等から、金融機関の直面する各種のリスクをより精緻に計測し金融機関のリスク管理態勢の向上を促すことを目的として定められたものです。

バーゼルⅢは、3つの柱により構成されており、「第1の柱」では信用リスク^{*16}の計測等に基づく最低所要自己資本比率規制、「第2の柱」では金利リスク^{*47}・信用集中リスク等の自己管理等、「第3の柱」では、市場規律として第1・第2の柱に関する情報開示等が求められています。

平成26年3月期より、自己資本比率算出において、出資金・内部留保以外の外部資本調達手段についての資本算入制限の厳格化などが行われた、新たな基準(バーゼルⅢ国内基準)が適用開始となりました。

この「バーゼルⅢの概要」では、新たな基準(バーゼルⅢ国内基準)に基づく自己資本比率の算出結果や、金利リスクの状況等について詳細な情報をご提示するとともに、当金庫のリスク管理に関する方針やリスク管理態勢等について記載しています。

■(1)「第1の柱」:信用リスクの計測等に基づく最低所要自己資本比率規制

「第1の柱」は、最低所要自己資本比率に関する規制です。金融機関のリスク管理態勢の高度化、取引先の多様化に対応しています。バーゼルⅢ国内基準では、新たにCVAリスク^{*23}の追加などが行われた信用リスク、及びオペレーショナル・リスク^{*7}を分母とする計算式での自己資本比率の算出が求められています。

●分子、分母の内訳…バーゼルⅢ

- ①分子…自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額)
 - ・コア資本に係る基礎項目^{*11}: 出資金、法定準備金、剰余金、一般貸倒引当金、偶発損失引当金など
 - ・コア資本に係る調整項目^{*12}: 無形固定資産、繰延税金資産^{*14}など
- ②分母…リスク・アセット^{*1}(信用リスク・アセットの額の合計額+オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額)
 - ・信用リスク…貸出金の回収リスク、保有有価証券などの資産価値減少リスク。
計測手法には標準的手法と内部格付手法があり、当金庫は標準的手法を採用しています。
 - ・オペレーショナル・リスク…システム障害などのリスク、事務ミスや不祥事による損失発生リスク。
計測手法には基礎的手法^{*8}、粗利益配分手法^{*9}、先進的計測手法があります。
当金庫は平成19年度より粗利益配分手法を採用しています。
- ③計算式(信用金庫では、この計算式により得られる比率が4%以上であることが求められています。)

$$\frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額)}}{\text{リスク・アセット(信用リスク・アセットの額の合計額+オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額)}} \geq 4\%$$

■(2)「第2の柱」:金利リスク、信用集中リスク等の自己管理

●1)金利リスク

「第2の柱」は、金融機関の自己管理と監督上の検証です。金融機関が、自己資本比率算定の対象となっていない金利リスクや信用集中リスクなどを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討し、その結果を金融庁が監督検証します。

特に金利リスクについては、平成31年3月より「アウトライヤー基準」が廃止され、新たに「IRBB規制(銀行勘定の金利リスク)」に基づく自己管理を行うことが求められています。

- ①IRBB規制 (Interest Rate Risk in the Banking Book)
 - △EVE^{*52}(銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額)が、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト又は、スティープ化に基づき計算されるもののうちの最大値が、自己資本の額の一定の範囲内(20%)に収まるかどうかをみる基準です。
- ②金利リスク量
 - 金融機関の保有する資産・負債、例えば貸出金、国債等の有価証券、預金などが市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来的な収益に影響を与えるリスク量のことで、

●2)信用集中リスク

信用集中リスク管理とは、特定業種への信用集中や大口与信先のリスクの顕在化を管理するとともに、信用リスクの改善を図ることをいいます。

①業種別与信残高のリスク管理

- a.与信残高で、特定の業種に偏重していないかどうかを、定期的に検証できる管理態勢を構築しリスクを管理しています。
- b.この検証態勢は、「信用リスク管理システム」(注1)等により担当部署の管理者とコンプライアンス・リスク統括部で行うこととし、定期的に総合リスク管理委員会(注2)で検討し、金庫全体の与信推進等の方向性を管理しています。

(注1)信用リスク管理システム：このシステムは、デフォルト率^{*28}や保全率などの与信関連データに基づき当金庫のリスク量を算出するシステムです。

(注2)総合リスク管理委員会：この委員会は、各種リスクを総合的に把握し、当金庫の資産を適切に管理することを目的とするものです。

②大口信用供与先のリスク管理

- a.大口信用供与先については、貸出金と有価証券等を合計した金額(関連会社等の名寄せ後の信用供与を含む)を総エクスポージャー^{*3}として、システムで管理しています。
なお、別途、各債務者の格付、貸出金・債券ごとのクレジット・ライン^{*27}等より各債務者の状況を管理する態勢を構築しています。
- b.この検証態勢は、「大口与信管理システム」(注3)により担当部署の管理者とコンプライアンス・リスク統括部で行い、定期的に総合リスク管理委員会で検討し、金庫全体の与信推進等の方向性を管理しています。

(注3)大口与信管理システム：このシステムは、法律等で規制されている「同一人に対する信用供与の限度等」を管理するものです。

■(3)「第3の柱」：情報開示の充実による市場規律の強化

●1)市場規律

「第3の柱」は、情報開示の充実による市場規律の強化です。自己資本比率の計算根拠やリスク管理方針・手続きなど第1・第2の柱に関する情報を開示し、市場の評価を通じて金融機関に対する規律を働かせ、健全な経営を促すことが期待されています。

●2)開示

開示については、定性的事項と定量的事項に分類し、自己資本の内容や各種リスク管理について、事業年度ごとの取組状況等の開示が求められています。

II. バーゼルⅢに対応した当金庫のリスク管理

■(1)自己資本比率の算出手法と取組方針

当金庫は、最低所要自己資本比率の算出において、国内基準の金融機関として信用リスクは標準的手法、オペレーショナル・リスクは粗利益配分手法を採用しています。また、クレジットポリシー^{*18}、統合的リスク管理方針、資本配賦運営に関する方針、信用リスク管理方針、市場関連リスク管理方針、オペレーショナル・リスク管理方針等を整備し、各種リスクに対応しています。

■(2)資本配賦とリスク管理

当金庫は、資本配賦運営に関する方針に基づき、市場リスク^{*29}、信用リスク、オペレーショナル・リスクといった異なる種類のリスクを共通の尺度で計量化し、これを経営体力(自己資本)の範囲内にコントロールするリスク管理を実施しています。具体的には、当金庫の自己資本の額をリスク資本配賦額(リスク限度額)として、一定額を市場リスク、信用リスク、預貸金金利リスク^{*48}、オペレーショナル・リスクの各部門に配賦し、この配賦額と各部門のリスク相当額を比較することによりリスクをコントロールしています。

Ⅲ. 自己資本の構成に関する開示事項

(単体)

(単位:百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	162,281	163,876
うち、出資金及び資本剰余金の額	14,769	14,597
うち、利益剰余金の額	147,954	150,008
うち、外部流出予定額(△)	443	729
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,460	3,610
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,460	3,610
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段*12の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	165,741	167,486
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツ*13に係るものを除く。)の額の合計額	703	704
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	703	704
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	703	704
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	165,038	166,782
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	993,297	974,131
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,925	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,925	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	43,423	44,256
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	1,036,721	1,018,387
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	15.91%	16.37%

(連結)

(単位:百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	164,037	165,618
うち、出資金及び資本剰余金の額	14,773	14,601
うち、利益剰余金の額	149,824	151,861
うち、外部流出予定額(△)	439	723
うち、上記以外に該当するものの額	△121	△121
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額または評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,532	3,670
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,532	3,670
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	325	261
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	167,895	169,550
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	673	708
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	673	708
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	673	708
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	167,222	168,841
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	991,990	973,766
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,925	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,925	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	43,444	44,183
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	1,035,434	1,017,949
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.14%	16.58%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

IV. 定性的な開示事項

■(1) 連結の範囲に関する事項

当金庫が連結財務諸表を作成する際に、連結している子会社及び子法人等は、尼信ビジネス・サービス株式会社、尼信ビル株式会社、尼信保証株式会社、尼信リース株式会社の4社です。また、本編では、「当金庫と連結している子会社及び子法人等の4社」を「連結グループ」または「連結」と表示していますのでご留意願います。

①自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

該当事項はありません。

②連結グループのうち、連結子会社の数ならびに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

尼信ビジネス・サービス株式会社(労働者の派遣、事務受託業務)

尼信ビル株式会社(不動産賃貸業務)

尼信保証株式会社(信用保証業務)

③自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数ならびに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額ならびに主要な業務の内容

該当法人はありません。

④連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額ならびに主要な業務の内容

該当法人はありません。

⑤連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当事項はありません。

■(2) 自己資本調達手段の概要

1) 当金庫及び連結グループにおける自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。

なお、当金庫及び連結グループにおける自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	尼崎信用金庫	尼信リース株式会社
資本調達手段の種類	普通出資	非支配株主持分
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額		
(連結)	14,597百万円	261百万円
(単体)	14,597百万円	—

■ (3) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

- 1) 当金庫及び連結グループの自己資本の充実度については、自己資本比率が国内基準である4%をはるかに上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っています。
- 2) 当金庫及び連結グループは、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しています。
- 3) 繰延税金資産については、自己資本に占める割合も僅少であり、依存していません。
- 4) 将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えています。
 なお、収支計画については、貸出計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定した実現性の高いものです。

■ (4) 信用リスクに関する事項

● 1) リスク管理の方針及び手続きの概要

- ① 信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫及び連結グループの資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。
- ② 当金庫及び連結グループでは、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識しており、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。
- ③ 当金庫では、信用格付別や業種別、大口与信先別などの様々な角度から、ポートフォリオ^{*17}の管理や分析を行い、あわせて小口多数取引を推進することにより、特定の業種や大口与信先等に対する信用集中によるリスクを抑制しています。
- ④ 当金庫では、信用リスクを計測するため、与信金額、予想デフォルト率、予想デフォルト時損失率などの各種データを整備し、高度な計測モデルを用いて信用リスク量を計測し、信用リスク管理を徹底することで資産の良化を図っています。
- ⑤ 当金庫及び連結グループでは個別案件の審査・与信管理にあたり、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互牽制を確保しています。
 さらに、信用リスクの管理・運営に関する各種委員会(総合リスク管理委員会、与信審査会、債務者区分判定審査会、資産査定検討委員会等)を定期的に開催し、検討・審議しています。また、この結果は理事会等に報告し、審議する態勢を整備しています。
- ⑥ 以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、与信監査部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。
- ⑦ 信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準要綱」及び「償却及び引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出しています。
 正常先、要注意先、要管理先の一般貸倒引当金については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。
 また、個別貸倒引当金に関しては、未保全額に対して、破綻懸念先は貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出し、実質破綻先及び破綻先はその全額を算出しています。
 なお、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めています。

● 2) リスク・ウェイト^{*19}の判定に使用する適格格付機関^{*20}等の名称

次の格付機関が公表する格付をリスク・ウェイトの判定に使用しています。

- ① 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ② 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ④ S&Pグローバル・レーティング (S&P)

■(5) 信用リスク削減手法 (CRM) に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- 1) 信用リスク削減手法^{*21} (CRM:Credit Risk Mitigation) は、金融機関が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫及び連結グループでは、融資の審査に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から検討し、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的なものとして位置付け、担保または保証に過度に依存しない融資に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまに十分ご説明し、ご理解をいただいた上で、契約いただくなど、適切な取扱いに努めています。
- 2) 当金庫及び連結グループで扱う担保には、当金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等があります。その手続きについては、当金庫が定める「事務規定」及び「担保評価マニュアル」等により適切な事務取扱い及び適正な評価を行っています。
- 3) 手形貸付、手形割引、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引^{*22}等に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺を行う場合があります。この際、信用リスク削減手法の一つとして、当金庫が定める「事務規定」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当することがあります。
- 4) 当金庫及び連結グループで自己資本比率算出上の信用リスク削減手法(簡便手法^{*26})として適用している適格金融資産担保^{*24}は、当金庫預金積金のみです。
- 5) 保証には政府関係機関、民間保証会社等によるものがあり、これにより信用リスク削減を行っています。保証会社に関する信用度の評価については、適格格付機関が付与している格付により判定しています。

■(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- 1) 当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスク・ヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引^{*34}を取扱っています。具体的には、通貨関連取引として通貨スワップ^{*41}取引、為替先物予約取引、金利関連取引として金利スワップ取引、有価証券(債券、株式)関連取引として先物取引、オプション^{*42}取引があります。
- 2) 派生商品取引には、市場価格の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。
- 3) 信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、原則として総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、必要に応じて適切な保全措置を講じています。
- 4) 有価証券関連取引については、有価証券に係る基準・方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しています。

以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスクとも適切な管理に努めています。

■(7) 証券化エクスポージャーに関する事項

●1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

①証券化エクスポージャー^{*35}に関するリスク管理の方針

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産等の資産を裏付けに証券として組替え、第三者に売却して流動化することをいいます。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーター^{*38}と、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫は、オリジネーターとしての証券化取引を行っていません。また、有価証券投資の一環として購入した投資家としての証券化エクスポージャーを保有していますが、再証券化エクスポージャー^{*36}は保有していません。

証券化エクスポージャーに区分される投資及びオリジネーターの種類は、次の通りです。

i) 投資

- 居住用不動産を裏付けとする有価証券及び信託受益権*40

ii) オリジネーター

該当ありません。

証券化商品への投資は、「資金運用方針」及び「資金運用基準」の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用管理を行っています。

②証券化エクスポージャーに関するリスク特性

証券化エクスポージャーに係るリスク特性としては、裏付資産、オリジネーター等の格付の変化やデフォルトによって資産の価値が減少ないし消失して損失を被るリスクである信用リスク、金利や信用スプレッド等の市場のリスク・ファクターの変動によって資産の価値が減少し損失を被るリスクである市場リスク、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクである市場流動性リスク等の各種リスクがあげられます。

●2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当金庫は、前記「1) ①証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針」に記載した管理態勢のもとで、証券化エクスポージャーについては、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関による格付情報等を適宜モニタリングすることにより、各種リスクについての確に把握するとともに、目論見書等により構造上の特性把握も行っています。なお、必要に応じて総合リスク管理委員会等に諮り、適切なリスク管理に努めています。

証券化エクスポージャーに係るリスク量については、金利及び信用スプレッド等の変動による価値変動を市場リスク量として計測しているほか、ストレス損失額及び評価損益の状況等についても定期的に把握しています。

●3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引を用いていません。

●4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、外部格付準拠方式を採用しています。

●5) 当金庫が証券化目的導管体*37を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当金庫が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別該当ありません。

●6) 当金庫の子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、当金庫が行った証券化取引(当金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ありません。

●7) 証券化取引に関する会計方針

日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則った適正な処理を行っています。

●8) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しており、エクスポージャーの種類ごとに使い分けは行っていません。

- ①株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ②株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ④S&Pグローバル・レーティング (S&P)

●9) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

該当ありません。

■(8) オペレーショナル・リスクに関する事項

●1) リスク管理の方針及び手続きの概要

- ①オペレーショナル・リスクとは、「当金庫業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること等から生ずる損失に係るリスク」をいいます。当金庫及び連結グループでは、「事務リスク」「システム・リスク」等を総称してオペレーショナル・リスクと定義しています。なお、オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「統合的リスク管理方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスク顕在化の防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。
- ②事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、「事務マニュアル」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めています。
- ③システム・リスクについては、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、管理態勢の強化に努めています。
- ④オペレーショナル・リスクについては、お客様相談室の設置による苦情に対する適切な対応、個人情報保護及びセキュリティ管理態勢の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護を重視した態勢整備に努めています。
- ⑤オペレーショナル・リスクについては、総合リスク管理委員会をはじめ、各種委員会で協議、検討を行うとともに、定期的に理事会等に報告する態勢を整備しています。

●2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、粗利益配分手法を採用しています。

●3) オペレーショナル・リスク管理の高度化と事務品質の向上

当金庫は、現在オペレーショナル・リスク管理の高度化と事務品質の向上のため、事務ミス登録分析システムによる全店ベースでのデータ蓄積を行い、これらのデータ・ベースの分析により業務改善を図っています。

■(9) 出資または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- 1) 出資または株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他の出資金が該当します。
- 2) 上記のうち上場株式、上場優先出資証券等にかかるリスクについては、時価評価及び最大予想損失額 (VaR^{*39}) などによって把握するとともに、定期的にストレス・テスト^{*51}等を実施しています。その結果や運用状況を総合リスク管理委員会で検討し、理事会に報告するなど、適切なリスク管理に努めています。
- 3) 株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券に係る「資金運用方針」及び「資金運用基準」の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用・管理を行っています。
- 4) 株式の保有限度は、年度ごとに「資金運用方針」及び「資金運用基準」に定め管理しています。
- 5) 子会社株式及び関連会社株式等については、当金庫は財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、適宜、理事会等へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。
- 6) 当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則った、適正な処理を行っています。

■(10) 金利リスクに関する事項

●1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益に対する影響をいいます。当金庫においては、ビジネスモデルに照らし金利に感応する貸出金や債券等の資産、預金や借入金等の負債、また金利スワップ取引などオフバランス取引を対象として、金利リスクを定期的に評価・計測を行い、適宜、対応策を講じる態勢を取っています。

●2) 金利リスクの算出手法の概要

- ①開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE^{*52}及び△NII^{*53}並びに信用金庫がこれらに追加して

自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- a. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
4.83年となっております。
 - b. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年となっております。
 - c. 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使って預金者カテゴリー毎(法人・個人等)に残高推移(預金者行動)を統計的に分析し、その特徴に合わせた推計式を用いて将来の預金残高を保守的に算出し、流動性預金の実質的な満期を割り当てています。なお、推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等を十分に行っています。
 - d. 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、当局が定める保守的な前提の反映により考慮しております。
 - e. 複数の通貨の集計方法及びその前提
保守的に通貨毎に算出した Δ EVE及び Δ NIIが正となる通貨のみを単純合算しております。
 - f. スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
 - g. 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金^{*45}は、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。
また、 Δ NIIの算定にあたっては、商品毎に一定の市場金利追従率を考慮しております。
 - h. 前期の開示からの変動に関する説明
金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。
 - i. 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
 Δ EVEは基準値である自己資本の額の20%を幾分上回っていますが、概ね問題ない水準となっております。
- ②信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- 当金庫では、 Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクの計測として、一定の金利ショック^{*46}を想定した金利リスク(BPV^{*50})や信頼区間99%、保有期間6ヶ月、観測期間3年を主な前提としたVaRを計測しているほか、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを、ALM^{*49}管理システムや証券管理システムにより定期的に計測し、総合リスク管理委員会で審議するとともに、理事会に報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。
- また、ストレス・テストとして、以下の金利ショック等のほか過去の事例を想定したリスク量を毎月算出し、内部管理に使用しています。
- 債券については、金利が1%上昇
 - 株式については、日経平均株価が10%下落
 - 貸出金については、正常先債権が10%ランク・ダウン

V. 定量的な開示事項

(1) 連結の範囲に関する事項

その他金融機関等^(注) であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単体)

(単位:百万円)

項目	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額[※]の合計	993,297	39,731	974,131	38,965
①標準的手法が適用されるポートフォリオ ^{*17} ごとのエクスポージャー ^{*3}	912,262	36,490	855,271	34,210
(i)ソブリン ^{*4} 向け	19,500	780	20,540	821
(ii)金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	132,631	5,305	135,020	5,400
(iii)法人等向け	209,637	8,385	184,812	7,392
(iv)中小企業等・個人向け	210,581	8,423	170,890	6,835
(v)抵当権付住宅ローン ^{*5}	24,113	964	22,858	914
(vi)不動産取得等事業向け ^{*6}	124,728	4,989	112,209	4,488
(vii)3ヵ月以上延滞等	2,975	119	1,631	65
(viii)信用保証協会等による保証付	19,943	797	17,830	713
(ix)出資等	21,931	877	13,397	535
出資等のエクスポージャー	21,931	877	13,397	535
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(x)上記以外	146,219	5,848	176,080	7,043
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー	101,069	4,042	128,204	5,128
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	11,921	476	11,921	476
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	10,307	412	9,933	397
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	3,878	155
上記以外のエクスポージャー	22,921	916	22,141	885
②証券化エクスポージャー ^{*55}	1,894	75	1,596	63
証券化	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	1,894	75	1,596	63
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	81,680	3,267	118,270	4,730
ルックスルー方式	81,680	3,267	118,270	4,730
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1,250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△2,925	△117	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	385	15	413	16
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	4	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	43,423	1,736	44,256	1,770
ハ. 単体総所要自己資本額^{*10}(イ+ロ)	1,036,721	41,468	1,018,387	40,735

(連結)

(単位:百万円)

項目	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	991,990	39,679	973,766	38,950
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	910,955	36,438	854,906	34,196
(i)ソブリン向け	19,500	780	20,540	821
(ii)金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	132,641	5,305	135,023	5,400
(iii)法人等向け	206,491	8,259	182,546	7,301
(iv)中小企業等・個人向け	210,581	8,423	170,890	6,835
(v)抵当権付住宅ローン	24,113	964	22,858	914
(vi)不動産取得等事業向け	124,728	4,989	112,209	4,488
(vii)3か月以上延滞等	3,178	127	1,878	75
(viii)信用保証協会等による保証付	19,943	797	17,830	713
(ix)出資等	20,448	817	11,920	476
出資等のエクスポージャー	20,448	817	11,920	476
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(x)上記以外	149,326	5,973	179,207	7,168
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	101,069	4,042	128,204	5,128
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	11,921	476	11,921	476
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	10,392	415	10,054	402
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	3,878	155
上記以外のエクスポージャー	25,943	1,037	25,147	1,005
②証券化エクスポージャー	1,894	75	1,596	63
証券化 STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	1,894	75	1,596	63
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	81,680	3,267	118,270	4,730
ルック・スルー方式	81,680	3,267	118,270	4,730
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1,250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△2,925	△117	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	385	15	413	16
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	4	0
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	43,444	1,737	44,183	1,767
ハ.連結総所要自己資本額(イ+ロ)	1,035,434	41,417	1,017,949	40,717

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引^{*34}によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引^{*25}及び派生商品取引の与信相当額^{*31}等のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社等のことです。
4. 「3か月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. TLAC(Total Loss Absorbing Capacity)とは、グローバルに活動している金融機関が万一危機に陥った場合に、当該金融機関の債権者等に損失を負担させ、かつ、資本の再構築を行うことにより、当該金融機関の重要な機能を維持しつつ秩序ある処理を行うことを目的とした国際的な枠組みにおいて、対象となる各金融機関が予め確保すべき「総損失吸収力」のことです。
6. オペレーショナル・リスク相当額の算出には、粗利益配分手法^{*9}を採用しています。

■(3) 信用リスクに関する事項

信用リスクに関する事項（リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別、業種別及び残存期間別>

(単体)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分		令和元年度				
		信用リスク・エクスポージャー期末残高			3か月以上延滞 エクスポージャー	
エクスポージャー 区分		貸出金等	デリバティブ取引 ^{*2}	その他		
国	内外	2,618,911	1,334,437	1,223	1,283,250	3,095
国		96,711	17	-	96,694	-
地	域 別 合 計	2,715,622	1,334,454	1,223	1,379,945	3,095
製	造 業	193,175	171,487	1	21,685	772
農	業、林業	18	18	-	-	-
漁	業	31	31	-	-	-
鉱	業、採石業、砂利採取業	83	83	-	-	-
建	設 業	210,055	208,702	-	1,353	261
電	気・ガス・熱供給・水道業	4,809	-	-	4,809	-
情	報 通 信 業	6,387	4,505	-	1,881	0
運	輸 業、郵便業	55,623	46,332	-	9,291	0
卸	売 業、小売業	177,572	174,052	17	3,503	303
金	融 業、保険業	913,964	155,825	1,203	756,934	-
不	動 産 業	195,075	194,165	-	909	855
物	品 賃 貸 業	17,187	6,517	-	10,669	208
学	術研究、専門・技術サービス業	4,703	4,700	-	2	18
宿	泊 業	597	593	-	4	-
飲	食 業	13,814	13,814	-	-	204
生	活関連サービス業、娯楽業	6,522	6,521	-	1	0
教	育、学習支援業	2,819	2,819	-	-	26
医	療、福祉	23,324	23,324	-	-	8
そ	の 他 の サ ー ビ ス	62,165	61,797	-	368	177
国	・ 地 方 公 共 団 体 等	688,857	168,741	-	520,116	-
個	人 他	82,640	82,640	-	-	259
そ	の 他	56,191	7,776	-	48,414	-
業	種 別 合 計	2,715,622	1,334,454	1,223	1,379,945	3,095
1	年 以 下	342,915	219,429	525	122,960	-
1	年 超 3 年 以 下	397,583	112,856	2	284,724	-
3	年 超 5 年 以 下	303,242	181,430	63	121,748	-
5	年 超 7 年 以 下	277,125	198,166	150	78,808	-
7	年 超 10 年 以 下	446,268	252,956	328	192,983	-
1	0 年 超	687,676	317,259	153	370,264	-
期	間 の 定 め の な い も の	260,811	52,355	-	208,455	-
残	存 期 間 別 合 計	2,715,622	1,334,454	1,223	1,379,945	

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分		令和2年度				
		信用リスク・エクスポージャー期末残高			3か月以上延滞 エクスポージャー	
エクスポージャー 区分		貸出金等	デリバティブ取引	その他		
国	内外	2,887,649	1,354,404	1,349	1,531,895	2,034
国		101,999	-	-	101,999	-
地	域 別 合 計	2,989,649	1,354,404	1,349	1,633,895	2,034
製	造 業	216,331	184,862	0	31,468	213
農	業、林業	13	13	-	-	-
漁	業	28	28	-	-	-
鉱	業、採石業、砂利採取業	74	74	-	-	-
建	設 業	253,153	252,820	-	333	215
電	気・ガス・熱供給・水道業	5,684	-	-	5,684	-
情	報 通 信 業	17,101	5,620	-	11,480	0
運	輸 業、郵便業	62,997	55,685	-	7,311	0
卸	売 業、小売業	203,521	201,222	8	2,290	359
金	融 業、保険業	1,022,601	83,074	1,340	938,185	0
不	動 産 業	185,253	184,263	-	990	824
物	品 賃 貸 業	35,813	5,958	-	29,855	7
学	術研究、専門・技術サービス業	4,850	4,847	-	2	19
宿	泊 業	754	750	-	4	-
飲	食 業	21,140	21,140	-	-	52
生	活関連サービス業、娯楽業	7,661	7,660	-	1	0
教	育、学習支援業	3,290	3,290	-	-	-
医	療、福祉	28,457	28,457	-	-	34
そ	の 他 の サ ー ビ ス	75,671	75,053	0	617	102
国	・ 地 方 公 共 団 体 等	712,464	152,958	-	559,506	-
個	人 他	77,866	77,866	-	-	206
そ	の 他	54,919	8,755	-	46,163	-
業	種 別 合 計	2,989,649	1,354,404	1,349	1,633,895	2,034
1	年 以 下	373,391	120,428	512	252,450	-
1	年 超 3 年 以 下	401,533	105,463	1	296,068	-
3	年 超 5 年 以 下	272,032	174,841	139	97,051	-
5	年 超 7 年 以 下	218,749	153,120	189	65,439	-
7	年 超 10 年 以 下	653,707	460,096	202	193,408	-
1	0 年 超	691,608	294,815	303	396,489	-
期	間 の 定 め の な い も の	378,626	45,638	-	332,987	-
残	存 期 間 別 合 計	2,989,649	1,354,404	1,349	1,633,895	

(連結)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分		令和元年度				3か月以上延滞 エクスポージャー
		信用リスク・エクスポージャー期末残高	貸出金等	デリバティブ取引	その他	
国	内外	2,617,667	1,331,461	1,223	1,284,983	3,369
地	域別合計	96,711	17	-	96,694	-
	製造業	2,714,379	1,331,478	1,223	1,381,677	3,369
	農業、林業	193,228	171,487	1	21,739	825
	漁業、採石業、砂利採取業	18	18	-	-	-
	建設業	31	31	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	83	83	-	-	-
	情報通信業	210,056	208,702	-	1,354	262
	運輸業、郵便業	4,809	-	-	4,809	-
	卸売業、小売業	6,388	4,505	-	1,882	1
	金融業、保険業	55,623	46,332	-	9,291	0
	不動産業	177,596	174,052	17	3,527	327
	物品賃貸業	914,018	155,825	1,203	756,988	-
	学術研究、専門・技術サービス業	194,926	194,013	-	913	859
	宿泊業	14,243	3,574	-	10,669	208
	飲食業	4,703	4,700	-	2	18
	生活関連サービス業、娯楽業	597	593	-	4	-
	教育、学習支援業	13,816	13,814	-	1	206
	医療、福祉	6,522	6,521	-	1	0
	その他のサービス	2,819	2,819	-	-	26
	国・地方公共団体等	23,332	23,324	-	8	16
	個人の	62,125	61,747	-	378	188
	業種別合計	688,857	168,741	-	520,116	-
	1年以下	82,810	82,809	-	0	429
	1年超3年以下	57,765	7,776	-	49,988	-
	3年超5年以下	2,714,379	1,331,478	1,223	1,381,677	3,369
	5年超7年以下	342,871	219,370	525	122,975	-
	7年超10年以下	396,318	111,591	2	284,724	-
	10年超	301,622	179,810	63	121,748	-
	期間の定めのないもの	277,125	198,166	150	78,808	-
	残存期間別合計	446,268	252,956	328	192,983	-
		687,524	317,107	153	370,264	-
		262,648	52,475	-	210,173	-
		2,714,379	1,331,478	1,223	1,381,677	-

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分		令和2年度				3か月以上延滞 エクスポージャー
		信用リスク・エクスポージャー期末残高	貸出金等	デリバティブ取引	その他	
国	内外	2,887,269	1,352,295	1,349	1,533,625	2,324
地	域別合計	101,999	-	-	101,999	-
	製造業	2,989,269	1,352,295	1,349	1,635,625	2,324
	農業、林業	216,412	184,862	0	31,549	294
	漁業、採石業、砂利採取業	13	13	-	-	-
	建設業	28	28	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	74	74	-	-	-
	情報通信業	253,153	252,820	-	333	215
	運輸業、郵便業	5,684	-	-	5,684	-
	卸売業、小売業	17,101	5,620	-	11,480	0
	金融業、保険業	62,997	55,685	-	7,311	0
	不動産業	203,548	201,222	8	2,318	386
	物品賃貸業	1,022,620	83,074	1,340	938,204	0
	学術研究、専門・技術サービス業	185,159	184,165	-	994	828
	宿泊業	33,696	3,840	-	29,855	7
	飲食業	4,850	4,847	-	2	19
	生活関連サービス業、娯楽業	754	750	-	4	-
	教育、学習支援業	21,141	21,140	-	1	53
	医療、福祉	7,661	7,660	-	1	0
	その他のサービス	3,290	3,290	-	-	-
	国・地方公共団体等	28,465	28,457	-	8	43
	個人の	75,629	75,003	0	625	111
	業種別合計	712,464	152,958	-	559,506	-
	1年以下	78,024	78,022	-	2	364
	1年超3年以下	56,496	8,755	-	47,740	-
	3年超5年以下	2,989,269	1,352,295	1,349	1,635,625	2,324
	5年超7年以下	373,087	120,106	512	252,468	-
	7年超10年以下	400,638	104,568	1	296,068	-
	10年超	271,132	173,941	139	97,051	-
	期間の定めのないもの	218,749	153,120	189	65,439	-
	残存期間別合計	653,707	460,096	202	193,408	-
		691,510	294,717	303	396,489	-
		380,444	45,744	-	334,699	-
		2,989,269	1,352,295	1,349	1,635,625	-

- (注) 1. 「貸出金等」には、「貸出金」、「コミットメント」及び「その他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」を分類しています。
 2. 「オフ・バランス取引」は、デリバティブ取引を除いています。
 3. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーです。
 4. 「国外」は、外国証券及び当金庫取引先の外国子会社への貸付です。
 5. 個人事業主に対する非事業用資金は、各個人事業主が属する業種区分に含めています。
 6. 業種区分の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
 7. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
 8. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単体)

(単位:百万円)

区 分	令和元年度				令和2年度				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,399	2,440	-	1,399	2,440	2,655	-	2,440	2,655
個別貸倒引当金	3,393	4,068	230	3,162	4,068	5,314	232	3,835	5,314
合 計	4,792	6,508	230	4,561	6,508	7,970	232	6,275	7,970

(連結)

(単位:百万円)

区 分	令和元年度				令和2年度				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,475	2,512	-	1,475	2,512	2,716	-	2,512	2,716
個別貸倒引当金	3,677	4,338	233	3,444	4,338	5,550	239	4,098	5,550
合 計	5,153	6,850	233	4,919	6,850	8,267	239	6,610	8,267

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っていますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めていません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等 (単体)

(単位:百万円)

業種区分	令和元年度					
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他		
製 造 業	1,054	1,183	85	968	1,183	364
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	335	409	39	296	409	366
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	34	50	-	34	50	5
運輸業、郵便業	106	151	0	106	151	48
卸売業、小売業	1,419	1,743	68	1,350	1,743	545
金融業、保険業	0	0	-	0	0	0
不動産業	186	180	9	176	180	82
物品賃貸業	0	-	0	-	-	4
学術研究、専門・技術サービス業	2	8	0	2	8	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-
飲食業	60	64	9	50	64	31
生活関連サービス業、娯楽業	19	20	0	19	20	-
教育、学習支援業	1	2	-	1	2	-
医療、福祉	57	92	9	48	92	68
その他のサービス業	100	144	7	93	144	98
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人の	13	15	-	13	15	2
その他	-	-	-	-	-	0
合 計	3,393	4,068	230	3,162	4,068	1,618

(単位:百万円)

業種区分	令和2年度					
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他		
製 造 業	1,172	1,930	20	1,152	1,930	47
農 業、林 業	-	1	-	-	1	-
漁 業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	415	525	12	403	525	89
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	50	39	8	41	39	20
運輸業、郵便業	151	155	14	137	155	19
卸売業、小売業	1,748	1,962	125	1,622	1,962	242
金融業、保険業	0	0	-	0	0	0
不動産業	180	180	3	177	180	25
物品賃貸業	-	0	-	-	0	-
学術研究、専門・技術サービス業	12	13	4	8	13	-
宿泊業	-	4	-	-	4	-
飲食業	69	127	0	69	127	27
生活関連サービス業、娯楽業	20	78	0	20	78	-
教育、学習支援業	2	2	-	2	2	-
医療、福祉	92	81	18	74	81	13
その他のサービス業	134	205	19	114	205	85
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人の	15	5	4	11	5	-
その他	-	-	-	-	-	0
合 計	4,068	5,314	232	3,835	5,314	572

(連結)

(単位:百万円)

業種区分	令和元年度					貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
製造業	1,056	1,188	85	971	1,188	364
農業、林業	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	335	409	39	296	409	366
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	34	50	-	34	50	5
運輸業、郵便業	106	151	0	106	151	48
卸売業、小売業	1,431	1,755	68	1,362	1,755	545
金融業、保険業	0	0	-	0	0	0
不動産業	189	184	9	179	184	82
物品賃貸業	0	-	0	-	-	4
学術研究、専門・技術サービス業	2	8	0	2	8	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-
飲食業	61	65	9	51	65	31
生活関連サービス業、娯楽業	19	20	0	19	20	-
教育、学習支援業	1	2	-	1	2	-
医療、福祉	61	93	12	49	93	68
その他のサービス	101	145	7	93	145	98
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人	275	262	-	275	262	4
その他	-	-	-	-	-	0
合計	3,677	4,338	233	3,444	4,338	1,620

(単位:百万円)

業種区分	令和2年度					貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
製造業	1,176	1,935	20	1,156	1,935	47
農業、林業	-	1	-	-	1	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	415	525	12	403	525	89
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	50	39	8	41	39	20
運輸業、郵便業	151	155	14	137	155	19
卸売業、小売業	1,761	1,975	126	1,634	1,975	242
金融業、保険業	0	0	-	0	0	0
不動産業	184	184	3	181	184	25
物品賃貸業	-	0	-	-	0	-
学術研究、専門・技術サービス業	12	13	4	8	13	-
宿泊業	-	4	-	-	4	-
飲食業	70	127	0	70	127	27
生活関連サービス業、娯楽業	20	78	0	20	78	-
教育、学習支援業	2	2	-	2	2	-
医療、福祉	93	82	18	75	82	13
その他のサービス	135	206	19	115	206	85
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人	262	218	11	251	218	1
その他	-	-	-	-	-	0
合計	4,338	5,550	239	4,098	5,550	573

- (注) 1. 決算年度により業種区分を見直しているため、決算期により内訳推移が異なる場合があります。
 2. 国外向けエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び貸出金償却は該当がないため、「地域別」の区分は省略しています。
 3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単体)

(単位:百万円)

リスク・ウェイト*19区分	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャーの額			エクスポージャーの額		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	-	699,026	699,026	1,639	1,077,781	1,079,421
10%	-	394,440	394,440	-	383,708	383,708
20%	655,993	401	656,394	731,966	351	732,318
35%	-	68,896	68,896	-	65,309	65,309
50%	46,865	878	47,743	44,600	836	45,436
75%	-	280,769	280,769	-	227,852	227,852
100%	3,141	368,484	371,625	5,240	306,662	311,903
150%	-	1,277	1,277	2,585	665	3,251
250%	-	42,601	42,601	-	54,305	54,305
1,250%	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
合計	705,999	1,856,775	2,562,775	786,032	2,117,474	2,903,506

(連結)

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャーの額			エクスポージャーの額		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	-	699,026	699,026	1,639	1,077,782	1,079,421
10%	-	394,440	394,440	-	383,708	383,708
20%	656,047	401	656,449	731,985	351	732,337
35%	-	68,896	68,896	-	65,309	65,309
50%	46,865	880	47,746	44,600	839	45,439
75%	-	280,769	280,769	-	227,852	227,852
100%	3,141	366,910	370,051	5,240	305,943	311,184
150%	-	1,390	1,390	2,585	817	3,403
250%	-	42,634	42,634	-	54,353	54,353
1,250%	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
合計	706,054	1,855,351	2,561,406	786,051	2,116,958	2,903,010

(注) 1.格付は適格格付機関*20が付与しているものに限ります。
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

■(4) 信用リスク削減手法(CRM)に関する事項

信用リスク削減手法*21が適用されたエクスポージャー

(単体及び連結)

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	令和元年度			令和2年度		
		適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		136,317	12,461	-	71,307	9,520	-
(i) ソブリン向け		-	3,271	-	-	3,095	-
(ii) 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		10	-	-	17	-	-
(iii) 法人等向け		88,239	6,707	-	24,746	3,448	-
(iv) 中小企業等・個人向け		41,979	2,479	-	38,206	2,970	-
(v) 抵当権付住宅ローン		703	-	-	611	-	-
(vi) 不動産取得等事業向け		2,855	2	-	2,689	-	-
(vii) 3か月以上延滞等		179	0	-	163	5	-
(viii) 信用保証協会等による保証付		2,349	-	-	4,872	-	-
(ix) 出資等		-	-	-	-	-	-
(x) 上記以外		-	-	-	-	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保*24について簡便手法*26を用いています。

■(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単体及び連結)

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー*30方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コスト*32の額	250	318

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額
①派生商品取引合計	1,223	1,223	1,349	1,349
(i) 外国為替関連取引	525	525	512	512
(ii) 金利関連取引	698	698	836	836
(iii) 金関連取引	-	-	-	-
(iv) 株式関連取引	-	-	-	-
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii) クレジット・デリバティブ*43	-	-	-	-
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	1,223	1,223	1,349	1,349

	令和元年度	令和2年度
担保の種類別の額	-	-

	令和元年度	令和2年度
プロテクション*44の購入	-	-
プロテクションの提供	-	-

	令和元年度	令和2年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額	-	-

	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	-	-

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

■ (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

(単体及び連結)

イ. オリジネーター*³⁸ の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
該当ありません。

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャー*³⁶ を除く)

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	9,472	-	7,983	-
(i)住宅ローン	9,472	-	7,983	-
(ii)その他	-	-	-	-

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	令和元年度				令和2年度			
	エクスポージャー残高		所要自己資本の額		エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%~ 15%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
15%~ 50%未満	9,472	-	75	-	7,983	-	63	-
50%~ 100%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
100%~ 250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
250%~ 400%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
400%~1,250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-	-	-	-	-
(i)住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(ii)その他	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」[エクスポージャー残高]「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2. 「1,250%」欄の(i)、(ii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当ありません。

■ (7) 出資または株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 出資または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単体及び連結)

(単位:百万円)

区分	令和元年度							令和2年度						
	売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
上場株式等	-	-	18,562	17,142	▲1,419	697	2,116	-	-	9,619	11,626	2,006	2,175	168
非上場株式等	-	-	4	5	1	1	-	-	-	4	5	1	1	-
合計	-	-	18,566	17,148	▲1,417	699	2,116	-	-	9,623	11,631	2,008	2,176	168

区分	令和元年度		令和2年度	
	その他有価証券で時価のないもの等 貸借対照表計上額		その他有価証券で時価のないもの等 貸借対照表計上額	
上場株式等	-		-	
非上場株式等	371		281	
合計	371		281	

(注) 1. 上記のその他有価証券で時価のないもの等に、信金中央金庫普通出資(その他資産勘定)は含まれていません。

(貸借対照表計上額: 令和元年度11,613百万円、令和2年度 11,613百万円)

2. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

ロ. 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等 (単体)

(単位:百万円)

区分	令和元年度					令和2年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち		貸借対照表計上額	時価	差額	うち	
				うち益	うち損				うち益	うち損
子会社・子法人等株式	1,544	1,544	-	-	-	1,544	1,544	-	-	-
関連法人等株式	20	20	-	-	-	20	20	-	-	-
合計	1,564	1,564	-	-	-	1,564	1,564	-	-	-

(連結)

(単位:百万円)

区分	令和元年度					令和2年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち		貸借対照表計上額	時価	差額	うち	
				うち益	うち損				うち益	うち損
子会社・子法人等株式	17	17	-	-	-	17	17	-	-	-
関連法人等株式	64	64	-	-	-	64	64	-	-	-
合計	81	81	-	-	-	81	81	-	-	-

ハ. 出資または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単体及び連結)

(単位:百万円)

区分	令和元年度				令和2年度				
	売却額	売却益		売却損	株式等償却	売却額	売却益		株式等償却
		売却益	売却損				売却益	売却損	
出資または株式等エクスポージャー	14,128	942	1,714	-	18,972	1,474	1,020	-	

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単体及び連結)

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	-	-

■ (8) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	211,129	302,018
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	-	-

- (注) 1. 「リスク・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付となる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し、足し上げる方式です。
 2. 「マンデート方式」とは、リスク・スルー方式が適用できない場合に、ファンドの運用基準(マンデート)に基づき、最もリスク・ウエイトが大きくなる資産構成を想定し、個々の資産の信用リスク・アセットを足し上げる方式です。
 3. 「蓋然性方式」とは、リスク・スルー方式及びマンデート方式が適用できない場合に、ファンドのリスク・ウエイトが250%以下又は400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、250%又は400%のリスク・ウエイトを適用して算出する方式です。
 4. 「フォールバック方式」とは、リスク・スルー方式、マンデート方式及び蓋然性方式が適用できない場合に、保有エクスポージャーに1,250%のリスク・ウエイトを適用して算出する方式です。

■ (9) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		ΔEVE		ΔNII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	41,944	31,624	5,670	3,635				
2	下方パラレルシフト	0	0	769	42				
3	スティープ化	16,885	11,206						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	41,944	31,624	5,670	3,635				
		ホ		ヘ					
8	自己資本の額	166,782		165,038					

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
 2. 連結グループの金利リスク量は、連結対象の子会社、子法人等の計数が微小であるため、金利リスク量の影響は限定的であると認識していることから、単体における金利リスク量と同じ数値としております。

用語の説明

7

自己資本の充実の状況

【自己資本関係】

No.	用語	解説
*1	リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額。
*2	所要自己資本の額	各々のリスク・アセット×4%（自己資本比率規制における国内基準）。
*3	エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。
*4	ソブリン	各国の政府や政府関係機関等が発行する債券の総称をソブリン債券という。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされるもの。
*5	抵当権付住宅ローン	住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているもの。
*6	不動産取得等事業向け	（代表的な解釈としては）不動産の取得または運用を目的とした事業者向けのもの。
*7	オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれる。
*8	基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。 リスク・アセット＝1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%。
*9	粗利益配分手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。1年間の粗利益を8つの業務区分に配分した上で、当該業務区分に応じた掛目を乗じて得た額を合算したものの直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とし、その合計額を8%で除して得た額をリスク・アセットとする。
*10	総所要自己資本額	リスク・アセットの総額（信用リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額）×4%（自己資本比率規制における国内基準）。
*11	コア資本に係る基礎項目	自己資本比率規制（バーゼルⅢ国内基準）の中で使われる概念で、普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額や一般貸倒引当金などから構成される。
*12	コア資本に係る調整項目	自己資本比率規制（バーゼルⅢ国内基準）の中で使われる概念で、一般的に損失吸収力に乏しいと考えられる無形固定資産や繰延税金資産などが該当し、コア資本に係る基礎項目から控除される。
*13	適格旧資本調達手段	従来のバーゼルⅡ告示における自己資本比率の算出にあたり自己資本に含むことができる平成26年3月30日までに発行された資本調達手段。
*14	繰延税金資産	金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用（または収益）と税法上の損金（または益金）の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じる。
*15	モーゲージ・サービシング・ライツ	住宅ローンの原債権者がその住宅ローンを売却した後に、借入人からの支払を回収する業務を引き続き実施する場合に、管理回収等のサービス業務提供に関する費用に見合う資産をいう。

【信用リスク関係】

No.	用語	解説
*16	信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスク。
*17	ポートフォリオ	異なるリターンとリスクを持ついくつかの資産の組合せをいい、全体としてのリスクを低減するために対象を分散化する。
*18	クレジットポリシー	与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したもの。
*19	リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制でリスク・アセットを算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。
*20	適格格付機関	金融機関がリスク・アセットを算出するにあたって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。
*21	信用リスク削減手法 (CRM: Credit Risk Mitigation)	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保（現金、自金庫預金、国債等）、保証（国、地方公共団体等）、自金庫預金と貸出金の相殺等をいう。
*22	デリバティブ取引	金融派生商品取引 ^{*34} をいい、伝統的な金融取引から相場変動によるリスクを回避するために創られた金融商品取引。
*23	CVAリスク (CVA:Credit Valuation Adjustment)	取引相手方の信用リスクの変化に伴い派生商品取引の時価が変動するリスク。
*24	適格金融資産担保	信用リスク削減手法(CRM)により削減できる項目の一つであり、その内訳は次の通りです。 1) 現金及び自金庫預金 2) 金 3) 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体の発行する円建ての債券等 4) 適格格付機関が格付を付与している債券で次のもの 中央政府、中央銀行、日本の地方公共団体及び政府関係機関が発行した債券で、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が所定以上であるもの等

No.	用語	解説
*25	オフ・バランス取引	事業運営に活用している資産・負債でありながらも貸借対照表に計上されない取引のこと。
*26	簡便手法	適格金融資産担保により信用リスク削減を行う場合に担保によってカバーされる部分を担保のリスク・ウェイトに置換える手法のこと。
*27	クレジット・ライン	信用与信枠。取引先ごとに最大取引額を設定する。
*28	デフォルト率	デフォルト (Default) とは、債務不履行を意味し、デフォルト率 (PD : Probability of Default) とは、債務者がローンを返済できなくなる割合をいう。

【市場リスク関係】(※派生商品取引・証券化商品取引・出資等株式取引に関連するもの)

No.	用語	解説
*29	市場リスク	金利・為替・株価などの相場が変動することにより、金融商品の資産価値が変動し、損失を受けるリスク。
*30	カレント・エクスポージャー	派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式。契約時から現在までのマーケット変動等を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再度構築するのに必要なコストのうち正の値の金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としている。
*31	与信相当額	正の再構築コスト+アドオン。 ^{*33}
*32	再構築コスト	現在と同等の派生商品取引を再度構築するのに必要なコスト金額。
*33	アドオン	評価時点以降に発生する可能性のある潜在的なリスク。
*34	派生商品取引	(=デリバティブ取引) 有価証券や通貨、金といった金融資産 (原資産) の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品の取引を指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。
*35	証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組替え、第三者に売却して流動化をする資産。
*36	再証券化エクスポージャー	裏付資産に証券化エクスポージャーを含む資産。
*37	証券化目的導管体	証券化取引を行う目的で組織された法人、信託その他の事業体であり、定款または契約において活動が当該目的遂行のために必要なものに限定され、かつ、オリジネーター及び原資産の譲渡人の信用リスクから隔離された性質を満たすもの。
*38	オリジネーター	資金調達とバランスシートの圧縮を目的として資産の証券化を行う者 (金銭債権や不動産など資金化が容易でない資産を保有する者)。
*39	VaR	Value at Risk (バリュー・アット・リスク) 将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出した値。
*40	信託受益権	信託契約に基づいて行われる信託財産の管理や運用などの結果を享受する権利。
*41	スワップ	2者間で行われる、同じ価値を持つキャッシュフローを、決められた期間において、決められた回数だけ交換する取引の総称。同じ通貨間の異なる種類の金利を交換する取引を金利スワップ、異なる通貨間の異なる種類の金利を交換する取引を通貨スワップという。
*42	オプション	ある商品を将来の一定期日に、特定の価格で買う (売る) 権利。買う権利をコール・オプション、売る権利をプット・オプションという。
*43	クレジット・デリバティブ	債権や債券の信用リスクをスワップやオプションの形にした金融商品。
*44	プロテクション	信用リスクに対する保護、保証、保険。

【金利リスク関係】

No.	用語	解説
*45	コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払出される預金のうち、引出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。
*46	金利ショック	金利の変化 (衝撃) のことで、上下100ベース・ポイントの平行移動等の算出方法がある。
*47	金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産・負債の価値が変動するリスク。
*48	預貸金金利リスク	預金積金、貸出金等に係る金利リスク。
*49	ALM	ALM (Asset and Liability Management) 資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランス・シートのリスク管理方法。
*50	BPV	Basis Point Value (ベース・ポイント・バリュー) 金利リスク指標の一つで、全ての期間の金利が1ベース・ポイント (0.01%) 変化した場合における現在価値の変化額を表す。
*51	ストレス・テスト	例外的だが蓋然性のある事象 (9.11テロ、ブラックマンデー等) が発生した場合のリスク・ファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法。
*52	△EVE	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値 (EVE : Economic Value of Equity) の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。
*53	△NII	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益 (NII: Net Interest Income) の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。

店舗一覽

(令和3年5月末日現在)

事業所の名称	所在地	電話番号
本 部	尼崎市開明町3丁目30	06(6412)5411
ウル虎支店 (インターネット支店)	尼崎市西本町北通3丁目93 (ホームページ)https://www.amashin.co.jp	0120(35)3001
尼崎市【本庁地区】		
● ■ ▼ 本店営業部	開明町3丁目30	06(6412)5454
○ ▼ 難波支店	昭和通6丁目216	06(6411)5251
○ ▼ 出屋敷支店	宮内町2丁目39-3	06(6411)3281
● ■ ▼ 東難波支店	東難波町4丁目14-10	06(6401)4301
○ ▼ 北難波支店	西難波町1丁目4-8	06(6416)3131
【小田地区】		
○ ▼ 杭瀬支店	杭瀬本町2丁目1-1	06(6401)0331
● ■ ▼ 長洲支店	長洲本通3丁目6-1	06(6481)7871
● ■ ▼ 潮江支店	潮江1丁目22-1	06(6499)6071
▼ 潮江東出張所	浜3丁目1-1	06(6498)0414
【大庄地区】		
● ■ ▼ 大庄支店	大庄北4丁目18-8	06(6416)1271
○ ▼ 武庫川支店	武庫川町3丁目9	06(6416)4901
○ ▼ 浜田支店	菜切山町2	06(6419)8081
【立花地区】		
○ ▼ 立花支店	七松町1丁目1-1-122	06(6416)1941
● ■ ▼ 立花北支店	立花町2丁目8-20	06(6423)1414
○ ▼ 南武庫支店	南武庫之荘2丁目15-10	06(6438)6181
○ ▼ 尾浜支店	尾浜町3丁目30-20	06(6426)3232
● ■ ▼ 塚口支店	塚口町1丁目10-20(飯店舗)	06(6421)4441
○ ▼ 塚新支店	塚口本町3丁目22-11	06(6427)8111
○ ▼ 塚口南支店	南塚口町7丁目1-12	06(6421)4511
【武庫地区】		
● ■ ▼ 武庫之荘支店	武庫之荘1丁目5-3	06(6436)3545
▼ 武庫之荘南出張所	南武庫之荘1丁目3-21	06(6436)4411
○ ▼ 西武庫支店	武庫元町2丁目17-7	06(6431)7821
【園田地区】		
● ■ ▼ 園田支店	東園田町4丁目93-4	06(6491)2101
○ ▼ けま支店	食満7丁目8-4	06(6493)0113
○ ▼ 小園支店	上坂部3丁目12-6	06(6493)1351
伊丹市内		
● ■ ▼ 伊丹支店	西台3丁目9-3	072(772)1231
● ■ ▼ 伊丹西支店	昆陽東6丁目9-1	072(781)6191
○ ▼ 稲野支店	安堂寺町3丁目4	072(777)6551
● ■ ▼ 桜台支店	中野北4丁目5-13	072(777)6771
● ■ ▼ 野間支店	野間7丁目11-1	072(777)3371
● ■ ▼ 昆陽里支店	池尻1丁目158-2	072(777)3732
● ■ ▼ 鴻池支店	北野1丁目58	072(784)4451
川西市内		
● ■ ▼ 川西支店	小花1丁目4-9	072(759)3811
● ■ ▼ 多田支店	多田桜木2丁目2-3	072(793)3861
● ■ ▼ 緑ヶ丘支店	久代4丁目6-13	072(758)1351
宝塚市内		
● ■ ▼ 宝塚支店	栄町2丁目1-2	0797(86)6441
● ■ ▼ 逆瀬川支店	逆瀬川12丁目5-17	0797(73)5671
● ■ ▼ 安倉支店	安倉南3丁目2-11	0797(84)8731
● ■ ▼ 小林支店	小林4丁目7-37	0797(74)5151
● ■ ▼ 中山寺支店	中山寺1丁目6-5	0797(85)7888
西宮市内		
● ■ ▼ 西宮支店	城ヶ堀町7-15	0798(36)1305
● ■ ▼ 阪神西宮支店	馬場町2-5	0798(26)0101
● ■ ▼ 門戸支店	門戸荘16-17	0798(53)0800
● ■ ▼ 鳴尾支店	学文殿町1丁目10-18	0798(47)6800
● ■ ▼ 甲子園口支店	二見町4-15	0798(65)1700
● ■ ▼ 香櫛園支店	荒戎町5-20	0798(35)5811
● ■ ▼ 上ヶ原支店	上ヶ原八番町10-13	0798(53)9221
▼ 新甲陽出張所	新甲陽町3-13	0798(70)0101
● ■ ▼ 苦楽園支店	樋之池町3-1	0798(72)6621
● ■ ▼ 今津支店	津門仁辺町3-13	0798(35)5356
● ■ ▼ 浜甲子園支店	鳴尾町4丁目13-23	0798(40)6666

芦屋市内		
● ■ ▼ 芦屋支店	東山町6-16	0797(23)5691
● ■ ▼ 阪神芦屋支店	精道町6-14	0797(38)3311
● ■ ▼ 打出支店	浜町9-13	0797(34)3310
神戸市内		
● ■ ▼ 神戸東支店	東灘区御影本町8丁目12-1	078(811)8811
● ■ ▼ 神戸支店	中央区熊内町4丁目8-6	078(222)2821
● ■ ▼ 深江支店	東灘区深江北町3丁目9-3	078(412)8211
● ■ ▼ 六甲支店	灘区高徳町3丁目1-3	078(854)3711
三田市内		
● ■ ▼ 三田支店	中央町11-18	079(562)0808
三木市内		
● ■ ▼ 三木支店	本町3丁目2-10	0794(83)8181
大阪市内		
● ■ ▼ 大阪支店	北区西天満4丁目13-8	06(6364)1341
● ■ ▼ 梅田支店	北区曽根崎新地1丁目1-38	06(6341)4557
● ■ ▼ 天満橋支店	中央区天満橋京町1-26	06(6941)7851
● ■ ▼ 京橋支店	都島区東野田町2丁目8-16	06(6352)6961
● ■ ▼ 今里支店	東成区大今里3丁目26-20	06(6981)0767
● ■ ▼ 平野支店	平野区西脇1丁目1-1	06(6702)5351
● ■ ▼ 昭和町支店	阿倍野区昭和町1丁目4-45	06(6621)3515
● ■ ▼ 大國町支店	浪速区大國1丁目5-2	06(6632)5131
● ■ ▼ 港支店	港区磯路3丁目15-1	06(6572)2902
● ■ ▼ 西淀支店	西淀川区大和田4丁目14-1	06(6473)1501
▼ 干船駅出張所	西淀川区佃3丁目1-11	06(6475)1121
● ■ ▼ 塚本支店	西淀川区野里1丁目28-26	06(6475)6622
▼ 住之江支店	住之江区浜口東3丁目5-20	06(6672)5315
豊中市内		
● ■ ▼ 豊中島江支店	島江町1丁目2-3	06(6332)3621
池田市内		
● ■ ▼ 池田支店	満寿美町2-17	072(754)5454
● ■ ▼ 石橋支店	天神1丁目5-26	072(761)9511
箕面市内		
● ■ ▼ 箕面支店	桜井1丁目1-5	072(722)5481
吹田市内		
● ■ ▼ 吹田支店	昭和町13-19	06(6317)1350
摂津市内		
● ■ ▼ 摂津支店	千里丘5丁目6-26	06(6389)2241
茨木市内		
● ■ ▼ 南茨木支店	沢良宜西1丁目1-3	072(635)2111
堺市内		
● ■ ▼ 浅香支店	北区東浅香山町2丁目234-4	072(251)0428
● ■ ▼ もず支店	堺区向陵東町2丁目7-5	072(259)2512
● ■ ▼ 上野芝支店	西区上野芝町3丁目8-2	072(279)7018
● ■ ▼ 深井支店	中区深井沢町3275	072(277)7001
東大阪市内		
● ■ ▼ 東大阪支店	吉田6丁目2-50	072(963)0161
● ■ ▼ 長田東支店	長田東3丁目3-32	06(6746)8460
大東市内		
▼ 大東支店	赤井1丁目1-10	072(869)5300
門真市内		
▼ 門真支店	末広町7-12	06(6901)6700
八尾市内		
▼ 八尾支店	若林町1丁目76-3	072(948)4800

●○ — 外貨両替取扱店(米ドル、ユーロ)
(注)○印店舗での外貨販売は予約が必要です。

■ — 信託契約代理業務取扱店

▼ — 投資信託窓口販売業務取扱店(信金中金取次ぎ方式)

住宅ローンなどの相談・受付
あましんローンセンター 06(6413)0167 06(6413)4391-4392-1966

あましんのある街

大阪湾を囲むビッグエリアに
90店舗と24店外キャッシュサービスコーナー

(令和3年5月末現在)

本支店	86
出張所(有人)	4
店外キャッシュサービスコーナー	24
合計	114

営業地区【40市4町】

(令和3年5月末現在)

兵庫県

- 尼崎市
- 伊丹市
- 川西市
- 宝塚市
- 西宮市
- 芦屋市
- 神戸市
- 三田市
- 三木市
- 丹波篠山市
- 加東市
- 明石市
- 猪名川町

大阪府

- 大阪市
- 池田市
- 豊中市
- 箕面市
- 吹田市
- 摂津市
- 茨木市
- 高槻市
- 東大阪市
- 守口市
- 門真市
- 大東市
- 八尾市
- 堺市
- 松原市
- 藤井寺市
- 羽曳野市
- 富田林市
- 大阪狭山市
- 河内長野市
- 柏原市
- 寝屋川市
- 四條畷市
- 高石市
- 泉大津市
- 和泉市
- 枚方市
- 岸和田市
- 能勢町
- 豊能町
- 忠岡町

店外キャッシュサービスコーナー設置場所(24カ所)

尼崎市内

- 阪神尼崎駅コンコース
- 尼崎市役所本庁内
- 阪神杭瀬駅ショッピングセンター内
- 杭瀬北出張所
- 阪神出屋敷駅北リベル内
- 武庫川支店キャッシュコーナー
- 塚口さんさんタウン内
- 中央出張所
- 玉江橋出張所
- 尼崎商工会議所内
- コープ武庫之荘出張所
- 園田北出張所
- JR尼崎駅出張所

伊丹市内

- 阪急稲野駅前
- 阪急伊丹駅出張所

西宮市内

- 兵庫医科大学病院2号館
- 香櫨園支店川添出張所
- コープ西宮東店内出張所
- 阪神西宮駅出張所

神戸市内

- デイリーカーナートイズミヤ御影店内出張所

宝塚市内

- 阪急逆瀬川駅前出張所
- 阪急清荒神駅前出張所
- 鶴の荘出張所
- コープ安倉出張所



あましんの歩み

大正10年 6月	「有限責任 尼崎信用組合」創業。初代組合長に小森純一就任。	18年 3月	加東市に営業地区拡張。
11年 1月	第一回通常総会を西本町市立図書館で開く。	4月	尼崎信用金庫行動憲章を制定。
昭和 5年 1月	第二代組合長に榎本武平就任。	6月	明石市に営業地区拡張。
5月	新本部事務所(現在、世界の貯金箱博物館)竣工。	7月	金沢信用金庫・兵庫信用金庫などと次期勘定系システムの共同アウトソーシング会社「(株)信金西日本ソリューションセンター」設立。
10年12月	第三代組合長に小森貞治郎就任。	19年 1月	新オンラインシステム稼働。
19年 5月	第四代組合長に松尾高一就任。	2月	当金庫初のインターネット支店「ウル虎支店」オープン。
25年12月	発祥地の赤レンガ事務所を尼崎信用組合記念館とする。	4月	生体認証(指静脈)ICキャッシュカード取扱開始。
26年 8月	伊丹市・川辺郡川西町・同長尾村・同宝塚町に営業地区拡張。	6月	あましん「おかね寺子屋」開講。
10月	信用金庫法により「尼崎信用金庫」に改組。	10月	あましん初の空中店舗「大東支店」オープン。
27年 1月	「尼信だより」創刊。	20年 9月	反社会的勢力に対する基本方針を制定。
31年 7月	大蔵省の要請で第一貯蓄信用金庫(大阪)の再建整備に当たる。	21年 6月	利益相反管理規程を制定。
39年 6月	日本銀行蔵入代理店業務の取扱開始。	22年 1月	金融円滑化管理方針、金融円滑化管理規程並びに金融円滑化業務細則(金融円滑化マニュアル)の制定。
40年 3月	第一貯蓄信用金庫を吸収合併。営業地区が大阪市一円に拡張。	4月	「e-ラーニングシステム」を導入。
41年12月	西宮市・芦屋市・猪名川町に営業地区拡張。	7月	兵庫県と「尼崎21世紀の森づくりの推進に関する協定」を締結。
42年 4月	創業45周年を記念して尼崎市へ「憩の森」を贈る。	9月	「電子記録債権」を活用した融資業務を開始。
44年 8月	豊中市・池田市・真面目市に営業地区拡張。	11月	尼崎産業界、尼崎市とともに「ECO未来都市・尼崎」を共同宣言。
45年10月	吹田市・摂津市・豊能郡に営業地区拡張。	23年 2月	尼崎市内25店舗に「苗木の里親コーナー」を設置。
46年 9月	神戸市生田区・豊谷区・灘区・東灘区・茨木市・高槻市に営業地区拡張。	9月	「あましんグリーンプレミアム」を創設。
47年11月	東大阪市に営業地区拡張。	10月	「創業90周年記念 尼崎21世紀の森 あましん植樹祭」を開催。
48年 6月	日本銀行との貸出取引開始。理事長に松尾尚三郎就任。	24年 1月	尼崎市総合文化センター(大・中ホール)の命名権を取得。
9月	三田市、神戸市兵庫区ほか4区、守口市、門真市、八尾市、大東市に営業地区拡張。	2月	「環境方針」を制定。「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」に署名。
49年 3月	理事長に氏平競重就任。	6月	当金庫の地域貢献活動(あまちゃん・しんちゃんプロジェクト)が第15回信用金庫社会貢献賞において「Face to Face賞」を受賞。
4月	浪速信用金庫と合併し、「尼崎浪速信用金庫」誕生。堺市・松原市・藤井寺市・羽曳野市・富田林市・大阪狭山市・美原町・河内長野市・柏原市・寝屋川市・四條畷市・高石市・泉大津市・和泉市に営業地区拡張。	25年 7月	兵庫県と「みんなの声かけ運動応援協定」を締結。
52年10月	外貨両替業務取扱開始。	8月	近畿財務局から「海外子会社への直接融資」の認可取得。
53年 1月	財団法人尼信地域振興財団設立。	26年 6月	会長に橋本博之、理事長に川上利之就任。
57年 2月	信金初の外国為替公認銀行として外国為替業務開始。	9月	尼崎市と「市内企業の海外展開支援に関する連携協定」を締結。
11月	かなめ会発足。	27年 2月	尼崎市・尼崎商工会議所と「尼崎市内における創業支援に関する連携協定」を締結。
59年 1月	信金初の外国為替業務総合オンラインシステム稼働。	6月	兵庫県警察本部と連携し「預金小切手(自己宛小切手)を活用した特殊詐欺被害防止対策(通称:預手プラン)」を実施。
62年 4月	外国為替コルレス業務取扱開始。	28年 2月	新産業創造研究機構、近畿高エネルギー加工技術研究所と「中小企業に対する技術支援に関する連携協定」を締結。
63年 3月	預金量1兆円突破。尼信保証(株)設立。	3月	環境保全活動「あましん緑のプロジェクト」環境省21世紀金融行動原則の「グッドプラクティス」に選定。
平成元年 4月	金庫名称を「尼崎信用金庫」に改称。新本店竣工。	6月	理事長に作田誠司就任。
2年 5月	三木市・枚方市に営業地区拡張。	8月	信金初 国際協力機構(JICA)と「業務連携・協力に関する覚書」を締結。
12月	融資量1兆円突破。本店別館に「世界の貯金箱博物館」開館。	29年 3月	「あましんグリーンプレミアム」が信金初の環境省21世紀金融行動原則「環境大臣賞」受賞。
4年 2月	会長に氏平競重、理事長に川口章就任。	5月	あましん Facebook 公式ページを開設。
6年 5月	吉川町・岸和田市・忠岡町に営業地区拡張。	9月	お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティ)に関する取組方針を策定・公表。
7年 1月	阪神・淡路大震災義援金に総額1億円を寄贈。同被災者特別融資取扱開始。	10月	「技術・経営力評価制度(大阪版)」取扱開始。
9年 3月	あましんホームページ開設。「尼崎市地域貢献活動賞」受賞。	12月	県内の金融機関初! 兵庫県交通安全協会、自転車安全対策協議会と「交通安全・自転車の安全利用に向けた協定」を締結。
9月	「あましんサクセスネットワーク」発足。	30年 4月	尼崎市、尼崎商工会議所などと「尼崎市内における事業承継支援に関する連携協定」を締結。
12月	預金量2兆円突破。パソコンネットワークシステムを営業店に拡大。	6月	「あましんグリーンプレミアム」が第21回信用金庫社会貢献賞において「Face to Face賞」を受賞。
10年 7月	篠山市・丹南町・今田町・東条町・社町に営業地区拡張。	31年 3月	特殊詐欺被害の未然防止に向けた「啓発ビデオ」を制作。
11年 1月	理事長に橋本博之就任。	令和元年 10月	「あましんSDGs宣言」を制定し表明。
がんばれタイガース定期預金「強虎元年」新規取扱開始。		11月	尼信会館 累計来館者数30万人達成。
4月	理事会直結の法務室を設置し、法令等遵守体制を強化。	2年 6月	作田理事長が兵庫県信用金庫協会会長に就任。
6月	篠山市に営業地区拡張。	7月	「あましんバンキングアプリ」の取扱開始。
12年 4月	「あましん元気Aクラブ」発足。	9月	世界の貯金箱博物館 累計来館者数40万人達成。「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結。
5月	「あましんフリーダイヤル相談コーナー」新設。出資金100億円突破。	10月	日本格付研究所(JCR)から前年に引き続き「A」(シングルAフラット)の格付を取得。
13年 6月	創業80周年記念事業の一環として、尼信会館オープン。	12月	第10回「あましんグリーンプレミアム」授賞式を開催。
7月	「業種別審査スペシャリスト」養成研修スタート。	3年 2月	がんばれ阪神タイガース定期預金「虎軍常勝」新規取扱開始。
14年 3月	がんばれ阪神タイガース定期預金「勝星77」新規取扱開始。関西西宮信用金庫の事業譲受。	3月	「尼崎市地域福祉の推進に関する協定」を締結。
4月	信金初の「CRMS21」を全店で本格稼働。		
15年 5月	ビジネスインターネットバンキングサービスを開始。		
7月	あましん経営相談コーナーを新設。		
16年 12月	信金初の証券仲介業務開始。		
17年 3月	個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)公表。		
7月	業種別審査体制へ移行。		

役員一覧

(令和3年7月1日現在)

理事長 (代表理事)		作田 誠司
専務理事 (代表理事)	ソリューション推進部・地域支援部統括	渡邊 憲治
専務理事 (代表理事)	審査第一部・審査第二部統括	今井 康裕
専務理事 (代表理事)	総合企画部・経営管理部・秘書室統括	和田 敦裕
常務理事 執行役員	管理部統括	永川 晃三
常務理事 執行役員	事務部統括	上野 成昭
常務理事 執行役員	資金証券部・国際部・コンプライアンス・リスク統括部統括	小澤浩太郎
常務理事 執行役員	経営管理部管轄 兼 経営管理部長	杉森 貞之
理事 執行役員	ソリューション推進部・地域支援部管轄	小林 卓治
理事 執行役員	営業推進部・ローンセンター管轄 兼 営業推進部長	松田 弥栄
理事 執行役員	営業推進部 尼崎地区部長 兼 本店営業部長	田口 裕久
監事		西田 芳則
監事(非常勤)		上野 精一
監事(非常勤)		宮永 俊文
監事(非常勤)		生田範三郎

※常務理事 小澤浩太郎は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※監事 生田範三郎は、信用金庫法第32条第5項に規定する員外監事です。

2021年版ディスクロージャー誌 索引

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく記載事項

●単体(信金法施行規則第132条における規定)

[1] 金庫の概況及び組織に関する事項

1. 事業の組織	21
2. 理事・監事の氏名及び役職名	92
3. 事務所の名称及び所在地	88

[2] 金庫の主要な事業の内容

[3] 金庫の主要な事業に関する事項

1. 直近の事業年度における事業の概況	7~10
2. 直近の5事業年度における主要な事業の 状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益	47
(2) 経常利益又は経常損失	47
(3) 当期純利益又は当期純損失	47
(4) 出資総額及び出資総口数	47
(5) 純資産額	47
(6) 総資産額	47
(7) 預金積金残高	47
(8) 貸出金残高	47
(9) 有価証券残高	47
(10) 単体自己資本比率	47
(11) 出資に対する配当金	47
(12) 職員数	47

3. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務純益、実質業務純益、コア業務純益及び コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	47
イ. 業務粗利益及び業務粗利益率	47
ウ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	47
エ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	47
オ. 受取利息及び支払利息の増減	48
カ. 総資産経常利益率	47
キ. 総資産当期純利益率	47
(2) 預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、 譲渡性預金、その他の預金の平均残高	49
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金 及びその他の区分ごとの定期預金の残高	49
(3) 貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越 及び割引手形の平均残高	50
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金の残高	50
ウ. 担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、 動産、不動産、保証及び信用の区分をいう)の 貸出金残高及び債務保証見返額	50
エ. 用途別(設備資金及び運転資金の区分をいう)の 貸出金残高	51

オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に 占める割合	51
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	51

(4) 有価証券に関する指標

ア. 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、 商品政府保証債及びその他の商品有価証券の 区分をいう)の平均残高	53
イ. 有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式 及び外国証券、その他の証券の区分をいう)の 平均残高、残存期間別の残高	53
ウ. 預証率の期末値及び期中平均値	53

[4] 金庫の事業の運営に関する事項

1. リスク管理の体制	29~30
2. 法令等遵守の体制	27~28
3. 金融ADR制度への対応	25

[5] 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

1. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書	39~46
2. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	52
(2) 延滞債権に該当する貸出金	52
(3) 3か月以上延滞債権に該当する貸出金	52
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	52
3. 自己資本の充実の状況等について金融庁長官が 別に定める事項	69~85
4. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益	
(1) 有価証券	54~55
(2) 金銭の信託	55
(3) 第102条第1項第5号に掲げる取引	55~56
5. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	56
6. 貸出金償却の額	56
7. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借 対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は 損失金処理計算書について会計監査人の監査を 受けている場合にはその旨	42

●連結(信金法施行規則第133条における規定)

[1] 金庫及びその子会社等の概況に関する事項

1. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 58
2. 金庫の子会社等に関する事項
 - (1) 名称 59
 - (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 59
 - (3) 資本金又は出資金 59
 - (4) 事業の内容 59
 - (5) 設立年月日 59
 - (6) 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主
又は総出資者の議決権に占める割合 59
 - (7) 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する
当該一の子会社等の議決権の総株主
又は総出資者の議決権に占める割合 59

[2] 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項

1. 直近の事業年度における事業の概況 58
2. 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標
 - (1) 経常収益 58
 - (2) 経常利益又は経常損失 58

- (3) 当期純利益又は当期純損失 58
- (4) 純資産額 58
- (5) 総資産額 58
- (6) 連結自己資本比率 58

[3] 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項

1. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書 59～64
2. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - (1) 破綻先債権に該当する貸出金 65
 - (2) 延滞債権に該当する貸出金 65
 - (3) 3か月以上延滞債権に該当する貸出金 65
 - (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 65
3. 自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項 69～85
4. 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの
事業の種類別セグメント情報 58

●金融機能の再生のための緊急処置に関する法律第7条

- 資産の査定公表 52

●地域活性化への取組み

- 11～18

●総代会に関する情報開示

- 22～23

— 任意開示項目 —

1. 概況・組織
 - (1) 経営方針 12
 - (2) 会員数 12,47
 - (3) 営業地区 89
 - (2) 商品有価証券の種類別期末残高 53
 - (3) 公共債引受額 53
 - (4) 公共債窓販実績 53
 - (5) 公共債ディーリング実績 53
2. 経理・経営内容
 - (1) 経費の内訳 48
 - (2) 報酬体系について 48
 - (3) 職員1人当たり預金残高 57
 - (4) 職員1人当たり貸出金残高 57
 - (5) 1店舗当たり預金残高 57
 - (6) 1店舗当たり貸出金残高 57
3. 資金調達
 - (1) 預金科目別残高 49
 - (2) 預金者別預金残高 49
 - (3) 財形貯蓄残高 49
4. 証券業務
 - (1) 有価証券の種類別期末残高 53
5. 国際業務
 - (1) 外国為替取扱高 57
 - (2) 外貨建資産残高 57
6. その他業務
 - (1) 主な手数料一覧 36～37
 - (2) 代理貸付残高の内訳 57
 - (3) 内国為替取扱実績 57
7. その他
 - (1) 沿革・歩み 91
 - (2) 商品・サービスの案内 31～36
 - (3) 商品利用に当たっての留意事項 32,34
 - (4) 「お客さまの声」に対する取組み 26
 - (5) 人事制度 19～20